

特別史跡水城跡保存整備基本設計

平成 27 年 3 月

水城跡整備事業推進協議会
太 宰 府 市



序

本市では、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に位置づけ、豊かな自然と数多くの歴史・文化遺産を最大限活用しながら、まちづくりを行っております。

とりわけ水城跡は『日本書紀』に記述された、我が国のみならず東アジアの歴史を語るうえでも重要な遺跡の一つであり、昨年は水城が築造されて1350年の節目を迎え、さまざまな記念行事を催したところです。



これから、さらに多くの人々が水城跡を身近で親しみのある史跡として関心を持ち、価値を知ることができるよう、「知る」「学ぶ」「感じる」といった体験を通じて時代と向き合う水城跡の継承と未来へ伝達していくことができる保存整備を目指し、福岡県、大野城市とともに「特別史跡水城跡保存整備基本設計」を策定いたしました。

水城跡が地域住民の皆様にもっと親しんでいただき、また、史跡を守り、語り継いでこられた先人の思いが、より広く次の時代を担う若い世代に伝えられることを期待しています。

結びに、本計画策定にあたり熱心にご審議いただきました水城跡整備事業推進協議会の皆様、ご指導・ご助言を賜りました文化庁並びに大宰府史跡整備指導委員会の皆様、「ワークショップ」「パブリック・コメント」などを通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様並びに関係各位に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

大宰府市長

井上保廣

刊行にあたって

福岡から国道を車で南下すること約 20 分、目の前を左側（東）四王寺山麓から右側（西）に樹木茂る長大堤が延びて行く手を遮断している。これが『日本書紀』天智天皇 3 年（664）条に伝える水城大堤であり、西に 1.2km ほど続いて牛頸山塊東端に接続する。古代における一大国家的事業の記念物であり、以来今日まで幾星霜を経ながらよく原形を保ちつづけてきた歴史の証人でもあります。さらに中世以降も名所として広く知られ、地域の人々には今日まで里山的景観を保持して親しまれてきました。



一方、大野城・基肆城などの山城とともに、古代大宰府の外郭防衛線を形成していた歴史的由緒によって、昭和 28 年（1953）、あわせて国の特別史跡に指定されました。行政当局でも昭和 46 年（1971）、大宰府史跡整備対策委員会を結成して整備をすすめてきた経緯を承けて、平成 17 年（2005）、水城跡整備事業推進協議会が設立され、保存整備事業は具体的な活動に入りました。

しかしながら史跡整備事業は、まず史跡の学術調査や研究の成果を反映させて正しく継承し、後世に伝えてゆくことが大前提であります。そこで大宰府史跡調査研究指導委員会から付託された、地元委員で構成する大宰府史跡整備指導委員会もこの整備案の検討に参画することとなりました。この指導委員会は大野城跡の整備事業からかかわっていて、大宰府史跡全体の整備にも配慮しなければなりません。

かくして平成 24 年（2012）から 9 回に及ぶ整備推進協議会で真摯な検討が重ねられて、本書ができあがりました。ここに関係各位の御努力に感謝するとともに、さらに次なる整備の実施へと進展してゆくことを期待する次第であります。

平成 27 年 3 月 31 日

大宰府史跡整備指導委員会

委員長 小田富士雄

例言

1. 本書は、太宰府市と大野城市にまたがる特別史跡水城跡の保存・整備に係る基本計画・基本設計である。
2. 本計画・設計は、太宰府市教育委員会・大野城市教育委員会・福岡県教育委員会・九州歴史資料館が共同して策定した。
3. 太宰府市では、平成 16 年度に「太宰府市文化財保存活用計画―水城跡に関する環境整備方針」を、大野城市では、平成 15 年度に「特別史跡水城跡環境整備基本計画（案）」を策定しており、それぞれの既往計画に基づきながら、本計画・設計の策定を進めた。
4. 本計画・設計の検討にあたっては、平成 24・25 年度に実施した市民ワークショップの成果等を盛り込みながら、水城跡整備事業推進協議会作業部会で素案を作成したうえで、大宰府史跡整備指導委員会に提案・報告を行ない、指導・助言を得た。またその内容については、水城跡整備事業推進協議会へ報告を行なった。
5. 本計画・設定の策定については、文化庁記念物課の指導と、春日市の協力を得た。

目次

1章. はじめに	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 推進体制	1
(1) 水城跡整備事業推進協議会	
(2) 大宰府史跡整備指導委員会の構成	
(3) 大宰府史跡整備指導委員会での検討経過	
3. 計画の対象	4
2章. 前提条件の把握	5
1. 上位・関連計画	5
【太宰府市】	
(1) 第五次太宰府市総合計画（平成23年3月策定）	
(2) 太宰府市文化財保存活用計画（平成17年3月策定）	
(3) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針（平成17年3月策定）	
(4) 太宰府市民遺産活用推進計画（太宰府市歴史文化基本構想）（平成23年3月策定）	
(5) 太宰府市歴史的風致維持向上計画（平成22年度策定）	
【大野城市】	
(1) 第5次大野城市総合計画後期基本計画（平成26年3月策定）	
(2) 都市計画マスタープラン（平成24年3月改訂）	
(3) 大野城市ふるさと文化財保存整備活用基本計画（平成26年3月策定）	
(4) 大野城市環境基本計画（平成25年3月策定）	
2. 水城跡の現況	11
(1) 概要	
(2) 史跡指定・土地所有状況	
(3) 整備の進展状況	
(4) 土地利用	
(5) 交通網	
(6) 文化遺産	
(7) 景観特性	
3. これまでの調査の概要	22
(1) 発掘調査	
(2) 樹木調査	
(3) 地質調査	
(4) 水系調査	
4. 活用状況と問題点	29
(1) 日常的な利用	
(2) 歴史学習等	
(3) イベント企画等	
(4) 水城のPR	
(5) 水城跡へのアクセス	
5. 市民ワークショップのまとめ	31
【太宰府市】	
(1) 第1回ワークショップ テーマ	
: 「〇〇にとっての水城跡とは？」	

- (2) 第2回ワークショップ テーマ
：「水城跡の将来像を描こう！」

【大野城市】

- (1) 第1回ワークショップ テーマ
：「水城跡にとって必要なものを考えよう」
- (2) 第2回ワークショップ テーマ
：「具体的な整備イメージを描こう①」
- (3) 第3回ワークショップ テーマ
：「具体的な整備イメージを描こう②！」

3章. 水城の価値と構成要素	36
1. 水城の価値	36
(1) 歴史的な構造物としての価値	
(2) 大宰府都城としての価値	
(3) 国内外との交流・往来の場としての価値	
(4) 水城跡としての価値	
2. 水城の構成要素	41
4章. 整備に向けた課題	42
1. 遺跡の保存・修理	42
2. 遺構の表現	42
3. 遺跡の活用	42
5章. 基本理念	43
6章. 基本方針	44
(1) 価値の確実な保存	
(2) 本質的価値の顕在化	
(3) 歴史を伝える環境づくり	
(4) 未来につなぐ仕組みづくり	
7章. 基本計画	45
1. エリア区分の考え方	45
2. 保存修理	47
(1) 遺構の保存	
(2) 遺構の修理	
(3) 緑の計画的管理	
3. 遺構の表現	56
(1) 土塁の表現	
(2) 濠の表現	
(3) 木樋の表現	
(4) 門・官道の表現	
(5) 建物の表現	
(6) 地形の表現	
4. 施設計画	59

(1) 活用の視点	
(2) 活用の対象者と導入機能	
(3) 導入拠点施設の設定と計画動線	
5. 整備方針図	67
6. 段階的整備の考え方	68
(1) 短期整備の考え方	
(2) 中期整備の考え方	
(3) 長期整備の考え方	
7. 前期における各部の整備イメージ	70
(1) 西門エリア	
(2) 中央エリア	
(3) 東門エリア	
8章. 基本設計	81
1. 共通事項	81
(1) 土塁の保存修理	
(2) 土塁の表現	
(3) 濠の表現	
(4) 園路	
(5) サイン	
(6) 建築施設	
2. 西門エリア	93
(1) 水城ゆめ広場	
(2) 西門跡周辺広場	
3. 中央エリア	113
(1) 土塁断面解説広場・木樋	
(2) 欠損部外濠広場	
4. 東門エリア	129
(1) 東門エリアの全体設計	
(2) 場所ごとの設計	
5. 整備スケジュール	144
(1) 追加調査計画	
(2) 事業スケジュール	
9章. 今後の課題	147
1. 継続的な調査に基づく復元考察の推進	147
2. 保全のための継続的な修理・管理	147
3. 整備に向けた公有化の推進	147
4. 活用にむけた協働	147
5. 一体的な動線の確保	148
(1) 御笠川を渡る動線の検討	
(2) 西門跡周辺の動線の検討	
(3) JR 鹿児島本線を渡る動線の検討	
(4) 小水城との動線のつながりの確保	

1. 計画策定の背景と目的

太宰府市と大野城市にまたがる水城跡は、国の特別史跡に指定されている。

指定後の水城跡における整備事業は、昭和50年代に策定された「大宰府歴史公園整備後期五ヶ年計画」に基づく環境整備から始まった。当時の指定面積ならびに公有地は現在と比べて狭く、部分的な整備とならざるを得ない状況であった。

それから、およそ30年が経過し、指定拡張・土地の公有化が大きく進む中、あらためて水城跡整備の機運が高まったことに加え、近年多様化する史跡整備の在り方を踏まえた新たな将来像を描く必要性が生じた。また、それと併行して土塁の経年劣化や樹木の成長、平成18年に発生した台風13号による被害など、遺構保存上の問題も顕在化した。

以上を踏まえ、既往計画の見直しを図りながら、保存修理と環境整備を組み合わせ、水城跡が地域の誇りとしてさらなる発展を遂げるため、魅力ある史跡空間の創造に向けた実効性の高い基本計画及び基本設計の策定を企図した。

2. 推進体制

(1) 水城跡整備事業推進協議会

水城跡は、延長1.2kmと長大な遺構で、太宰府市と大野城市にまたがって所在していることから、事業主体の問題など、整備計画を立案する上で多くの課題を抱えていた。

このような問題を解決すべく、当該史跡がある太宰府市・大野城市と福岡県・九州歴史資料館が互いに協力して、両市が策定したそれぞれの既往計画をもとに、緊密な連携を図りながら基本計画・設計を策定することが最も望ましいとの結論に至った。

これらを踏まえ、本史跡が所在する太宰府市、大野城市に福岡県と九州歴史資料館を加える形で、平成17年11月に水城跡整備推進協議会は設立された。本協議会は、下部組織として幹事会と作業部会が設けられており、主として作業部会が計画案の作成を担当した。

本協議会の事務局は、太宰府市・大野城市が2年ごとに交代であたっている。次項に、基本計画・基本設計が本格的に行われるようになった平成23年度以降の協議会の体制について記す。

水城跡整備事業推進協議会の体制

- 会 長 井本 宗司 (大野城市長) (平成21年11月～平成23年10月) (平成25年11月～平成27年10月)
井上 保廣 (太宰府市長) (平成23年11月～平成25年10月)
- 副会長 井上 保廣 (太宰府市長) (平成21年11月～平成23年10月) (平成25年11月～平成27年10月)
井本 宗司 (大野城市長) (平成23年11月～平成25年10月)
伊崎 俊秋 (福岡県教育庁文化財保護課長) (～平成26年3月)
赤司 善彦 (福岡県教育庁文化財保護課長) (平成26年4月～)
- 理事 南里 正美 (九州歴史資料館副館長) (～平成24年3月)
篠田 隆行 (九州歴史資料館副館長) (平成24年4月～平成26年3月)
伊崎 俊秋 (九州歴史資料館副館長) (平成26年4月～)
齋藤 廣之 (太宰府市教育委員会教育部長) (～平成24年3月)
古野 洋敏 (太宰府市教育委員会教育部長) (平成24年4月～平成25年3月)
今泉 憲治 (太宰府市教育委員会教育部長) (平成25年4月～平成26年3月)
堀田 徹 (太宰府市教育委員会教育部長) (平成26年4月～)
藤島 正明 (大野城市教育委員会教育部長) (～平成25年3月)
見城 俊昭 (大野城市教育委員会教育部長) (平成25年4月～)
- 幹事 田上 稔 (福岡県教育庁総務部文化財保護課文化財保護係長)
小田 和利 (九州歴史資料館学芸調査室長)
井上 均 (太宰府市教育委員会文化財課長) (～平成24年6月)
菊武 良一 (太宰府市教育委員会文化財課長) (平成24年7月～)
舟山 良一 (大野城市教育委員会ふるさと文化財課長) (～平成23年3月)
浦山 敏弘 (大野城市教育委員会ふるさと文化財課長) (平成23年4月～平成23年9月)
鐘ヶ江義則 (大野城市教育委員会ふるさと文化財課長) (平成24年4月～平成26年3月)
平田 哲也 (大野城市教育委員会ふるさと文化財課長) (平成26年4月～)
- 作業部会 入佐友一郎 (福岡県教育庁総務部文化財保護課)
杉原 敏之・岡寺 良・下原 幸裕・一瀬 智 (九州歴史資料館学芸調査室)
城戸 康利・友添 浩一・池本 義彦・山村 信榮・橋川 史典・斉藤 実貴男・井上 信正・
高橋 学・沖田 正大 (太宰府市教育委員会文化財課)
中山 宏・徳本 洋一・石木 秀啓・林 潤也 (大野城市教育委員会ふるさと文化財課)
- オブザーバー
中村 昇平・吉田 佳広 (春日市教育委員会)
- 指導助言 内田 和伸・中井 將胤 (文化庁記念物課整備部門)
市原富士夫 (文化庁記念物課文化的景観部門)

(2) 大宰府史跡整備指導委員会の構成

策定に際しては、大宰府史跡整備指導委員会（事務局：福岡県）に提案・報告を行い、専門的見地から適切な指導・助言を受けながら進めた。

また、大きな方向性については、大宰府史跡調査研究指導委員会（事務局：九州歴史資料館）からも指導・助言を受け、それらの結果を水城跡整備事業推進協議会へ報告しながら進めた。

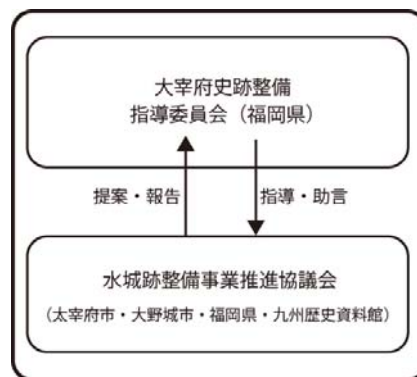


図 1-1: 推進体制

委員長 小田 富士雄 (福岡大学名誉教授；考古学)

副委員長 杉本 正美 (九州芸術工科大学名誉教授；緑地計画学)

委員 西谷 正 (九州大学名誉教授；考古学)
林 重徳 (佐賀大学名誉教授；地盤工学)
小西 龍三郎 (元九州造形短期大学教授；建築史学)
森 弘子 (太宰府発見塾塾長；地元有識者)
坂上 康俊 (九州大学大学院教授；歴史学)

(3) 大宰府史跡整備指導委員会での検討経過

大宰府史跡整備指導委員会におけるこれまでの経過を以下に記す。

平成 24 年 1 月 23 日	水城跡整備方針のこれまでの経緯説明
平成 25 年 3 月 14 日	基本計画の検討
平成 25 年 6 月 28 日	基本計画の検討 (1～6 章)
平成 25 年 8 月 29 日	基本計画の検討 (5～7 章)
平成 25 年 11 月 28 日	基本計画・基本設計の検討 (7・8 章)
平成 26 年 1 月 21 日	基本設計の検討 (8 章)
平成 26 年 3 月 26 日	基本設計の検討 (8 章)
平成 26 年 6 月 30 日	基本設計の検討 (8 章)
平成 26 年 9 月 5 日	基本設計の検討 (8 章)

3. 計画の対象

計画の対象は、史跡指定地及び指定拡張予定区域を基本とする。なお、検討に際して、水城跡が市街地に立地する史跡であることから、必要に応じて周辺を含め検討を行う。

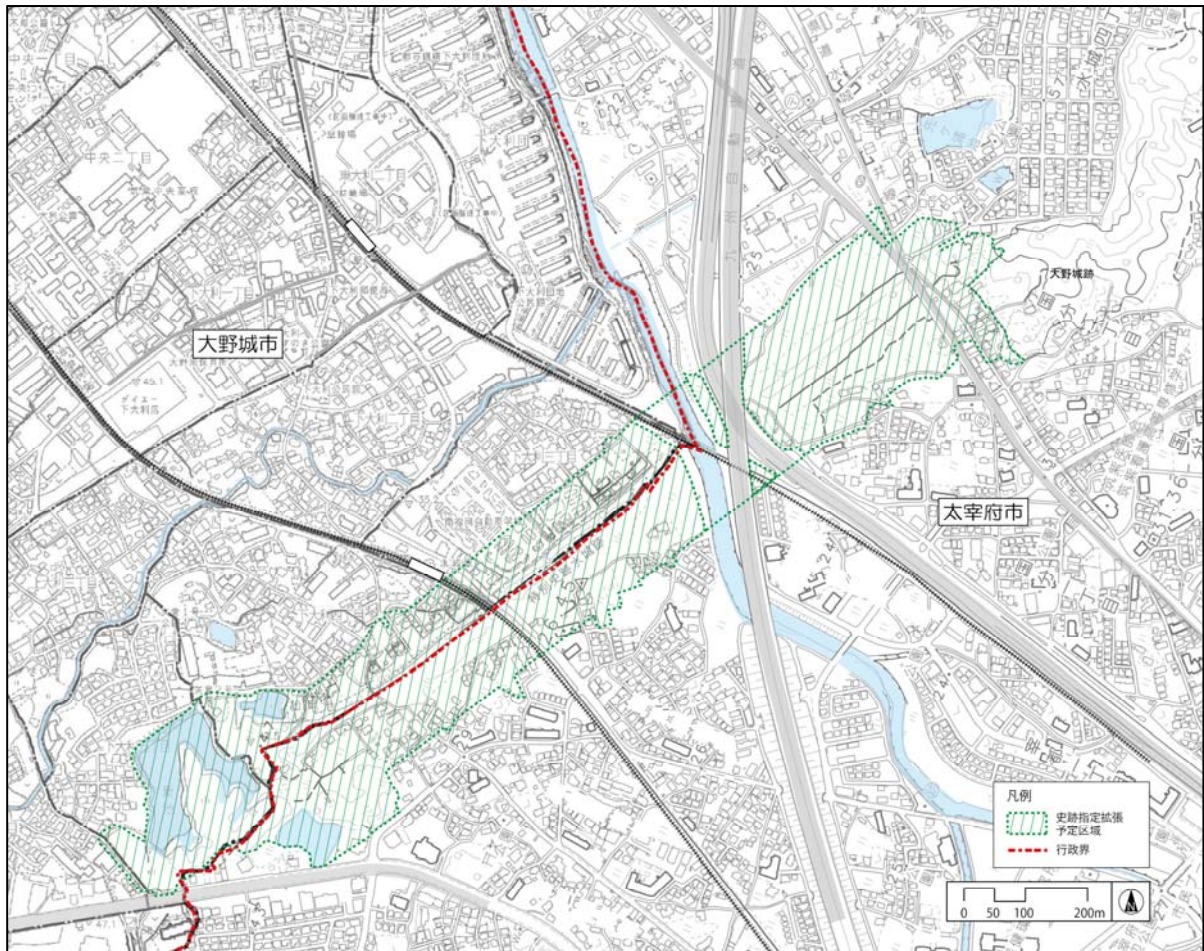


図 1-2: 計画の対象範囲

2章. 前提条件の把握

1. 上位・関連計画

【太宰府市】

(1) 第五次太宰府市総合計画（平成23年3月策定）

第五次太宰府市総合計画では、太宰府市の将来像「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指した今後10年間（平成23～32年度）のまちづくりの指針が定められており、前期基本計画（平成23～27年度）において「7つの目標と34施策」が策定されている。

①基本構想（平成23～32年度10年間）

本市の目標とする将来像を定め、10年後の目指すべきまちの姿を明らかにしたものを。

■将来像

「歴史とみどり豊かな文化のまち」～語り継ぎ守り育てる太宰府の姿～

■十年後の目指すべきまちの姿

- ・生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち
- ・快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち
- ・地域の特色と豊かな資源を活かした魅力と活気あふれるまち

■まちづくりの理念

- ・協働のまちづくり

～みんなが幸せになるために、みんなで考え、みんなで実現すること

- ・太宰府らしさを活かしたまちづくり

～まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）

②前期基本計画（平成23～27年度5年間）

■7つの目標と34施策

1. 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり
2. 安全で安心して暮らせるまちづくり
3. 豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり
4. 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり
5. 魅力的な生活環境が整い産業が活気づくまちづくり：5-22. 未来に伝える景観づくり
6. 歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり：6-28. 文化遺産の保存と活用
7. 市民と共に考え共に創るまちづくり

(2) 太宰府市文化財保存活用計画（平成17年3月策定）

太宰府市の文化財については、市内各地に残る歴史文化の所産を文化財の枠組みを広げた文化遺産としてとらえ、指定文化財とあわせて「太宰府市民遺産」と位置づけ、保存活用の方針を定めている。

この太宰府市文化財保存活用計画のなかで、「水城跡」は「太宰府市民遺産（試行版）」の中で“古代防衛施設水城跡”として取り上げられ、文化財基本計画において、「太宰府関連史跡に関する保存活用方針」「水城跡に関する環境整備方針」が定められている。

①「水城跡」の文化財保護事業に対する太宰府市の基本方針

地方分権の高まりや自治体の財政事情などにより、今後、県とともに関係する市町村と一体となった整備推進を働きかけながら、水城跡の環境整備方針を示していく。

②水城跡に関する環境整備方針

- ・水城跡を損傷等から守るため、遺跡の修理・復旧や緑の計画的管理といった保存整備に取り組む。
- ・来訪者のアクセスを考慮した導入拠点の配置や水城跡を知ってもらう上で重要な場所等を回遊拠点として整備し、そしてそれらを含め全体をつなぐネットワークの形成に取り組むことで、より多くの人に水城跡を知って親しんでもらえる史跡地の公開を目指す。
- ・史跡地を公開する上で取り組む環境整備にあたっては、大野城市等の連携を強化し、全体として統一感や調和を確保する。
- ・市民等との連携に努め、人々に支持され記憶に残る水城跡の実現に取り組む。

(3) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針（平成17年3月策定）

大宰府関連史跡に関する保存活用方針は、先の太宰府市文化財保存活用計画の一部を構成するもので、大宰府関連史跡の「保存管理計画」策定の基本的指針となるものである。

その中で「水城跡及び周辺」については、“大宰府関連史跡の北側からの導入部となる地区”と位置づけられ、次のように水城に関わる環境整備方針が掲げられている。

①水城跡を一体化する整備の推進

水城本来の空間特性の復元を目指し、水城跡を縦断できる回遊ルートを設置することで連続性を回復する。損傷箇所の修理を進める中で散策路等の環境整備を推進する。一方、水城跡の価値を明示するために必要な復元整備を行い回遊空間としてメリハリのあるネットワークを大野城市や春日市との連携によって形成する。

②緑の計画的管理

遺跡に悪影響を与えている樹木等は史跡管理としての間伐等を推進する一方で、市民等の活動の対象となる里山などについては、遺跡と調和した緑として協働による維持管理を環境学習会等の開催により推進する。また維持管理に向けた管理用通路等も遺構を傷めない範囲で合理的に確保するため、回遊ルート等との連携を図る。

③北側からの導入拠点の形成

水城跡は大宰府関連史跡のみではなく太宰府市の広域的な導入拠点としての整備を図る。そのため水城跡は構造物としての印象を高める整備を目指す。一方、大規模な駐車スペースや便益交流施設等は水城跡より周辺に確保し多様な活用ニーズに応える。

④地域との連携

水城跡は、水城、国分、吉松地域に根づいた遺跡であり、近隣の人々の深い愛情に見守られている。また、新旧を問わず地元自治会による清掃活動等も見られ、今後はこうした身近な活動を発見し育成することで、人々に受け継がれる史跡管理を目指す。

(4) 太宰府市民遺産活用推進計画（太宰府市歴史文化基本構想）（平成 23 年 3 月策定）

太宰府市民遺産活用推進計画は、先の太宰府市文化財保存活用計画を基本に、悠久の歴史より受け継がれてきた先人たちの営みを活かす取り組みであるとともに、市民提案による市民が評価し認定する太宰府市民遺産の取り組みを実体化する計画である。このため、太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産のすべてを対象としている。

市民全体で文化遺産を保存活用していくための取り組み方針を、「そのものとして見守る」「文化財として保護する」「太宰府市民遺産として育成する」のもと推進していくものである。

この中で、「水城跡」については、特別史跡であるため「文化遺産を文化財として保護する」ことがおもに該当するものと考えられる。

(5) 太宰府市歴史的風致維持向上計画（平成 22 年度策定）

太宰府市歴史的風致維持向上計画においては、重点区域「太宰府市歴史的風致維持向上地区（約 850ha）」の設定が行われ、「水城跡」も他の特別史跡「大宰府跡」「大野城跡」とともに内包されており、なかでも景観育成地区（人と遺跡の共存史）としての設定と位置づけられている。

《特別史跡水城跡》

特別史跡水城跡は昭和 40 年代に福岡県により保存整備事業が行われた。その後、活用を含めた再整備計画が大野城市により提示されたが、太宰府側全体を含めての保存整備計画が大宰府史跡調査研究指導委員会で要請された。平成 16・17 年度にそれぞれの市で水城跡に関する整備基本計画・環境整備方針が出され、太宰府市では平成 21 年度から、大野城市では平成 20 年度から保存修理を開始した。今も土塁上で繁茂した樹木の整理を行いつつ、平成 22 年度には御笠川左岸欠堤部法面の保存修理、平成 23 年度には御笠川左岸土塁保存修理など、順次保存修理を先行させつつ、東門跡周辺の整備を行う予定である。このように市民憩いの場となるよう、またさいふまいりの人々が名所としての水城跡を体感できるよう大野城市と連携して、文化庁、福岡県、大宰府史跡調査研究指導委員会、大宰府史跡整備指導委員会の指導のもと整備を実施していく。

【大野城市】

(1) 第5次大野城市総合計画後期基本計画（平成26年3月策定）

第5次総合計画では、平成21年度から平成30年度までの基本構想を定め、後期5年（平成26～30年度）の基本計画を定めている。基本構想では、3つの戦略的政策を「リーディング・プロジェクト～おおのじょう未来戦略～」として位置づけ、先導的・重点的に展開する11個のテーマ・32のプランに分けている。また、分野別プランとして、7つの分野について37の施策テーマを掲げている。

① 基本構想（平成21年度～30年度10年間）

新しい自治と分権のしくみを築くことを目指し、基本構想をまとめた。

■都市（まち）の将来像

「ともに創る 個性輝く やすらぎのコミュニティ都市」

■将来像の実現に向けた基本的な考え方

- ・ともに創る 個性輝く市民に身近なまち
- ・ともに創る やすらぎのあるまち
- ・ともに創る 新しい時代にふさわしいまち

■3つのリーディング・プロジェクト

- ・コミュニティ元気プロジェクト
- ・ひと・まちいきいきプロジェクト
- ・くらしやすらぎプロジェクト

②後期基本計画（平成26～30年度5年間）

■分野別プランにおける7つの分野

- ・パートナーシップで自治力みなぎるまち（コミュニティ）
- ・心豊かな人と文化を育むまち（教育・文化）
- ・にぎわいと魅力あるまち（産業・経済）
- ・幸せな暮らしをともに支えるまち（健康・福祉）
- ・安心でやすらぎあるまち（環境・安全）
- ・自然と共生する便利で快適なまち（都市・建設）
- ・市民の信頼に応えるまち（地域経営）

■分野別プランにおける水城跡整備の位置づけ

- ・分野別プラン②－6文化遺産の保存と活用 ②史跡・文化財の整備・活用

(2) 都市計画マスタープラン（平成24年3月改訂）

平成24年3月に改定された大野城市都市計画マスタープランでは、次のように水城跡の整備が位置づけられている。

①交通

■駅及び駅周辺へのアクセス

現在、JR水城駅付近には駐輪場のみが整備されているが、今後は歴史資源の玄関口と言える駅及び駅周辺施設の整備が望まれている。それに併せて、国の特別史跡「水城跡」と駅周辺の景観に配慮した整備の検討を進めていく必要がある。

②身近なオープンスペース

水城跡は、史跡として重要なだけでなく、身近で貴重な緑地帯でもあり、今後もより多くの人に親しみを持ってもらうために、全体的な整備が求められている。

③歴史資源

歴史資源そのものの保護だけでなく、周辺環境とあわせたまちづくりへの活用が求められている。特に大野城跡や水城跡は散策ルートにも適しているため、その活用への期待が高まっている。平成 22 年には水城跡の一部を歴史公園「ふるさと水城跡公園」として整備したが、今後もさらなる活用が求められている。

自然と共存する都市環境の構造を支え、歴史的環境であるとともに市民の憩いの場となるくつろぎ拠点とする。

また、歴史的遺産である水城跡や大野城跡及び牛頸須恵器窯跡などは、歴史資源であると共に貴重な自然環境であり、その保存保護が必要となる。

水城跡周辺は年次的に買上げを行っている。今後は、小水城を含めた整備の検討が必要となる。

④将来の都市構造（骨格プラン）

■くつろぎ拠点（四王寺山、牛頸山、水城跡等）

大野城跡や大野城総合公園（まどかパーク）一帯、牛頸山や大野城いこいの森、水城跡や三兼池公園等、人々が身近に親しめる歴史・自然地域となっている。

⑤街並みの保全

住居地域はもちろん、近隣商業地域や準工業地域などの市街地の街並みだけではなく、水城跡などの史跡や、旧集落とその周りの農地や川などののどかな田園風景を保全するため、景観計画や景観地域など、各種景観施策の実施を検討する。

⑥歴史環境の保全・整備

歴史的価値がある大野城跡、水城跡、そして牛頸須恵器窯跡をふるさとのかけがえのない文化遺産として守り伝えるために活用を図る。

■具体的な取り組み

- ・国の特別史跡「水城跡」の史跡指定区域の買い上げの継続
- ・歴史的文化財の保護、活用にかかる施設の整備
- ・水城及び大野城の築堤・築城 1350 年をそれぞれ平成 26、27 年に迎えることから、これら歴史的な文化遺産を、より身近なものとしていくための関連事業の実施
- ・小水城を含む水城跡の整備検討
- ・国の特別史跡「水城跡」と JR 水城駅周辺の景観に配慮した整備の検討
- ・大野城跡が残る四王寺山の保護と市民に親しまれる環境整備
- ・牛頸須恵器窯跡とその周辺環境の保全
- ・万葉愛好団体等へ御笠の森の周知・啓発活動
- ・御笠の森を構成する樹木の適切な管理・保全

(3) 大野城市ふるさと文化財保存整備活用基本計画（平成 26 年 3 月策定）

①保存活用計画

計画策定に当っては、歴史学習の題材や体験の場とするだけでなく、保存整備活用をまちづくりに活かすことが大事である。

■知る－ 1 文化財の調査を充実

「大野城跡」、「水城跡」、「牛頸須恵器窯跡」の調査は関連する市町や県と連携をとりながら進めていく。

■活かす－ 1 文化財を暮らしに活かす

「水城跡」（特別史跡）

土塁の詳細な観察の結果、長い年月を経てきたことから土塁に損傷箇所が多く見つかった。このため、当面は土塁に悪影響を及ぼす樹木の伐採と土塁修理作業を行う必要がある。その後に大規模な環境整備を行うことが重要である。環境整備の後は市民の協力を得ながら、維持管理や案内を行うことが必要となる。

②行政連携

文化財の対象範囲（領域）は、現在の行政区域を越えている場合も多くあり、文化財本来の魅力を活かしまちづくりに寄与するために、関係市町との連携を目指す。

(4) 大野城市環境基本計画（平成 25 年 3 月策定）

水城跡は文化財としてだけでなく、希少な都市部の緑地としても非常に大きな役割を果たしている。しかし、長い年月を経て、土塁に損傷箇所が見つかったので、公有地化を進め、土塁の修理作業、環境整備を実施し、その後、維持管理を行う必要がある。

そのため重要施策として、水城跡の用地取得を行い、公有地化を図り、水城跡整備事業推進協議会と連携をとりながら、損傷箇所などの環境整備に努めることが挙げられている。目標値としては、平成 21 年度の 76.9%を基準とし、平成 32 年度に 80%（買い取り対象総面積 114,655.52 m²）を掲げている。

2. 水城跡の現況

(1) 概要

水城は、福岡平野の最奥部に位置する太宰府の平地の前面にあり、東の大城山（四王寺山）と西の牛頭山から派生する丘陵を結ぶ長さ1.2km、高さ10mほどの土塁と、土塁に沿って設けられた濠からなる、古代の巨大土木構造物である。

『日本書紀』には、百濟復興支援のため朝鮮半島に派兵していた倭（日本）が、天智天皇2年（663年）白村江で新羅・唐の水軍に敗れ、翌年（664年）対馬・壱岐・筑紫等に防人・烽を置き、水城を築造したことを記す。その後すぐに大野城、基肆城、また同様の土塁（小水城）が築かれ、大宰府を取り囲む防衛ラインができ、大陸からの脅威に備えたと考えられている。敗戦はしたものの、こののち日本は東アジアを見据えた律令国家建設の道を進んでいく。水城は、大陸の脅威に対峙した遺跡として、またその後の時代を物語る上で先駆けとなった記念物としての意義がある。なお古代から中世にかけては、水城は「大宰府」の境界・出入口口としての役割を担い、その門は往来の場となった。そこでは数々の物語が生まれ、和歌も詠まれた。それらも水城を物語るものとして、今日まで語り継がれている。

表 2-1：水城の年表

元号	西暦	月日	水城にかかわる事象	関連事項	備考	出典
斉明6	660		百濟滅亡		百濟滅亡	
天智2 (称制)	663	8月	白村江の戦い		白村江の敗戦	『日本書紀』 『三国史記』 『旧唐書』
天智3 (称制)	664	是歳	対馬・壱岐・筑紫に防人・烽を置き、水城を築く。		水城 築堤	『日本書紀』
天智4 (称制)	665	8月		長門国の城、大野城と椽城(基肆城)を築く。	大野城・基肆城 築城	『日本書紀』
天智6 (称制)	667			近江遷都		『日本書紀』
				高安城・屋島城・金田城を築く。	高安城・屋島城・金田城 築城	『日本書紀』
天智9	670	2月		高安城修築、長門に1城、筑紫に2城を築く。		『日本書紀』
		12月		天智天皇 没。		『日本書紀』
天武元 (即位前)	672	6月	筑紫大宰栗隈王が、「筑紫国は、元より、辺賊の難をまもる。それ城を峻くし、隍を深くして、海に臨みて守らすは、豈内賊の為ならむや。」と述べる。		栗隈王の、近江軍への派兵拒否	『日本書紀』

元号	西暦	月日	水城にかかわる事象	関連事項	備考	出典
天武元 (即位前)		6月		天武(大海人皇子)挙兵【壬申の乱】	壬申の乱	『日本書紀』
天武7	679	12月		筑紫大地震	筑紫国を中心に発生した大地震	『日本書紀』
持統3	689			飛鳥浄御原令の制定	浄御原令での、筑紫大宰府の成立	
持統3	689	9月10日		筑紫に位記を送り、新城を監させる	筑紫の新城	『日本書紀』
持統8	694	12月		藤原宮遷都		『日本書紀』
文武2	698	5月		大野・基肆・鞠智の各城を修理(大宰府)	大野城・基肆城・鞠智城の修理	『続日本紀』
文武3	699	12月		三野・稲積の各城を修理(大宰府)		『続日本紀』
大宝元	701			大宝律令制定	大宝律令での、大宰府の成立	
和銅3	710			平城宮遷都		『続日本紀』
養老5	721			大宰府城門、災(ひつけり)。	これ以前に大宰府Ⅱ期政庁が整備される。	『類聚国史』
天平2	730	12月	大伴旅人 大納言昇進のため、大宰府を離れる		水城で、別れの和歌2首	『万葉集』
天平神護元	765	3月辛丑	少弐采女朝臣浄庭を、修理水城専知官となす			『続日本紀』
昌泰4	901	正月25日		菅原道真、左遷の宣旨が下る		『大鏡』
寛弘2	1005	6月14日	藤原高遠、巳刻水城に着き、府官の出迎えを受ける		「岩垣の水城の関に群れ迎ふうちの心も知らぬ諸人」	『大弐高遠集』
承德元	1097頃		大宰帥源経信の子、源俊頼が京へ上るとき、水城で和歌を詠む		「かきたへて みつきになりぬ これやさは 心つくしの かとてなるらん」 「くもりなく すむとおもひし みつきより やみにまとひて たちかへりる」	『調枕名寄』

元号	西暦	月日	水城にかかわる事象	関連事項	備考	出典
寿永2	1183		平家が大宰府から箱崎津へ逃げる際、水城を通る		「大臣殿以下の卿相・雲客は、指貫のそばをはさみ、水きの戸を出て、足跣(かちはだし)にて、我さきに前にと箱崎の津へこそ落給へ。」	『平家物語』
	鎌倉時代		藤原光俊(右大弁光俊朝臣)が水城の和歌を詠む		「夕霧や 立へたつらん いはかきの みつきの関 に 舟もかよはず」	『夫木和歌抄』
文永年間			元寇(文永の役)で、水城がみえる		「水木城ト申ハ前深田ニテ路一ツアリ。後ハ野原広続テ水木多豊也。馬蹄飼場ヨリ兵糧淵屋アリ。左右山間州余町ヲ透シテ高クキビシク築タリ。城戸口ニハ盤石門ヲ立タリ。今礎石計ニ成ニケリ。南ハ山ニ近テアヒ染川流タリ。右山腰ヲハ深く広く堀ヲホリ、二三里廻レリ。」	『八幡愚童訓』
文明年間	1469-1486		宗祇、水城を通る		「過るままに大成堤あり。いまば横たわれる山の如し。尋ればこれも天智天皇のつかせぬひたるとなん。民の愁いかばかりかと思ふも悲し。すべて国家を守る人は 云々。」	『筑紫紀行』
	1688-1703頃		貝原益軒『筑前国続風土記』で水城を述べる		「今其堤を見るに、長さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八丁許にして、其の間たえて堤無き所一町許有、堤の内は田と成て水を貯へず。元禄十二年(1699)、此堤の辺の田を掘りしに、大なる木二有て、掘出しける。長さ三間許小口二尺餘あり。一本は杉。一本は朽ちて見分ず。此堀を築きし時の台木なるべし。」	『筑前国続風土記』
	19c前半		青柳種信『筑前国続風土記拾遺』に「水城附岩垣関」を記す		「元禄年中此辺の土中より大材を掘出せしこと本編に見えたり。近年も松、杉、檜等の大材を此川の辺より穿出せり。少も朽損なし。」	『筑前国続風土記拾遺』

(2) 史跡指定・土地所有状況

水城跡は、大正 10 年 3 月 3 日に史跡指定を受け、その後も継続して指定地の追加が行われている。特別史跡と指定されたのは昭和 28 年 3 月 31 日で、水城跡の公有化は昭和 45 年から始められている。

平成 26 年 11 月現在、太宰府市は指定面積 157,475.64 m²、公有地化面積 111,472.48 m²、大野城市は指定面積 68,123.83 m²、公有地化面積 64,485.33 m²である。史跡指定状況は上記のとおりであるが、新たな発見により太宰府市側は約 50m、大野城市側は博多側へ約 60mの範囲で追加指定を目指している。また今後の未指定地の面積は太宰府市側では約 58,000.00 m²、大野城市側で約 47,000.00 m²となっている。

表 2-2：指定地追加年月日

昭和 13 年 12 月 28 日	平成 5 年 9 月 22 日	平成 14 年 12 月 19 日	平成 22 年 2 月 22 日
昭和 49 年 8 月 10 日	平成 6 年 8 月 8 日	平成 16 年 9 月 30 日	平成 23 年 2 月 7 日
昭和 52 年 2 月 2 日	平成 9 年 3 月 12 日	平成 18 年 7 月 28 日	平成 25 年 3 月 27 日
昭和 53 年 3 月 7 日	平成 9 年 9 月 2 日	平成 19 年 2 月 6 日	平成 26 年 3 月 18 日
昭和 56 年 5 月 16 日	平成 10 年 12 月 8 日	平成 20 年 7 月 28 日	平成 26 年 11 月
平成 2 年 6 月 28 日	平成 12 年 9 月 6 日	平成 21 年 2 月 12 日	

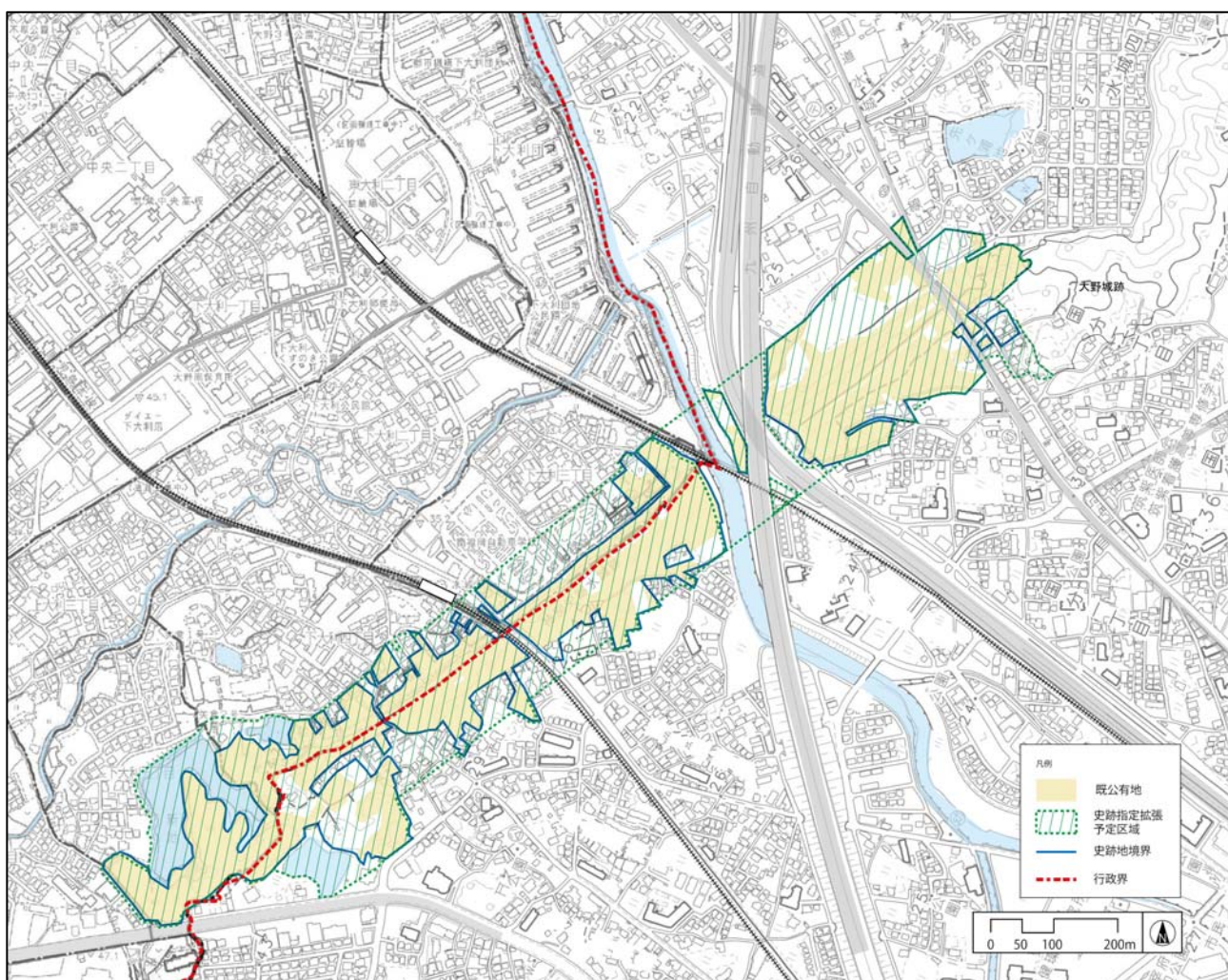


図 2-1：史跡指定・土地所有の状況

(3) 整備の進展状況

水城跡の整備は、これまで福岡県によって昭和 50～54 年にかけて盛土・芝貼り・植栽などの事業が行われた。当時は大宰府関連史跡の整備は福岡県教育委員会が行い、太宰府市、大野城市では史跡の公有地化、史跡の維持管理を担うという分担制が執られていた。

平成 8 年に福岡県による再整備が計画されたが、平成 11 年さらには 15 年に発生した豪雨災害を受け、当面の間、福岡県は大野城跡の災害復旧と環境整備に専念する運びとなった。

一方で、太宰府市と大野城市は、平成 18 年に発生した台風 13 号被害などを教訓に、水城跡の管理団体として、樹林整理による倒木対策と部分的な土塁修理などを正式な整備計画策定前の維持管理的措置（緊急修理事業）として実施している。

【太宰府市の整備事業】

- ・平成 14 年度；東門東側法面修理
- ・平成 15 年度； [災害復旧]復旧工事（倒木処理・陥没坑修理等）
- ・平成 16 年度；太宰府市が整備事業基本計画策定
- ・平成 18 年度； [災害復旧]；復旧工事（倒木処理・陥没坑修理等）
- ・平成 19 年度；整備事業開始、調査診断、樹木調査
[災害復旧]；陥没坑修理等
- ・平成 20 年度；調査診断、樹木調査
- ・平成 21 年度；発掘調査、樹木伐採剪定・土塁修理
- ・平成 22 年度；土塁修復工事、樹木伐採整理
- ・平成 23 年度；発掘調査、土塁修復工事
- ・平成 24 年度；発掘調査、土塁修復工事

【大野城市の整備事業】

- ・平成 15 年度；大野城市が整備基本計画策定
- ・平成 17 年度；整備事業開始、土木調査・樹木調査
- ・平成 18 年度；発掘調査・測量
[災害復旧]；復旧工事（倒木処理・陥没坑修理等）
- ・平成 19 年度；発掘調査、設計、樹木伐採
[災害復旧]；発掘調査、復旧工事（設計・工事）
- ・平成 20 年度；発掘調査、土塁修復工事
- ・平成 21 年度；発掘調査、保存修理
- ・平成 22 年度；発掘調査、園路整備等
- ・平成 23 年度；発掘調査、土塁修復工事
- ・平成 24 年度；発掘調査、土塁修復工事

【福岡県の整備事業】

- ・平成 11 年度；測量・植生調査



図 2-2:水城第2広場の整備



図 2-3:平成 23 年度実施の保存修理



図 2-4:ふるさと水城跡公園の整備



図 2-5:土塁上の樹木伐採整理

(4) 土地利用

水城跡は、長い間、薪炭林や畑地等として利用されてきたが、社会の変化と共に地域での利用の手から離れ、現在は樹林地や草地となっている。

昭和 28 年に特別史跡としての指定を受けたが、約 60 年の月日を経てその周辺で宅地化が進展し、往時の姿や全体像がわかりにくくなっている。農地の中に点在していた吉松や水城（太宰府市）、下大利（大野城市）といった旧集落域も一般住宅地の中に取り込まれている。

商業用地や工業用地は、幹線道路沿道を中心に分布し、県道福岡日田線（以下、県）福岡日田線と主要地方道福岡筑紫野線（以下、主）福岡筑紫野線）沿道に集積が著しい。公共公益施設用地は、比較的大規模な「社会福祉法人同朋会の高齢者福祉施設」「筑紫食糧販売協同組合」が見られる他、JR水城駅が指定拡張予定区域に隣接している。また、大野城市側には自動車学校が隣接している。

比較的まとまった農地は御笠川周辺、特に右岸を中心に残るのみとなっている。こうした農地は、住宅開発の進展が著しい大野城市側と比較して、太宰府市側に多く残されている。

西側にはため池、水城院跡などが位置している。大野城市側の新池の周囲に残る平坦地は、戦後娯楽施設として利用されてきた。また、東側史跡地内の一部には墓地が点在している状況にある。

一方で、公有化の進捗に伴い、公有化後の未利用地が、そのままの状態で見捨てられている箇所が目立ってきている。

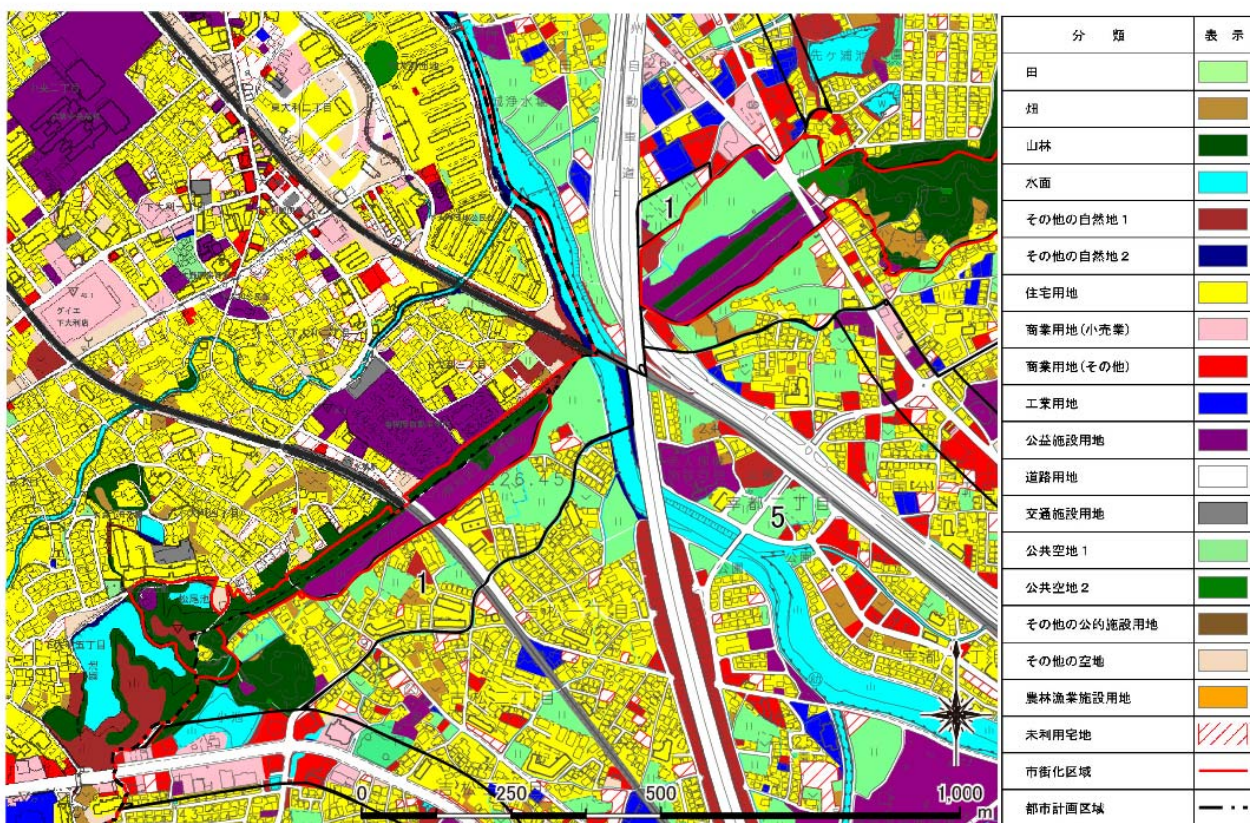


図 2-6: 水城跡周辺の土地利用の様子

(5) 交通網

水城跡は、九州自動車道、国道3号線、J R鹿児島本線、西鉄天神大牟田線、(県) 福岡日田線、(主) 福岡筑紫野線等の交通インフラが集中している。これら幹線道路等以外で水城跡を抜ける道路は、国道3号線の側道、東門、西門の箇所を通過する道路等がある。



図 2-7:水城跡を分断する
西鉄天神大牟田線と高速道路高架



図 2-8:JR鹿児島本線で分断された水城跡

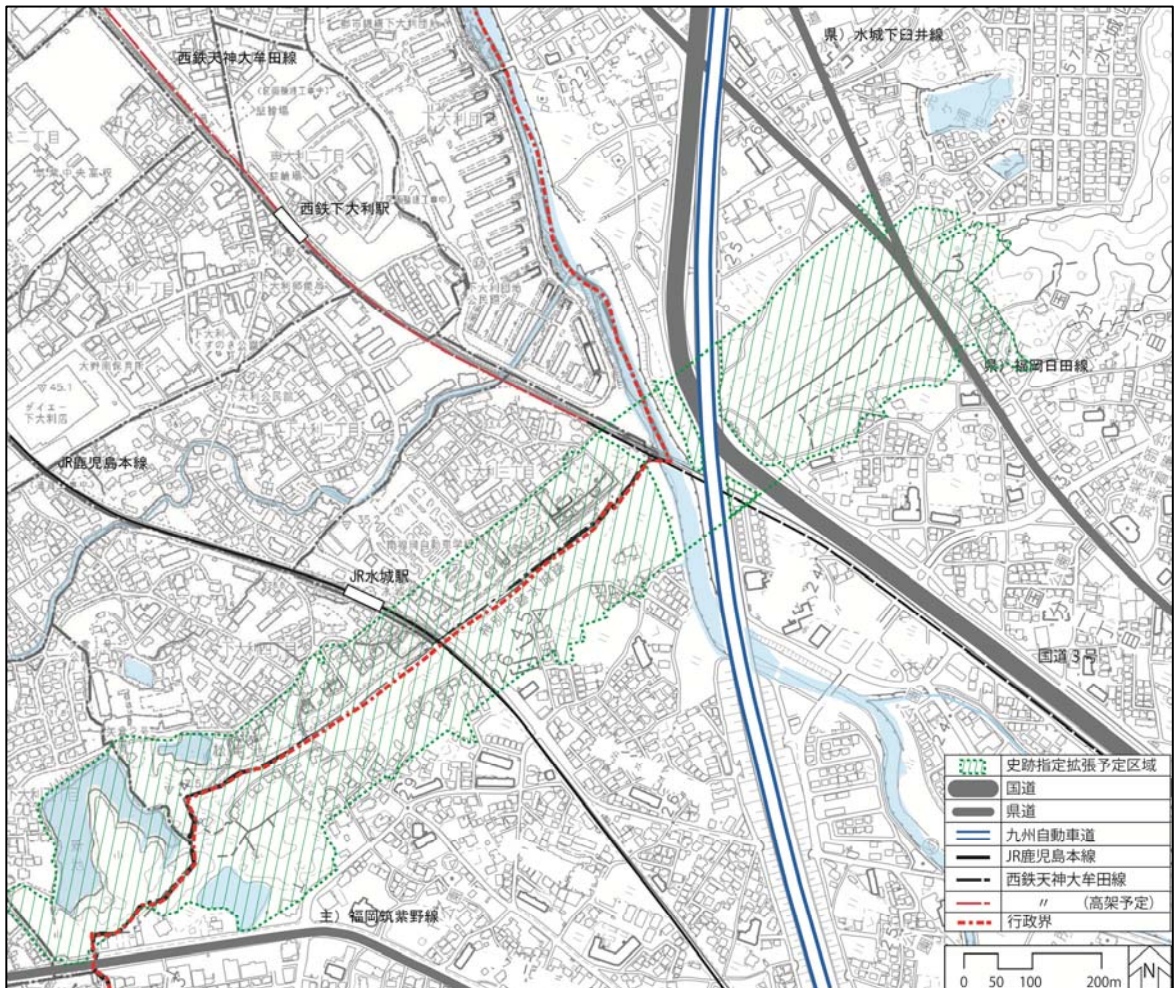


図 2-9:交通網の状況

(6) 文化遺産

水城跡は、文化財と周知される以前より、人々に遺跡として認知され顕彰されてきた。それは文献などの記録によるものだけでなく、地元の伝承として語り継がれたものもある。

「父子嶋」^{ててこじま}「ひともっこ山」など水城築造時の伝承地、「老松神社」「衣掛神社」「衣掛石」「姿見池」など菅原道真入府に関連する伝承・文化遺産、また蒙古襲来時に水城まで退却したという伝承などは、水城の歴史そのものにかかわる伝承・文化遺産である。また「水城大堤之碑」「水城院」など水城顕彰にかかわる文化遺産もある。

さらには、水城そのものには関わらないものの、その土地に由来する伝承や祠（塞神・古溪大明神など）が散在しており、また太平洋戦争下での水城跡での訓練の伝承や、戦車壕跡・高射砲台跡、迎賓施設跡（思水園）や、戦後の娯楽施設も地域の歴史として刻まれている。

これらは地元で大切にされてきたものであるとともに、地元の記憶であり、人と遺跡が共存してきたという歴史そのものである。その共存の事実を表徴する遺跡と周辺環境が一体となった姿は、大切に継承すべき遺産と捉える。

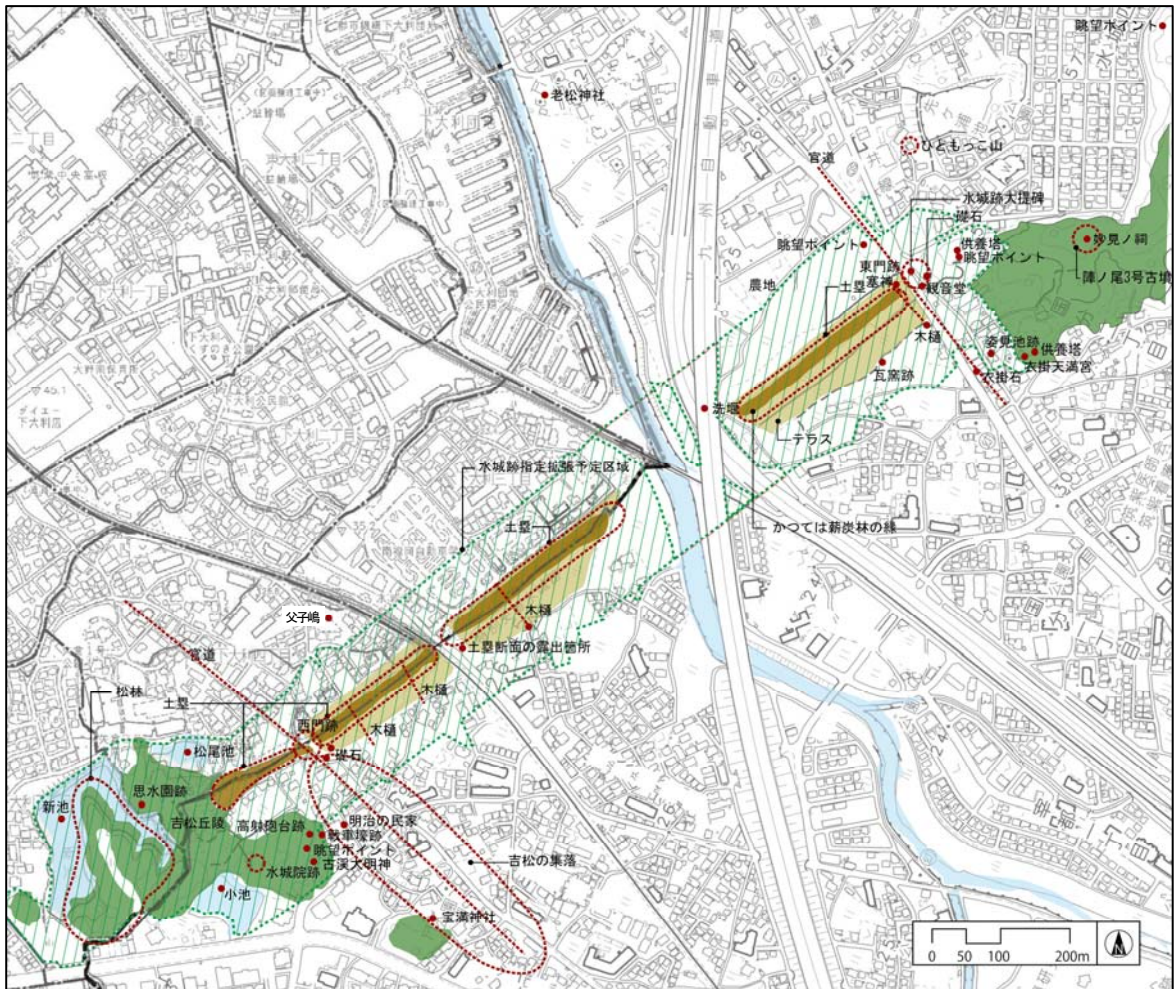


図 2-10:文化遺産の分布図

(7) 景観特性

水城跡は、様々な視点場からの眺めにより、その表情を変える。

視点場と水城跡との関係性は、近景である水城跡を通して、遠景となる周辺の要素を背景として、景観として認識するという構成になっている。

そのため、史跡地景観を論じていく際には、水城跡そのものの景観形成に加えて、周辺のバッファゾーン（緩衝エリア）となる遠景のあり方についても、その景観特性を把握し、将来にわたって良好な史跡地景観を保全していくための取り組みを検討することが必要である。

近年、太宰府市、大野城市によって実施されてきた樹木の伐採剪定により、土塁のラインが見えるようになるとともに、鬱蒼と繁茂した樹林に日が差し込む場所が確保されるなど、近景としての水城跡は変化してきている。しかし、大野城市に位置する西側の丘陵地周りなどは、鬱蒼と生い茂った樹木が薄暗い雰囲気醸し出しており、今後も継続的な樹木の管理が必要になってくる。

一方で、水城跡を市街地における貴重な緑地として捉えた場合には、その景観形成における樹木の伐採等についても、十分な配慮が求められる。



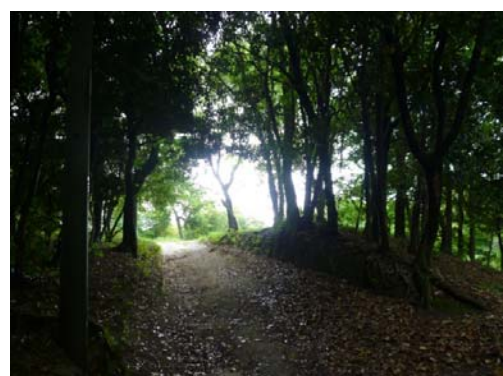
①御笠川欠堤部からの眺め(西方向)



②水城第2広場からの眺め



③水城ゆめ広場



④西側丘陵地内の状況

図 2-11:水城跡の近景(保存修理・維持管理によって保全していく景観の現況)

史跡地周辺は、御笠川左岸側は市街化の進展が著しく、周辺から水城跡の全体像を見ることは難しいのに対して、右岸はまとまった農地を背景に広がりを感じられる史跡景観をみることができ、水城跡が取りつく東門付近の丘陵高台からは水城跡の連続性がよくわかる。

水城跡周辺の法規制状況を見ると、九州自動車道及び国道3号線周辺が準工業地域、主)福岡筑紫野線沿道の第二種住居地域の指定される以外では、そのほとんどが容積率100%、建ぺい率50%の第一種低層住居専用地域の指定及び建築物の高さ10m等の規制を受け、また西側丘陵地北側の第二種中高層住居専用地域については第二種15m高度地区の指定を受けており、概ね史跡を守るようにその周辺が都市計画の規制の中で抑えられている。

しかし、近年、高度地区指定区域外におけるマンションの立地や、携帯電話の電波塔などの工作物、電柱、電線、また、幹線道路沿いの商業施設の立地や屋外広告物等も目立つようになってきており、史跡地景観を確実に保全していくためのバッファゾーンの範囲やあり方についての検討が求められる。



①御笠川欠堤部からの眺め



②東門付近の丘陵高台からの眺め



③水城跡の背景に立地するマンション



④(県)福岡日田線に立地する商業施設

図2-12:水城跡の背景となる景観(史跡地の背景として守っていく景観の現況)

3. これまでの調査の概要

(1) 発掘調査

水城跡の実証的研究は、大正2年(1913)の国鉄(現JR)鹿児島本線拡張工事の際、東京帝国大学の黒板勝美や九州帝国大学の中山平次郎による土塁の観察を嚆矢とする。さらに昭和6年(1931)^註、九州帝国大学の長沼賢海によって、土塁基部に埋設された木樋の構造に関する調査が行われた。

戦後、昭和40年代に始まる水城跡周辺の大規模開発の中で、昭和45年度に国道3号線南バイパス(現国道3号線)建設に伴って福岡県教育委員会によって第1次調査が開始された。

昭和48年度より開始された大宰府歴史公園整備事業(前・後期、昭和57年度終了)では、環境整備事業に伴う発掘調査が実施された。このうち昭和50年には、土塁の基部端から幅60m付近で立ち上がる外濠を確認し、追加指定の大きな根拠を得ている。そして整備事業以後、太宰府・大野城市の両教育委員会によって、住宅建設や下水道工事等に伴う外濠や内濠の緊急調査が続いた。

平成5年度(1993)からは九州歴史資料館によって、構造解明を目的とした計画調査が開始された。途中幾度か中断することもあったが、平成20年度まで調査は継続され、基部最下層の敷粗朶、西門地区における築造当初の門やその後の修復など、幾つかの重要な成果が得られている。この計画調査を中心に、正式報告書がまとめられた(九州歴史資料館編『水城跡(上・下)』2009年)。

- 土 塁：土塁の高さは約10mである。土塁表層付近は崩落している箇所が多いが、博多側の残りの良いところでは、約70度の傾斜を持って立ち上がる。積土は粘質土と砂質土から成る緻密なもので、26次調査では博多側の中段テラスにおいて柱列を確認しており、版築工法によるものとみられる。下成土塁では24・35次調査において沖積層の軟弱地盤に対する積土の基礎強化のための敷粗朶を確認した。
- 外 濠：幅約60mで土塁に平行し、基部からの深さ約4.5mであることが分かった。また御笠川西側では、基部から約36m付近で急激な落ち込みが始まり、その先に数条の溝状遺構がみられる。さらに西門東側では、土塁際で幅9.2mの溝状遺構を確認している。しかし、濠の断面形状や堆積状況は地点で異なり、水を貯えるための堰などの施設は確認されていない。
- 内 濠：幅4.5~10mで確認しているが、導水施設である木樋との具体的な関係は不明である。
- 木 樋：現在、推定・抜き取りを含めて4ヶ所確認されている。このうち、東門付近の5・8次調査では、基部に埋設された縦樋、取水部の横樋が明らかになっている。縦樋は、幅約70cmの2枚の底板を鉄製の錠で止め、側板の高さ約80cmで、内法は116×74cmである。
- 門：土塁の東西2ヶ所にあることが分かっているが、道路の幅等で改変・破壊されている。西門地区では3時期の変遷が確認されている。Ⅰ期は築堤当初の7世紀後半、Ⅱ期は律令制整備による8世紀前半、Ⅲ期は9世紀頃の大規模な改修である。この西門には、筑紫館(鴻臚館)より続く官道(通称西門ルート)が通ることが分かっており、道に平行する西側の側溝が確認されている。門には現在も道路が通っており、路面下の遺構の残存状況は不明である。
- 御笠川：4次調査で人頭大の礫を敷き詰めた礫敷遺構が確認されており、御笠川の水処理に関する洗堰のほか、土塁の基礎、石垣や水門などと考えられている。具体的な構造は不明である。

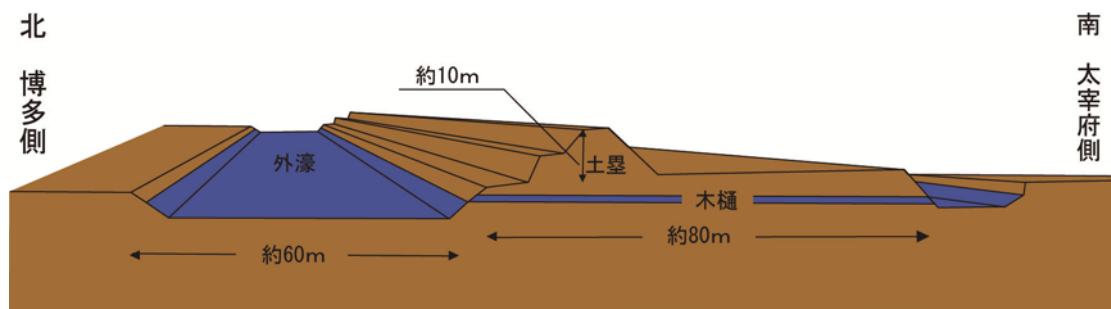


図 2-13:水城跡の模式図

以上のような成果が得られている水城跡だが、長大な城壁遺構であるため、濠の規模や在り方、内濠から外濠への導水施設・木樋の構造、御笠川との関係など、貯水構造、土塁上の遺構や丘陵との関係など、未だ不明な点も多い。また、土木遺構としての構造的視点も必要であり、周辺環境の復元については自然科学分野との連携も不可欠である。今後も史跡の保存整備、活用へ向けて、より確かな情報を得るために計画的な発掘調査が必要である。

註) これまで、長沼賢海「水城の大樋の調査」(『福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書』7 昭和7年)によれば、水城跡東門付近の木樋の発見と調査年は昭和5年(1930)とあったが、この記載年は誤植とみられ、調査については昭和6年(1931)が正しい。その根拠としては、『史蹟名勝天然紀念物』6-11(昭和6年11月)や『筑紫史談』54(昭和6年12月)における記述、並びに戦前の福岡縣學務部社寺兵事課の文書があり、この地区の木樋発見は昭和6年である。

表 2-3 : 水城の全体構造に関する確認事項及び調査履歴

項目	番号	事項	調査履歴	調査・確認内容	備考		
平面構造	基本構造	全体	1	水城全体の範囲	—	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地を囲むエリアを対象とする。 ・外濠60m・内濠50m範囲を目処とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象範囲。 ・東側丘陵は大野城跡だが、国分小と水城台団地とをつなぐ通路までは対象とし、散策路・眺望箇所を整備を含む。
				東西丘陵部の状況	東丘陵:8次、西丘陵36・37・38次	<ul style="list-style-type: none"> ・西側では望楼跡の可能性がある掘立柱建物(SB175) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東:復元図を書けない ・西:望楼建物の復元
				城門周辺部の状況	東門:5・8・10・10-2・16・18・20・22・24・41次 西門:9・21・25・26・26補・33・38次	<ul style="list-style-type: none"> ・東門は不明 ・西門は調査例あり(石貼=「岩垣」)。 ・門に取り付く官道 ・官道の水城本体部分はスロープ状となる(中山平次郎「水城の研究」)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図上に門位置を書き込む。 ・西門の調査成果を東門にも援用される。 ・門各時期の門道と官道・テラスの高低関係が課題。
				御笠川部の状況	1・2・3・4・29次	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いには石による構築物・護岸あり。 ・鬼瓦・瓦が出土、埴敷きの伝承。 ・洗堰説と水門説。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図上に御笠川流路の範囲を反映する。 ・築造当初の防衛機能時もあるが、以降の水運利用も想定され、単なる洗堰とは考えにくい。 ・鬼瓦・瓦が出土し、埴敷きの伝承から、水門の可能性あり。 ・川によるき損を防ぐため、遊水池の存在も今後要検討。
	基礎	2	1	敷粗朶	24・35・40次・ボーリング調査(大野城市)	<ul style="list-style-type: none"> ・照葉樹・落葉広葉樹のほか草本類を利用 ・晩春から夏にかけて伐採し、すぐに敷かれた 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷粗朶の範囲と沖積層(軟弱地盤)との関係はあるか。 ・敷粗朶が残っているということは、水位がここまでであったということ(濠の水位と関連がある可能性もある)。 ・概ね範囲を確定させた。
			2	地山の地質(軟弱等)区分範囲	25・35次・ボーリング調査(大野城市)	<ul style="list-style-type: none"> ・流水痕跡、砂層堆積の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に整備の必要はないが、説明板等で説明する。
	濠	3	1	内濠の規模と形状、湛水方法	6・8・10・12・13・14・15・17・19・22・27・28・44・45次	<ul style="list-style-type: none"> ・集水施設、木樋への導水 	<ul style="list-style-type: none"> ・防御のための集水施設と捉える。 ・状況については、さらに検討必要。
			2	外濠の規模と形状、貯水方法	3・5・26・32・38・39・40次	<ul style="list-style-type: none"> ・5次調査では、幅60mの範囲。 ・深さ約4mという確認例。 ・御笠川付近では、下成土塁端部から外濠側35mより北で3本溝を検出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外濠範囲は概ね約60m。 ・外濠の3本溝が検出されているが、これ突き詰めて検討するのは困難。 ・必ずしも深さ4mを確保しなくてもいいのではないか(結果として4mの深さが確認された、という見解)。

項目	番号	事項	調査履歴	調査・確認内容	備考		
基本構造	木樋	4	1	木樋の位置と規模	5・8・17・32・40次 ・確認されたのは東土壘1ヶ所(5・8次)、西土壘2カ所(17・32次)、40次は掘形のみ。 ・5次木樋は植樹により表示	・露出復元整備は困難	
		城門	5	1	平面形式・構造形式と変遷	西門:26次 東門:調査例なし ・3期の変遷を確認。Ⅰ期冠木門、Ⅱ期八脚門、Ⅲ期楼門。 ・Ⅲ期(9世紀以降)は、門切通し東西の土壘まで覆うような屋根構造の可能性もある。	・Ⅲ期の門を復元。建築構造は再検討する。 ・門前面両側の土壘には石垣あり。
	2			未発見城門の推定	御笠川:4・29次、川底から鬼瓦出土 ・河道から人頭大の礫石積みを確認(→洗堰説)。 ・鬼瓦出土、「古門畑」の小字(→門存在説)。 ・御笠川水運の可能性あり	・石積みは洗堰ではなく、土壘基礎の可能性はないか。 ・水運利用のための門があった可能性はある。	
	関連遺構	6	1	建築物(工房・兵舎・櫓など)	3・24・32・35・36次 ・兵舎?(SB021・022[3次]、SB080[24次]、SB141・142・143[32次])。 ・櫓?(SB175[36次])。 ・官衙的建物(SB100[24次])。 ・工房(SB173[35次])。	・瓦葺・礎石建物は無い。 ・SB021・022は、時期・性格ともに不明。 ・SB175は、出土遺物なし。時期は不明で望楼と断言できるか?	
				暗渠	5・26・31次 ・5次東門外側:瓦積暗渠(Ⅱ期)。平瓦を底にし、丸瓦、平瓦の順で蓋とする。 ・26次西門外側:(Ⅲ期)。側石と蓋石からなる。 ・31次下成土壘:瓦窯上面に瓦組暗渠。構造は5次と同じ。	・門付近での分布が目立つ。 ・26次(西門)は、現状で残る。復元可能。 ・下成土壘を中心に、暗渠埋設の可能性は高い。	
				柵・井戸・土坑等	10・32・38次 ・柵:SA147(32次)、SA208・209・212・214(38次)。 ・井戸:SE065(10次)。	・SE065から「水城」銘墨書土器。	
		付帯構造	7	1	水城の通路	— ・水城上の道:事例なし	・日常あるいは有事の際の通路が当然想定されるが、発掘調査では未確認
					南北動線(古代官道等)	・官道東門ルート:高畑遺跡(福岡市)等 ・官道西門ルート:水26次、谷川遺跡・日焼遺跡・前田遺跡(太宰府市) 御笠川:鬼瓦出土 ・東西門とも延長上にて官道検出。 ・御笠川水運があった可能性あり。	・東西門を通る官道を確認。 ・水城テラス(下成土壘)、上成土壘の頂上部などでは、通行に伴う遺構はほとんど確認できていない。33次で東西に溝が並走する道路状遺構 ・御笠川については、水運利用の可能性あり。
				2			

項目		番号	事項	調査履歴	調査・確認内容	備考		
平面構造	付帯構造	道・動線	7	3	大野城と水城をつなぐ動線	—	・自然地形の丘陵があるのみ。 ・散策路は大野城跡水城口城門につながっている。	・自然地形だけだが、現在、散策路整備はされている(大野城跡)。これを活用する。
			4	上大利小水城と水城をつなぐ動線	—	・県道や周辺の開発から、当時の動線確認は困難。	・両者を結ぶ現在の散策路を活用する。	
断面構造	本体構造	全体	8	1	本体と基底部の関係			
		上成土塁	9	1	当初の形状	26・33次	・現状の傾斜角は最大70～75度	・傾斜角は70～75度ないしそれ以上あった可能性あり。 ・現状で残っている土塁の検討は行ったが、この姿が当初の姿をとどめたものかどうかは不明。
				2	盛土の構造・材料	26・33次	・盛土の構造:版築。層厚は細かく、堅く締まる。 ・盛土の材料:粘土は周辺丘陵から運んだ可能性あり。・西門付近は阿蘇4火砕流台地用。	・粘性土と層状の積土
				3	版築の施工法	17・26・33次	・26次では中段テラスで堰板痕跡	・全容解明するには難しい
				4	版築後の表面処理方法		・不明	・調査で確認することは不可能
				5	天端の形状(通路・柵・犬走り・瓦等)	26次	・明確な遺構は未確認	・水城上の動線は存在したと考えられる
		下成土塁	10	1	当初の形状	6次	・現状の傾斜角は最大50度	・傾斜角は50度ないしそれ以上あった可能性あり。 ・現状で土塁の形状の検討は行ったが、この姿が当初からのものかは不明。
				2	盛土の構造・材料	24・35・40次・ボーリング調査(大野城市)	・盛土の構造:版築。層厚は厚めで、透水層あり。 ・盛土の材料:暗褐色粘土は周辺低湿地から運んだ可能性あり。	・土塁下部と盛土の関係
				3	濠の水面部分の法面の仕上げ	5次	・不明	・法面の浸食が想定される。

項目	番号	事項	調査履歴	調査・確認内容	備考					
断面構造	本体構造	城門	11	1	基礎部分及び上部の垂直位置関係		・土塁と城門頂部の位置関係が課題。			
			2	門道部の構造	26次	・路面: SX127では土器細片・砂利を突き込んだ硬化面 ・側溝: SD101・102・109A・109B・131 ・轍?: SX295・296	・路面中央のSK125(11~12世紀)が廃絶時期を示す			
	水利構造	内濠	12	1	濠の規模と形状、材料	6・14次	【幅】 ・幅10m(最大値14.7m、6次)。 ・西側の14次調査では幅4.5~7.5mの溝状遺構。 【深さ】 ・6次: 1.5m(土塁上端より4m)。 ・14次: 1m程度。	・仮説的ではあるが、現状では6・14次調査を参考にして標準断面を提示できる。		
				2	集排水システム					
				3	御笠川との関係					
		取水部	13	1	具体的構造(形状・仕組み・材料)	8次	・SX050: 水城を横断する縦樋と直交する横樋により構成。 ・ヒノキ材を使用。	・木樋以外の関連情報が不明確。		
				2	濠水面との関係					
		木樋	14	1	規模・形状・材料	5・8次	・内法: 幅1.16m・高さ0.78m。 ・ヒノキ材を使用。	・東門地区西側の5・8次でのみ確認。		
				2	設置位置(土塁との関係)	5・8・17・32・40次	・東土塁1ヶ所(5・8次)、西土塁2カ所(17・32次)、40次は掘形のみ。			
		吐水部	15	1	具体的構造(形状・仕組み・材料)	5・32次	・吐水部の木樋は未確認。 ・木樋抜取痕: SX135(32次) ・礫敷?: SX045(5次)	・構造は不明確		
				2	濠水面との関係					
		外濠	16	1	濠の規模と形状、材料	6・14・26・39・40次		・仮説的ではあるが、現状では39・40次調査を参考にして標準断面を提示できる。		
				2	集排水システム		・木樋との関係が不明。	復元イメージの必要性		
				3	御笠川との関係	4・39次	・石組遺構(洗堰)との関係	河川改修等で遺構の残存状況を注意。		
		その他	関連要素	関連遺構	17	1	瓦窯	31次	・瓦窯SX001・002(8世紀中ごろ)	・水城修築と関連
						2	経塚	26次	・経塚SX111・112・113	・水城の廃絶を示す遺構 ・水城を境界として認識
						3	その他の遺構	10・24・32次	・建物: SB090(24次、14C以降)、SB144・145・146(32次、中世)。 ・井戸: SK066(10次、中世)。 ・木棺墓: SX148(13~15世紀か)	・水城廃絶後の土地利用
			関連遺物	18	1	1	水城銘墨書土器	10次	・井戸SE065から出土 ・土師器坏蓋天井部外面に「水城」銘(8世紀後半)	・史料以外で「水城」を示す資料

(2) 樹木調査

土塁表面をおおう適度な緑地は遺跡保護の上で有効であるが、管理されない緑地は樹根の土塁への影響や倒木被害など土塁に悪影響を与える恐れがある。

樹木の適正な管理を行うため、土塁上の樹木悉皆調査を行うことになり、太宰府市は平成19・20年度に、大野城市は平成18年度に実施した。樹種・大きさ・樹勢のほか、遺構への影響・野生動物への影響なども評価した。これに合わせて土塁の状態についても調査を行い安定度や緊急度の評価を行った。

このデータに基づいて、き損の恐れが高い箇所から、緊急修理として樹木整理・土塁修理を行うことになり、太宰府市では平成21年度から、大野城市は平成20年度から実施している。

(3) 地質調査

特別史跡水城跡の環境整備に際し、土塁の基礎地盤の状況・土塁の状況・濠の地盤状況について明らかにするため、平成17年度にボーリング調査・土質試験・花粉分析を実施した。

ボーリングは太宰府市・大野城市の21ヶ所で行い、サンプルを採取して土質試験を行い、上成土塁・下成土塁・外濠の地質状況について調査を行った。調査の概要については以下のとおりである。

①上成土塁・過去の発掘調査により、粘質土と砂質土を交互に積み上げた版築層が確認されているが、全体として粘質土の層が2～5cm、砂質の層が5～10cmの厚さであることが確認された。

土質試験の結果では、砂分が主体であり、目視観察の結果として風化花崗岩の砂質土が使われている。また分析を行ったすべての資料で、Aso4テフラ起源の火山ガラスが検出されており、Aso4火砕流堆積物が分布し、風化花崗岩も分布する水城周辺の丘陵地で土取りが行われた可能性が高い。

②下成土塁・過去の発掘調査により、樹木の枝などを敷き詰めた敷粗朶層が確認されている。調査では、敷粗朶が確認された場所と、確認されなかった場所がある。敷粗朶が確認されなかったのは、西門に近い場所と欠堤部、東門の西側であるが、存在しない理由は明らかではない。

土質試験の結果では、概ね細粒分主体であり、粘土分の含有量が多い。目視観察では風化花崗岩起源の土も見られるが、沖積層・洪積層起源の粘性土が多量に使われている。

③外濠・外濠と考えられる箇所の調査では、現地地表下4.4～6mで強風化花崗岩が確認されており、その上層にはシルトや砂・粘土が堆積している。

(4) 水系調査

平成17年度に太宰府市・大野城市・筑紫野市の1/2500地形図を基に、水系（池・河川・水路）を識別し、現地調査を行い、水系調査図を作成した。

それによると、御笠川とそれ以外の流れに分けられる。御笠川以外の流れは、御笠川東側においては四王寺山、西岸においては牛頸山から流下する小川がある。こうした小川の先には谷を塞いで溜池が作られる。水城跡の取り付く東西の丘陵には、西側に新池・松尾池・小池、東側には先ヶ浦池・コモ池がある。これらの溜池からはさらに水路が下り、田へ水を配りながら御笠川へ流れ込んでおり、近世以降の水掛りと考えられる。

水城周辺の古代の溜池や水路の状況については明らかではないが、四王寺山・牛頸山から下る水の流れが御笠川の東・西側のいずれも水城外濠・内濠にあたる部分を流れている。このことは外濠・内濠に水を溜める際に、御笠川以外の水を利用したことを想定させるものである。

4. 活用状況と問題点

活用においては、利用による遺構のき損を防ぐとともに、来訪者にとって快適な環境を創出・維持することが必要となる。

現況の水城跡における活用状況は、主に「日常的な利用」、「歴史学習等」、「イベント企画等」、の3種類に分けることができる。また、それぞれの活用における問題点に加え、共通事項としてPR（周知・広報）面、アクセス面での問題が生じている。

（1）日常的な利用

太宰府県立自然公園（普通地域）に指定されている緑地帯であり、散歩コースとして毎日利用されている。また、下成土塁の広い平坦面と適度な樹林が子どもの遊び場として良好のため、親子の憩いの場として、また保育園児・幼稚園児の野外活動での利用もよく行われている。

利用が多いのは東門周辺や、御笠川ーJR間で、近年の水城に対する住民関心の高まりとともに、さらに利用者は増えている。

なお、土塁上の桜や内濠のコスモス・菜の花の開花時期には、来訪者が最大となる。

一方で、園路が確保されていないために、土塁上を自由に歩きまわることによるき損が懸念される。また草木の適切な管理が行われておらず、防犯面での安全性が確保されていないといった問題が生じている。さらに、ゴミや犬の糞、私有地への無断立ち入りといった利用者のマナーに関する問題も顕在化してきている。

（2）歴史学習等

史跡見学者・ボランティアによる史跡見学会の参加者など、年間を通じて利用がなされている。

見学者は、導入の拠点となる水城第2広場やふるさと水城跡公園から、水城跡を一望できる場所を目指し、時間や興味に応じて、各ポイントを自由に巡っている。ガイドンス施設はないが、情報は導入拠点の解説板から得ることが可能である。

広大な史跡のため、滞在時間によって散策のコースは異なってくるが、概ね10分以内、30分以内、1時間程度、半日程度の滞在がみられる。

しかし、こうした歴史学習に供する様々な情報提供が、現状で十分であるとは言い難く、設置された解説板についてもデザインの不統一が見られるなどの問題がある。

さらに、御笠川（西鉄線路、国道3号線、九州自動車道）やJR線により分断された箇所が存在が、利用者の回遊性を阻害する大きな要因となっている。

（3）イベント企画等

近年、下成土塁平坦面をつかってイベントが行われるようになった。これらは地元住民や市の企画による水城跡を念頭においたテーマのイベントに限られているが、場所の認知が進むにつれてこうした利用が増える可能性はある。現在の利用場所は、主に東門西側で、JR水城駅向かいのふるさと水城跡公園の利用も、徐々に増えてきている。

しかし、イベント利用場所は限定されており、多様なニーズに対応できる状況であるとは言い難い。

(4) 水城のPR

水城のPRにおける問題点としては、第一に水城の所在そのものを知らない人が多いという実情がある。市民の中でも近接住民を除けば、水城の位置を知らない住民も多く、近隣の観光地としては大宰府政庁跡や太宰府天満宮、九州国立博物館等のほうが知名度が高い。

これは、史跡としてのPRがこれまで十分ではなかったことに加え、現地に赴いても巨大な土塁が樹木に覆われ隠されているということが、少なからず遠因になっていると考えられる。

また、両市においては、パンフレット等を作成し、販売、配布等により広報周知に努めているが、配布場所の少なさや、配布枚数が十分でない等の問題により、大きな効果をあげているとは言い難い状況にある。

(5) 水城跡へのアクセス

公共交通機関や、車でのアクセスが見られる。ただし車でのアクセス対応が、十分に図られていない状況にある。

5. 市民ワークショップのまとめ

【太宰府市】

(1) 第1回ワークショップ テーマ：「〇〇にとっての水城跡とは？」

1) 概要

1回目は、「水城跡とは、あなたにとって、子どもたちにとって、観光客（来訪者）にとってどのような存在か」というテーマのもと、複数のテーブルに分かれて意見交換を行った。

お茶やジュース、お菓子をつまみながら、和気あいあいとした雰囲気の中で、自由に活発な意見交換が行われ、テーブルに敷いた模造紙には参加者の水城跡に対する多くの言葉が書き出された。

2) 各地区の成果

①吉松地区

- ・日 時：平成25年2月8日（金）19:00~21:00
- ・場 所：吉松共同利用施設 ・参加者：14名

表2-4：主な意見

主体	主な意見
来訪者にとって	水城までの動線がわかりにくい／水城が視認しにくい／水城の史跡的価値だけでは人はこない／西門がわかりづらい／サイン不足
地域にとって	誇りとしたい／管理が必要（清潔・安全に）
子どもにとって	学校教育が必要／遊び場になるように／帰ってきたい場所に
観光客にとって	史跡だけの意味じゃつまらない。付加価値が必要（散策コース整備）／イベントが必要／JRとのタイアップ／施設整備が必要

②国分地区

- ・日 時：平成25年2月9日（土）14:00~16:00
- ・場 所：国分共同利用施設 ・参加者：7名

表2-5：主な意見

主体	主な意見
来訪者にとって	施設整備（展望台・駐車場・橋）／復元整備（門・濠）／水城が確認しにくい（写真映りの良い景観に）／マップの整備を
地域にとって	心にあるもの／興味が薄れつつある／樹木（花）について／施設整備（歩道橋）／安全性／早期整備を
子どもにとって	学校教育が必要
観光客にとって	積極的に呼び込みを（PR・店舗）／古都をアピール／祭／展望できる場所を／観光資源の活用を（姿見池・老松神社・寒神）

(2) 第2回ワークショップ テーマ：「水城跡の将来像を描こう！」

1) 概要

2回目のワークショップでは、第1回目で出された意見をもとに、水城跡に必要と思われる合計20個の整備項目をアクションシートにまとめて事務局より紹介を行った。参加者には、この中から、「特に大事だと思うもの」に4つまで投票してもらい、興味がどこに集まるかを把握した。

その後グループに分かれ、投票数の多かった上位の項目について、具体的な整備箇所や整備イメージ、活用イメージを話し合い、図面上にまとめた。

主に、JR鹿児島本線や国道3号線、西鉄天神大牟田線、御笠川などが位置する周辺環境からみた水城跡へのアクセス性の向上や、来訪者へ情報発信を行うためのJR水城駅での案内、西門および東門周辺の拠点性強化等の意見が挙げられた。

2) 各地区の成果

①吉松地区

- ・日 時：平成25年3月1日（金）19:00~21:00
- ・場 所：吉松共同利用施設 ・参加者：17名

表2-6：主な意見

項目	主な意見
西門の活用	経塚説明板の設置や復元／官道全体の解説サインの設置／西門の復元
散策路の整備	水城駅までの動線をつくる／まほろば号が水城駅にくるように
展望場所の整備	政庁跡・天満宮への眺望を活かす／樹木を整理して見通しを良くする
解説サインの整備	イラスト付解説サインの設置／取水口が見えるように／レプリカの展示
周辺資源との連携	いわれのあるモノや物語がある／水城跡に関連するものを一体的に活用

②国分地区

- ・日 時：平成25年3月2日（土）14:00~16:00
- ・場 所：太宰府市文化ふれあい館 ・参加者：19名

表2-7：主な意見

項目	主な意見
御笠川兩岸を結ぶ	西鉄の高架化／御笠川に沈み橋を整備する／御笠川の兩岸をふみ石などでつなぐ／遠回りしないと行けない／ここの動線を一番に考える
東門の活用	東門を中心に人を誘導する／玄関口としての雰囲気づくり／案内ボランティアの設置／ガイダンス施設の設置／展望台をつくる／歩道橋整備
積極的なPR活動	人が集まる場所にパンフレットを置く／滞在時間ごとにコースをつくる
維持管理の体制	市・県・国の連携が欠かせない／ビジョンを持つ／地域が話す場づくり

【大野城市】

(1) 第1回ワークショップ テーマ：「水城跡にとって必要なものを考えよう」

1) 概要

1 回目の下大利地区でのワークショップは、「水城跡にとって必要なものを考えよう！」というテーマのもと開催した。まず、水城跡の概要説明を行った後、これまで太宰府市のワークショップで挙げられた意見を紹介した。次に4人1グループに分かれ、水城跡周辺の図面を見ながら、「水城跡に必要なと思うもの」について、意見やアイデアを出し合った。

2) 成果

- ・ 日 時：平成25年4月14日（日）10:00～12:00
- ・ 場 所：下大利公民館 ・ 参加者：20名

表 2-8：主な意見

項目	主な意見
積極的なPR活動	大野城市の目玉は水城と大野城なのでもっとPRが必要だ。／上大利の小水城も含め、全体が「水城」であるとして情報発信すべき。
各種サインの設置	名称、解説、誘導サインを設置してほしい。また万葉歌碑はぜひ設置してもらいたい。
整備活用及び維持管理の体制	太宰府市・大野城市で連携して水城・整備活用を進めていく。／整備後の維持管理についてもよく検討を。／買上げ後の土地は荒れている。
ガイド体制の構築	大野城市でも太宰府市のように案内ガイドの養成や勉強会が必要。
その他	あまり来訪者が増えるのもどうか…。観光と日常生活とのバランスも大事。／教育の場に活かせるような外濠の復元・公園化をしてほしい。



図 2-14:ワークショップの様子

(2) 第2回ワークショップ テーマ：「具体的な整備イメージを描こう①」

1) 概要

2回目の下大利地区でのワークショップは、水城跡の具体的な場所の使い方とそのイメージを話し合った。大まかな流れとしては、前回の振り返りと水城跡の整備スケジュールを確認したあと、今回は、西側丘陵地、県道福岡筑紫野線沿いの空間、小水城についての整備を考えることとし、参加者には対象区域の大きな地図を見ながら自由に話し合ってもらい、水城跡の整備・活用について意見交換を行った。

2) 成果

- ・ 日 時：平成25年5月10日（金）18:00～20:00
- ・ 場 所：下大利公民館 ・参加者：12名

表 2-9：主な意見

項目	主な意見
施設等環境整備	トイレ、自販機を設置する／解説サインを設置する／ガイド機能をもたせる／駐車スペースとする（バスにも対応）／バス3台、乗用車50台程度？ 花を楽しめるような場所にしたい／花を植えるなら管理をしっかりと
望ましい動線	池の周りを散策したい／気持ちよく1周できる安全で歩きやすい道を整備する
新規ルート開拓	テラス部を回遊できるルートづくり／西門まで歩いて行けるように（車も）
解説、説明板などの展示や誘導	入りやすい出入口にする（フェンスがある）／フェンスではなく歴史的な塀にしてはどうか／信号機を設置する／運転していてもわかりやすい看板がほしい
地域との協働	ガイドボランティアの育成／管理は地域で行う
回遊性の向上	西門や水城駅を結ぶルートづくり／散策路に距離表示をする
歴史教育	版築工法が見られる場所（JR水城駅など）／子どもが学びやすいように／発掘調査の時に小学生に見学してもらおう

(3) 第3回ワークショップ テーマ：「具体的な整備イメージを描こう②！」

1) 概要

3回目の下大利地区でのワークショップは、前回に続き、水城跡の具体的な場所の使い方とそのイメージを話し合った。前回同様、水城跡の整備スケジュールを説明したあと、参加者同士で水城跡の整備活用について意見交換を行った。今回は、西門周辺から御笠川までの範囲対象に、大きな地図を見ながら自由に話し合いを行い、整備内容を考えた。

2) 成果

・日 時：平成25年5月29日（木）18:00～20:00

・場 所：下大利公民館 ・参加者：15名

表 2-10：主な意見

項目	主な意見
J R水城駅	西側への降口がほしい／わかりやすいサインや地図を／案内／散策マップを駅に置く／水城跡に人が集まるように、水城跡に関する活動をする！！
水城跡ふれあい公園	公園をもっと活用する／トイレがほしい／水城散策の拠点に！！ (看板等の充実)／案内板を見やすくして！／駐車場がほしい
西門周辺	西門、礎石の復元／どの時代のものに復元する？／西門を活用したい／でも…車の交通が制限されそう／看板でイメージを伝えたい ／官道の復元／鴻臚館の方向がわかる
J R鹿児島本線の 水城縦断部周辺	将来的にはスムーズに行来できるように／史跡（太宰府側、大野城側）とJ Rとを通れるようにしたい／水城駅を水城跡に移して高架にする／歩道橋の整備
御笠川の水城縦断部周辺	できれば橋がほしいが使うか？／ケーブルカーで渡しては？ よその事例を探してほしい／川を越えて太宰府側の水城へ行きにくい
新規ルートの開拓	史跡と緑豊かな自然／（花・樹木）の案内をする／ホテル、アザミ、ヨメナ等の山野草を楽しむコース／樹林や花の案内板／地域の人々が自然を楽しむ

1. 水城の価値

水城跡は1350年前に築かれた人工構造物で、雄大な姿そのものを今に伝えている。ここに史跡としての大きな価値があるが、水城の価値はそれだけではない。築造経緯や利用のされ方など歴史背景が物語る水城の価値がある。また遺跡となった後、雄大な姿とともに歴史が語り継がれ、史跡の保存や顕彰が行われてきたことも魅力の一つとなっている。

本計画では、こうした水城跡の持つ多様な特徴を把握し、水城の有する4つの重要な価値を明確にする。さらに、これらの価値を構成する要素を分類し、これらの要素の適切な保存及び活用を前提とした整備活用計画の検討を行うものとする。

なお本章においては、こうした水城の変遷を鑑み、史跡として認識されるまでの期間を語る上で欠かすことのできない重要な価値については「水城としての価値」、また史跡となって以降の期間については、「水城跡としての価値」とし、総じて「水城の価値」としている。

(1) 歴史的な構造物としての価値

水城は、大野城や基肆城などと共に『日本書紀』に記述された、我が国の歴史を語る上でも重要な遺跡の一つである。663年、当時の日本が朝鮮半島の百濟国復興のために唐・新羅の連合軍と戦った白村江の敗戦を大きな契機として、その翌年に築造された。古代の大宰府を中心とする防衛施設の一つであり、「筑紫に大堤を築き水を貯へしむ。名づけて水城と曰ふ」という記述が示すように、水を貯えた他に類をみない巨大な土塁であった。

水城は、我が国が古代東アジアの国際情勢と深く関ったことを理解できる歴史的遺産であると同時に、今日までの間、その形状が大きく損なわれることなく保たれてきた巨大な構造物でもある。東の四王寺山、西の吉松丘陵に取り付き平野を遮断する土塁は、全長約1.2kmにも及ぶ。外敵からの脅威に備え、短期間で築造された長大な土塁はその歴史的な緊張感をも十分に伝えている。

水城本来の軍事機能は、後の蒙古襲来の際の防御線としても発揮されたが、通常は大宰府の内外を隔てる境界の地として機能した。さらに、土塁の大宰府側では条坊制に併せて南北の条里が成立するのに対し、福岡平野側では土塁に平行して条里が成立するなど、視覚的に理解できる土地区画の境界的役割も担った。

構造物としての水城は、大きく地表に姿を留める土塁、既に地下に埋没した濠や導水管として埋設された木樋、東西に置かれた門やそこを通過する官道、中央を貫流する御笠川などで構成される。

土塁は上下に分かれ、上部の上成土塁は褐色の粘質土と砂質土を交互に入れて突き固めた緻密なもので、版築工法によるものである。一方、下部の下成土塁の積土の単位は厚く、最下層付近には軟弱な地盤に対する積土の基礎強化を目的とした、枝葉を敷き詰めた敷粗朶工法がみられる。

濠は、土塁の前面（博多側）の外濠、後面（太宰府側）の内濠とから成る。外濠は、土塁に平行する形で幅約60mある。内濠は、土塁と平行する形で一部確認されているが、全体の規模は不明である。この内濠から取水して外濠へ水を流し込むため、導水管の機能を持つ木樋が下成土塁に埋設されている。土塁幅と同じく約80mの長さに亘る大規模なもので、複数箇所が存在している。板材を繋ぎ合わせるための加工方法や、大型の鉄製カスガイを使用するなど建築的技術がみられる。

水城の東西には門が置かれ、大宰府内外を往来する際の関門であった。水城が築かれて以後、大宰府の機能や時代の目的に併せて幾度か建替えられたが、特に西門には筑紫館（後の鴻臚館）から続く官道が敷設されていたことが分かっており、“大宰府の門”としての役割を担っていた。また、水城の中央を流れる御笠川については、貯水、あるいは交通機能を持っていたと考えられるが、具体的な構造については課題である。

水城は、現在の土木技術からみても極めて高い水準を持つ構造物である。そして、1350年の時を経た今日でも、遺跡として体感し、視覚的に理解できることが、この水城を語る上での大きな特質となっている。

(2) 大宰府都城としての価値

水城は、記録に残される国内最古の対外防衛施設であるが、単独で造られた施設ではない。『日本書紀』には水城築造の翌 665 年に大野城・基肆城が築かれたことを記し、また小水城群も大堤の西側の小谷を塞ぐように築かれている。これらは一体的なものともみられ、のちに水城背後の平野部に大宰府政庁・大宰府条坊、また観世音寺・大宰府学校院・筑前国分寺・国分瓦窯（現在の大宰府史跡）等が造られることで、今に知られる古代大宰府の姿となった。

『日本書紀』には、大野城・基肆城の築城に兵法に通じた百濟貴族の関与を記している。これは百濟の防衛思想及び構築技術が築城に深く関わったことを示すもので、あわせて水城や小水城群も百濟との直接的な関係性の中で築かれたものと推測されている。近年、水城の類似施設として知られる韓国の「扶余羅城」でも土塁版築、敷粗朶工法、外面の石貼りといった水城との共通要素をもつことが発掘調査で確認され、両者が近い関係にあることが認識されるようになった。この「扶余羅城」は、百濟最後の王都、扶余・泗泚城を守る全長 6km の城壁である。

泗泚城は、扶蘇山城を中心山城とし、その南麓に王宮が築かれた。都は王宮の南に広がり、西と南は白馬江（錦江）の河道によって、そして東は扶蘇山城の東門からのびる城壁「扶余羅城」によって囲まれている。さらにその周りにも山城が点在し、王都を守護している。この泗泚城の姿が大宰府の姿のもとになったという意見は古くからあり、鏡山猛はこれを「大宰府都城」と呼んだ¹⁾。水城・大野城・基肆城と大宰府政庁・条坊・観世音寺等とは造営時期が異なることも示されているが、最終的には一体的に機能したこれらの施設群は、東アジアの都城制に通じる、まさに古代都城と呼ぶにふさわしい姿といえる。

水城は、この大宰府都城の前面（大陸・玄界灘側）に設けられ城壁としての役割を果たした施設である。また大宰府への正面入口としての重要な役目もあり、外来者はここを通過して大宰府の各施設に向かった。とくに注目すべきは古代日本が外交使節来訪の窓口を大宰府と定めていたことで、水城は外国使節にとっても大宰府への入口となった。巨大構造物である水城と背後の大野城・基肆城を福岡平野から望む風景は、海外からの来訪者を迎えるとともに威圧し、ひいては日本の姿を知らしめる最初の舞台となったのである。

1) 鏡山猛『大宰府都城の研究』風間書房 1968 年

(3) 国内外との交流・往来の場としての価値

その築造経緯から、とりわけ防衛施設としての側面が強調される水城だが、文献史料にはむしろ出会いの場、別れの場、往来の場として登場し、それが語り継がれている。

最も有名なのは、大納言昇進のため帰京する大宰帥・大伴旅人と遊女児島との別れの舞台としての水城である。『万葉集』には、旅人卿を見送る多くの人々の中、二人の別れの場面が情景豊かに描かれている²⁾。大宰府に赴任する官人を迎えるのもこの水城であった。『小右記』には大弐・藤原高遠の赴任に際し水城で府官らの出迎えを受け、印とカギを受け取ったことが記される³⁾。大宰府へ左遷された菅原道真も水城から大宰府に入ったと推測され、水城を中心に伝承が数多く残されている。このほか『平家物語』にも安徳天皇を擁した平家の大宰府落ちの際「水城の戸」を書いており⁴⁾、大宰府から出る際のランドマークとして記された節がある。

また、水城西門を通る道は、大宰府政庁と筑紫館（鴻臚館）とを結ぶ官道だったことが発掘調査で判明した。筑紫館（鴻臚館）と西門はほぼ直線道路で結び、そのまま西門を通過して政庁前面の南北大路（推定朱雀大路）とつながっていると推測されている。近年、朱雀大路沿いで大型建物や高級食器類がまとまって出土し、外国使節を迎えた客館跡と推定された。これは水城西門を通るルートが大宰府外交にかかわる重要ルートだったことを改めて示すものである。上述のように都からの官人を水城で送迎した例を鑑みると、西門が、外国使節を出迎え・送り出す場であったことも想定される。

なお、水城は歌枕の地でもあった。平安後期の歌人・源俊頼は京にのぼるため舟で水城を出るときに和歌を詠み⁵⁾、鎌倉中期の歌人・藤原光俊は夕霧によって舟が通うことができないと詠んでいる⁶⁾。こうした和歌から水城を横切る御笠川に舟が通っていた風景を偲ぶことができる。御笠川と水城の接続については洗堰との説もあるが、付近では政庁にも使用された大宰府Ⅰ式鬼瓦が川底から出土し（太宰府市指定文化財）、塼敷きがあったとの言い伝えもある⁷⁾。和歌に詠まれた風景とあわせると、往来にかかわる門のような施設があったことも想定されよう。

2) 『万葉集』巻6 965-968 天平2年(730)12月とみられる。

3) 『小右記』。藤原高遠着任は、寛弘2年(1005)6月14日。

4) 『平家物語』寿永2年(1183) 平家大宰府落

5) 『詞枕名寄』巻35

「かきたへて みつきになりぬ これやさは 心つくしのかとてなるらん」 俊頼

「くもりなく すむとおもひし みつきより やみにまとひて たちかへりる」

右一首、筑紫にて舟よせ侍て後のほりけるに みつきと云所を出るとよめる

源俊頼(1055-1129)は、大納言・大宰帥源経信の子。

6) 『夫木和歌抄』巻21、雑部3(藤原光俊)

「夕霧や 立へたつらん いはかきの みつきの関に 舟もかよはず」光俊

藤原光俊(右大弁光俊朝臣)は、新古今和歌集以降鎌倉時代中期までの歌人(新三十六歌仙)

7) 『特別史跡水城跡 昭和54年度史跡環境整備事業実施報告書Ⅱ』昭和55年 福岡県教育委員会 p15

「(1973年)6月14日、道路公団から橋脚掘方内から大量の石が発見されたという通報を受けて視察したところ、橋脚(ピラー)P36-2に石敷状の遺構があることが確実となった。

(中略)この地域は、1970年以後の発掘調査では御笠川に接近しているため遺構は存在したとしても破壊されていると判断して調査をしていなかった。しかし地元の古老からの聞き取りによれば、明治年間の御笠川の河川改修の際に東堤と石堤を結ぶ線に“塼が敷き並べられていた”という言もあった。」

(4) 水城跡としての価値

664年に築造された水城が、防衛施設としての機能を最後に果たそうとしたのは元寇の時である。

『八幡愚童訓』には、文永11年(1274)10月に発生した文永の役の際、元軍の侵攻を支えきれないと見た鎌倉武士が「水木ノ城」に立て籠もろうとしたことが書かれており、「水木ノ城」が前は深田で道が一つしかないこと、山の高間に高い土手を築いていること、門があるが礎石のみになっていることを伝えている⁸⁾。門が失われていることからすると、古城として認識されていたようであるが、同じ記録には捕虜とした元軍の兵士120人を「水木ノ岸」に引き並べて首を斬ったと伝えている。その場所は、現在の水城西門北側と伝承され、地元の人々が近くに元兵を供養したと言われている。こうしたことは、水城は防衛施設としての機能はほぼ失っているが、大宰府と外の世界を区画するものとして機能・認識されていたことを示している。

これ以後、水城は防衛施設としての機能を完全に失い、水城跡として人々の記憶に残されていく。

文明12年(1480)、飯尾宗祇は大宰府から博多へむかう途中水城跡の傍らを通り、「横たわれる山の如し」と評したことが『筑紫道記』にみえる⁹⁾。江戸時代になると、貝原益軒や青柳種信は地誌編纂の中で水城跡を取り上げ¹⁰⁾、水城跡周辺の田や川から杉や檜の大材を掘り出されていることを伝える。また、1821年ごろに完成した『筑前名所図会』には、挿し絵入りで水城跡の堤と門礎が紹介されており、さいふまりの道すがらこの地域の名所として認識されていたことが分かる¹⁰⁾。江戸時代、水城跡周辺は耕地化が進み、明治期の地図に見るような田畑の中に浮かぶ水城跡の風景と、『筑前名所図会』の挿絵のような、木々に覆われた姿になっていたと思われる。

水城跡は次第に防衛施設としての機能を失い、木々に覆われ、田畑に周辺を埋め尽くされていく中であっても、本来持っていた歴史的な意義は決して忘れられてはいなかった。

宗祇の記した『筑紫道記』は、水城跡が天智天皇のころに築かれたものと口承されていることを伝え、江戸時代に編纂された『筑前国続風土記』の地誌も同様に認識されている。こうした水城跡の認識は、明治・大正時代以降になると調査・研究へと発展する。大正2年に行われた国鉄鹿児島本線拡張に伴う土塁掘削にともなって、九州帝国大学中山平次郎博士らが版築土層の状況や敷粗朶の観察などを行い、その後の調査研究の基礎となった。こうした調査研究の一方、地元でも大正4年に水城青年会により「水城大堤之碑」が建立され、水城顕彰のシンボルとして今も東門周辺に所在している。

水城跡は、大正10年に国史跡、昭和28年には特別史跡に指定され、文化財として保護が図られることとなった。また、昭和25年には大宰府県立自然公園に指定され、史跡を含む景観保持が図られている。しかし、木々に覆われ、周りを田畑に囲まれた水城跡の姿は、高度成長期を境に一変する。昭和40年代になると、水城跡周辺は一気に宅地化が進み、都市化していく中に土塁のみが孤立するようにそびえていた。昭和50年に行われた発掘調査により確認された幅約60mの外濠は、土塁のみならず周辺の保存の必要性を認識させた。また、高度成長期を境に、人々の生活における燃料は薪から化石燃料を使うように変わり、薪を採る焚きもの山としての役割は失われた。しかし、このことはかえって土塁上の樹木を大きく繁茂させ、良好な緑地空間として認識されるようになっていく。

8) 『八幡愚童訓』

「(前略) 武力難及ケレハ水木城引籠リ支テ見ント逃支度ヲコソ構ケレ。聞之コソ遅ケレ我先ニト落シカト、独モ戦者ナシ。
(中略) 水木城ト申ハ前深田ニテ路一ツアリ。後ハ野原広続テ水木多豊也。馬蹄飼場ヨリ兵糧淵屋アリ。左右山間州余町ヲ透シテ高クキヒシク築タリ。城戸口ニハ磐石門ヲ立タリ。今礎石計ニ成ニケリ。南ハ山ニ近テアヒ染川流タリ。右山腰ハ深ク堀ヲホリ、二三里廻レリ。(中略) 廿一日ノ朝 (中略) 異賊兵船無一艘皆々馳帰ケリ。(中略) 異賊船一艘志賀嶋懸テ逃ヤラテ有シニモ、余恐テ左右ナク向者コソ無リケレ。(中略) 当其時我モ我モト押寄テ高名ニソ生捕ケル。水木岸前双テ百廿人被切ケル。」

9) 飯尾宗祇 『筑紫道記』

「(前略) 越え過ぐるままに大成堤有。いはば横たはれる山のとし。尋れば是も天智天皇のつかせ給ひけるとなん、民の愁いかはかりかと思ふも悲し。(後略)」

10) 貝原益軒 『筑前国統風土記』 水城

「今其堤を見るに、高さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八町許にして、其間たえて堤なき所一町許あり。堤の内は田と成て水をたくはへず。元禄十二年、此堤の辺の田をほりしに、大なる木二有て、掘出しける。長さ三間許、小口二尺餘あり。一本は杉、一本は朽て見分す。此土堤を築し時の台木なるへし。」

青柳種信 『筑前国統風土記拾遺』 水城附岩垣関

「元禄年中此辺の土中より大材を掘出せしよし本編に見へたり。近年も松杉檜等の大材を此川の辺より穿出せり。少も朽損なし。」

11) 奥村玉蘭 『筑前名所図会』 御笠郡水城

2. 水城の構成要素

本史跡は、遺構に代表される「水城の価値を知るための重要な要素」と「水城以外の要素」から成り立ち、さらにバッファエリア（緩衝地帯）として「水城の価値に影響している要素」と「水城の活用にも有効と考えられる要素」が取り巻いている。これらは一体となって史跡地を構成しており、本史跡の本質的な価値を明確にし、構成する要素を特定することが必要である。以下にそれぞれの要素を明記する。

なお、バッファエリアは、本計画の対象となる史跡指定拡張予定区域の周辺に広がる空間を示しており、良好な史跡地景観を将来に亘って担保していくために、本計画の中でその構成要素を明確にし、都市計画法や景観法との連携を図りながら、適切な景観誘導とまちづくりを推進していくエリアとして位置づけるものである。

表 3-1：水城の構成要素

水城の価値を知るための重要な要素
①水城としての重要な価値を示す要素
土塁（テラス、基底部を含む）
外濠、内濠
木樋
門跡
官道
礎石
建物跡
瓦窯
自然地形（東西丘陵部）
御笠川（水系）
②水城としての価値に付帯する要素
須恵器窯
経塚
水城以外の要素
③水城跡の保存・活用にとって有効と考えられる要素
水城院跡／思水園跡／高射砲台／戦車壕／緑地／植生（イチヨウ・サクラ・ヤブツバキ・コスモス・菜の花等） 水城大堤之碑／水田／広場／説明板／案内板／トイレ等の便益施設／素掘りの水路／溜枮／塞の神祠／薬師如来祠／ 父子島／ 水城駅築造時土取り跡／日田街道／JR沿い土層断面／新川運河／テラス上の通路 標識（内務省・文部省）／衣掛神社／衣掛石／姿見池／ひともっこ山（消失）／万葉歌碑
④地域の日常生活において必要と考えられる要素（水城跡の保存・活用にとって必要ではない要素を含む）
里道／JR線敷設による切通し／墓／電柱・電線等／道路／JR鹿児島本線／西鉄天神大牟田線／国道3号線／九州自動車道／河川

表 3-2：バッファエリアの要素

水城の価値に影響している要素
⑤他法令での保護措置や対応を検討する要素
二次林／水城院跡東からの眺望／道路／JR水城駅／JR鹿児島本線／西鉄天神大牟田線／河川／西鉄電車やJRからの水城跡風景
水城の活用にも有効と考えられる要素
⑥水城跡に対する理解を深めてくれる要素
周辺の文化遺産等

4章 整備に向けた課題

1. 遺跡の保存・修理

水城跡は、長年に亘る経年劣化により、様々な箇所において土塁のき損が進行している。また、こうした状況に追い打ちをかけるように、平成 18 年に北部九州を襲った台風 13 号が、土塁上の樹木をなぎ倒し、遺構に甚大な被害を与えた。この時に受けた損傷は非常に大きく、環境整備にあたってはこうした災害に備えた予防措置も課題である。

水城跡を末永く保存していくためには、遺構に悪影響を与えている樹木の間伐整理を推進する。また遺構損傷箇所については危険箇所を優先的に修理・復旧といった保存整備を行う必要がある。そうした保存整備を第一に行う。ただし樹木については、地域の貴重な緑であり水城の視認性を高める要素でもあることから、大幅な伐採には反対の声も多く、取り扱いには慎重に行う必要がある。

太宰府市では平成 21 年度から、大野城市では平成 20 年度から保存修理を開始し、土塁上で繁茂した樹木の整理を行いつつ、平成 22 年度には御笠川左岸欠堤部のり面の保存修理、平成 23 年度には御笠川左岸土塁保存修理など、順次保存修理が行われつつある。

さらに、修理・修復後も遺構の損傷、修理の履歴等を把握するカルテ等を作成するなど、遺跡の定期的なモニタリングが必要である。

2. 遺構の表現

これまでの水城跡の調査によって、土塁前面の博多側に外濠が存在することや、導水施設である木樋が土塁下部の数カ所に埋設されていることなどが明らかとなった。さらに地誌や残る礎石から予測された門についても、築造当初から幾度かの建て替えが行われ、また前後に官道がのびることも確認された。このようにわかったことを来訪者に知ってもらうには、復元は有効である。全ての復元はできずともその一部を復元することは史跡理解の一助となる。

しかし、水城跡は大規模な遺構であり、かつ長期に亘って存在してきたことから、各時代の姿や今日までの歴史的変遷を全て理解するまでには至っていない。この遺跡の特質でもある、濠の在り方や規模、木樋による導水方法、御笠川との関係等、各施設の機能や関連についても未解明な部分が多々ある。今後も発掘調査や自然科学分析等の各種調査を継続し、遺跡の全容解明に向けて取り組んでいく必要がある。そして、この調査成果に基づきながら復元手法や表現のレベル設定等、整備の方向性についても繰り返し検討することが望ましい。

3. 遺跡の活用

水城跡は、“大宰府都城への北側からの導入部となる地区”と位置づけられる。この位置づけは、現在の交通体系の中にも引き継がれており、九州自動車道や国道、JR 鹿児島本線等の主要な交通動線が集中している。これらにより水城跡は分断され、土塁の連続性が失われている。将来的には水城本来の空間特性の復元を目指し、水城跡を縦断できる回遊ルートを設置することで連続性を回復することが望まれる。

また、来訪者のアクセスを考慮した導入拠点の配置や水城跡を知ってもらう上で重要な場所等を回遊拠点として整備し、それらを含め全体をつなぐネットワークの形成に取り組むことで、より多くの人に親んでもらえる史跡地の公開を目指す必要がある。

さらに、水城跡の維持管理・保存活用に地域や市民を広く参加してもらうためにも、現在の水城跡を身近で親しみのある史跡として認識し、水城跡がもつ歴史・自然環境を活用し、水城跡のことを知る、学ぶといった体験を通して、水城跡に関心を持つことを狙い、更に、関心を持つ市民には、より積極的な参加を促すため、水城跡の維持管理・保存活用に関わることができる仕組みをつくっていくことが必要である。

時代と向き合う水城跡の継承と未来への伝達

水城は大野城とともに大宰府北方の防衛線を形成するもので『日本書紀』は天智天皇3年(664)に「筑紫に大堤を築きて水を貯へしむ。名づけて水城と曰ふ」と、その築造について記している。白村江の敗戦の後、唐・新羅の侵攻に備えて急遽築造された防衛施設で当時の東アジアの緊迫した情勢を物語る遺跡である。大宰府関連史跡の中でも重要な位置を占め、国内でも他に類を見ない重要な価値を有する遺跡である。

水城跡は史蹟名勝天然記念物保存法によって、大正10年3月3日に全国でも最も早く大宰府跡と共に国指定史跡となっている。さらに、戦後新たに制定された文化財保護法によって、昭和28(1953)年3月31日に大宰府跡、大野城跡と共に特別史跡となった。

水城跡は、他の埋蔵文化財と異なり、遺跡となってからも長期にわたり、地域と共にあり続けたことに大きな特徴がある。中世以降においては、防衛施設としての機能を失いながらも、名所として語りつがれてきたことを数々の記録から知ることができる。また、近代になると薪炭林、畑、墓地としての土地利用がなされ、さらに、現代においては市街地における貴重な緑地として、様々な形で人々の記憶に刻まれ続けてきたのである。

このように、地域にとっての宝として既に認知されている水城跡に対して、保存整備、活用を図っていくことの意味は何か。それは、史跡、生活の場、風景の一部といった様々な側面を持つ水城跡の多様な価値のバランスを保持し、高めていくことに他ならない。

そして、国内に類をみないこの貴重な歴史遺産を、地元の太宰府、大野城市民はもとより、国民共有の財産としての価値を顕在化し、国内外からの来訪者の様々な活用に資するものとするのである。

築造から1350年を迎えた今日、水城跡は新たな時代へ向けて大きく動き出そうとしている。

本計画を進めるにあたっては、水城跡の所在する太宰府市、大野城市が計画における基本的な考え方を共有し、また福岡県、九州歴史資料館及び周辺市町との連携を図りながら、全体として統一感や調和の確保に留意していくことが必要である。

さらには、多くの市民、県民が計画策定の段階から参画することにより、水城跡を身近で親しみのある史跡として関心を持ってもらわなければならない。水城跡を知る、学ぶといった体験を通じてこそ、その価値を知ることが可能となり、時代と向き合う水城跡を継承し未来へ伝達していくことを目指すものとする。

特別史跡水城跡は、他に類をみない史跡であると同時に、築造以来大切に守られてきた結果、およそ当時の姿を現代に残している。この史跡の価値を確実に継承し、良好な状態で将来へ伝達していくことが求められる。

本史跡の整備にあたっては、指定範囲の拡張、公有化の推進を図るとともに、その価値を継承するための保存・修理を適切に実行し、より効果的に顕在化させていかなければならない。さらに、国内外の多くの来訪者に、そして未来にその価値を伝えていくための方法を検討する必要がある。

これらを実現するために、本計画においては、以下の4つの方針を定める。

(1) 価値の確実な保存

整備に取り組むにあたっては、経年劣化等による遺構のき損に対して、本史跡の本質的価値の確実な保存を担保しなければならない。

その保存に向けては、これまでの調査等で得られた知見に基づき、十分な対応を図るものとし、さらに近年問題となっている豪雨災害や活用段階における様々な行為から遺構を守るための措置を講じていく。

一方で、水城跡の緑は、四王寺山（大野城跡）から連なる長大なものであり、市街地における貴重な緑地としての価値を有している。大きく育った樹木や群生するエリアについては遺構への影響を最小限に抑え、市民にとって大切な緑として計画的に管理する。

(2) 本質的価値の顕在化

調査成果や遺構の置かれた状況、また場所ごとの特徴に応じて、より効果的に水城の本質的価値を顕在化できる対象を選定し、来訪者が史跡を理解しやすい整備を行っていく。

また、御笠川やJR切り通し部の動線確保や、西門、東門の復元等、整備が長期にわたることが想定されるものについては、暫定的に簡易整備を行うにとどめ、その後の整備については将来に向けた課題とするといった措置を講じる。

(3) 歴史を伝える環境づくり

本史跡の価値は、築造時の歴史背景や古代大宰府の正面入口としての位置づけにはじまり、その後も、防衛施設から交流・往来の場へ、そして名所、生活の場、風景の一部としてなどの多様な捉え方によって見出すことができる。

こうした本史跡の歴史を語る上で欠かすことのできない価値を来訪者に伝えていくために、諸施設の設置や情報発信を行う。

(4) 未来につなぐ仕組みづくり

本史跡を未来につないでいくためには、整備のみにとどまるのではなく、将来にわたって地域が愛着を持ち、守り育てていくことが必要である。

そのため、子どもたちへの歴史学習機会の創出や、地域が積極的かつ持続的に関わっていくことのできる仕組みを構築する。

1. エリア区分の考え方

水城跡の整備を検討していく上では、本来は全体を一つの繋がりの中で考えていくべきであるが、本史跡の空間特性である欠堤部の存在と、それにより分断されたエリアごとの状況や周辺環境を鑑み、特に短期、中期的な整備においては、それぞれのエリアに応じた対応を行っていく必要がある。

そこで、本計画においては、東側丘陵部から御笠川までのエリア、御笠川からJR鹿児島本線までのエリア、JR鹿児島本線から西側丘陵部までの3つのエリアと、水城跡を東西に大きく分断する欠堤部である御笠川エリアを設定し、各エリアの特性に応じた保存修理、遺構の表現及び整備を展開していく。

①西門エリア

古代には西門が設けられ、大宰府と鴻臚館を結ぶ古代官道が通っていた場所であり、門・官道とも発掘調査で確認されている。また平安後期の経塚が見つかるなど、特に築堤後の水城の利用・大宰府の領域観をうかがう上での情報が多く得られている。

また、小水城に最も近く、西側に広がる丘陵地に残された地形や豊かな自然環境が大きな特徴となっており、近年は市民ボランティアによる樹木整理や案内板の設置などが行われており、市民活動の拠点となりつつある。

豊かな自然環境を市民活動の場として、緑を持続的に維持管理していくことを目指し、西門及びその周辺の復元整備と併せて、生活環境の充実と来訪者を受け入れる導入拠点の整備や散策ルート、さらには小水城への誘導等の整備を同時に推進するエリアとする。

②中央エリア

このエリアでは、水城構築にかかわる情報が多く得られてきたという経緯がある。

旧国鉄鹿児島本線の線路幅幅によって土塁断面が調査され（大正2年・黒板勝美/中山平次郎）、木樋の調査が行われた（平成2年・太宰府市）。

またエリアの東側を流れる御笠川河岸に立てば、川と水城との関係を知ることができる。

なお住宅街に近く、近年樹木整理を行ったことで、散策や園児の遊び場として日常的な利用が増えつつある。こうした近隣住民の日常的な憩いの空間としての利用も想定しながら多様な活用を受け入れる基盤づくりを推進するエリアとする。

③東門エリア

古代には東門が設けられ、博多から大宰府へ向かう古代官道が通っており、その後近世の宰府往還・日田街道へと続く、長い歴史の中でも重要な交通の要所である。現在も都市部から太宰府へ向かうルート上でもあるため、観光客が特に多く、近年では、春・秋と季節の花を求めて訪れる方も多い。

また、水城の濠を視覚的に実感することができるエリアであり、過去には調査（昭和6年・長沼賢海）によって木樋の存在も明らかになっている。

一方、このエリアは、水城と大宰府を直接結ぶ地点であるため、水城跡にかかわる史料・伝承・文化遺産も多く残されており、歴史文献史料からみた水城を物語るすることができる特徴をそなえる。

積極的に来訪者を受け入れるための基盤づくりを推進するエリアとする。

④御笠川エリア

御笠川による土塁の欠堤部となっており、さらに九州自動車道、西鉄天神大牟田線、国道3号線が横断している。

このエリアにおいては、水城の施設に関する情報が乏しく、今後調査等を行うことにより、さらなる情報収集を行っていく必要がある。将来的にはこれらの情報をもとに整備の方法を検討し、御笠川と濠との関係性の検証や、東門エリアと中央エリアをつなぐ整備を推進する。

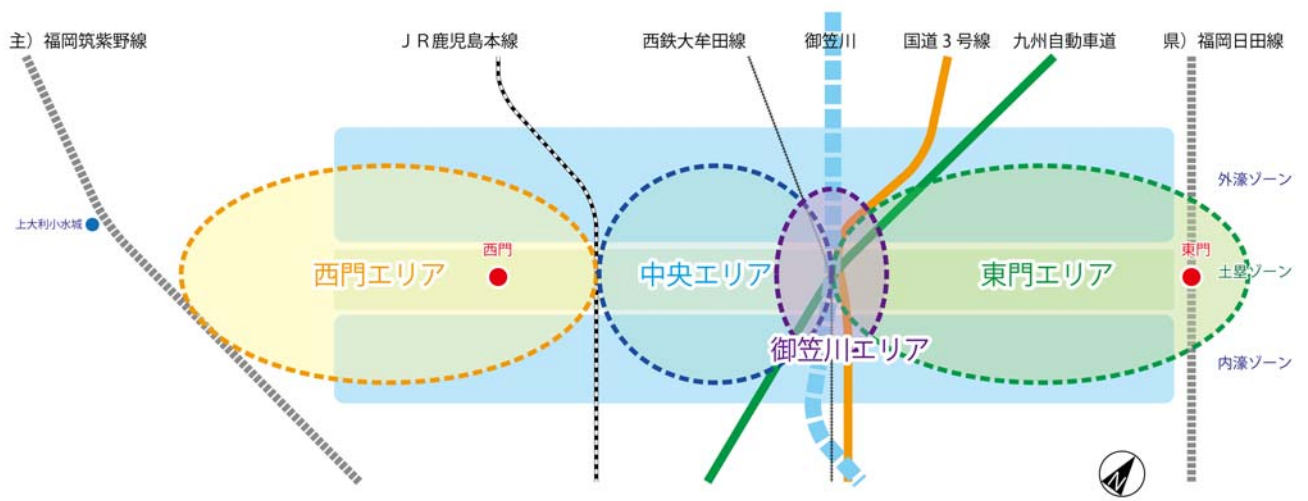


図 7-1: エリア区分図

2. 保存修理

水城跡の確実な遺構保存を図るためには、指定拡張、公有化とともに計画的な発掘調査を実施し、遺構状況を十分に確認した上で、確実な保存修理を目指し十分な対応を図る。

そのために、史跡の価値を構成する諸要素ごとに保存修理の方法を定め、遺構に対して想定される経年劣化や人為的行為、自然災害等から遺構を保存するとともに、き損を受けた箇所に対する適切な修理を行っていく。

また、水城跡の緑については、遺構への影響を最小限に抑え、市民にとって大切な緑として、引き続き計画的な管理を行う。

(1) 遺構の保存

個別の遺構ごとに、遺構にき損を与え得る行為や事象を想定し、それらに対する具体的な保存策を講じていくものとする。また保存処置を行った後も、経年変化を把握し、必要に応じた改善を図っていく等の処置を講じていくものとする。

1) 土塁

①踏圧対策

- ・ 上成土塁については、土塁の上に来訪者を登らせる範囲を決めるとともに、遺構にき損をきたすことのないよう、保護層を設ける等、確実な保存措置を講じる。
- ・ 下成土塁については、園路を設け回遊できるようにするとともに、遺構にき損をきたすことのないよう、保護層を設ける等、確実な保存措置を講じる。
- ・ 解説板等の施設については、土塁の斜面には設置することが不可である。また、土塁の天端にこれらの施設を設置する場合には、確実に発掘調査を行う。また遺構面を保護するための保護層を設け、その上に基礎を設置する。
- ・ 土塁上へのアプローチとなる斜面には、層状盛土による保護層を設けたうえで階段を設置する。
- ・ 下成土塁と遺存条里等畦畔との接点は、遺構表示と土塁き損防止のための階段を設ける。

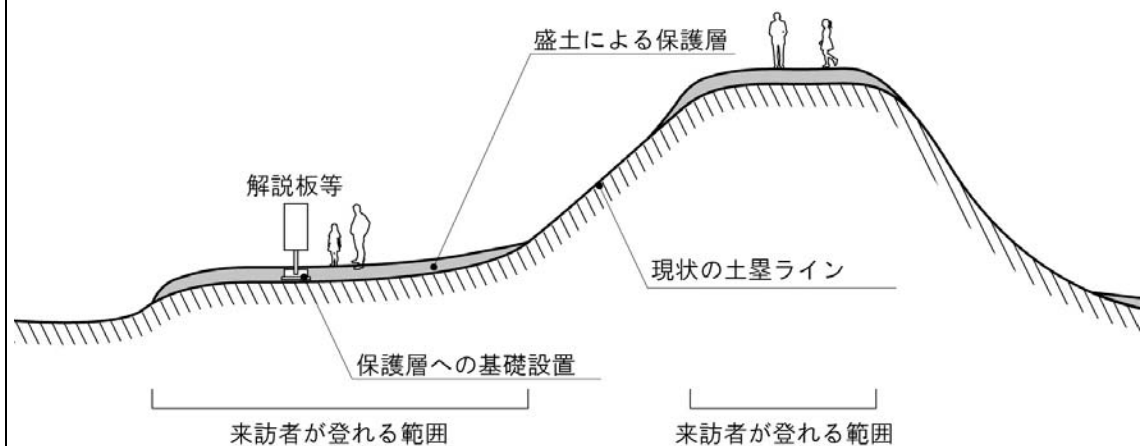


図 7-2: 保護層設置のイメージ



図 7-3: 既設のアプローチ階段【いずれも中央エリア】

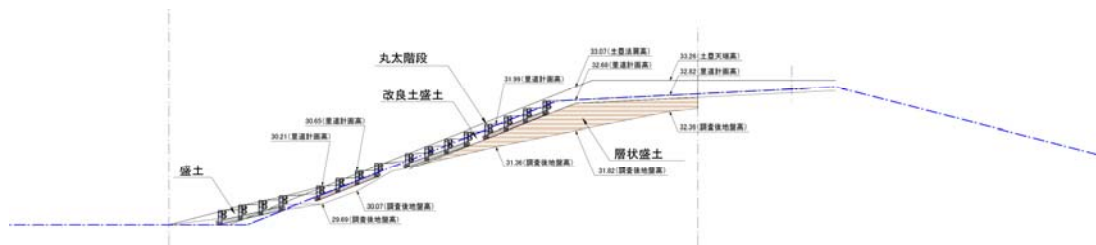


図 7-4: 平成 23 年度緊急修理事業における階段施工例【層状盛土による保護層を設けて施工している】

②樹根対策

- ・ 樹根による遺構のき損を防ぐため、成長しすぎた樹木については適宜伐採を行う。
- ・ 土塁の天端は木チップ等を用いたマルチングにより、さらなる遺構の保存を図る。



図 7-5: 木チップを散布した上成土塁の状況【いずれも中央エリア】

③雨水対策

- ・上成土墨については、適切な樹木の管理によって、雨水浸食の軽減を図る。
- ・下成土墨については、特に太宰府市側のテラスにおいて、雨水による斜面崩落等が過去見られたため、排水処理等による対応を図る。

2) 濠

- ・濠については、外濠と内濠、さらに地区ごとに諸条件が異なっていることから、各地区の状況に応じた対応を図っていく。
- ・近年の宅地造成等に伴う客土については撤去可能であるが、濠の埋土及び耕作土については遺物の包含層でもあるため、慎重に取り扱うものとする。

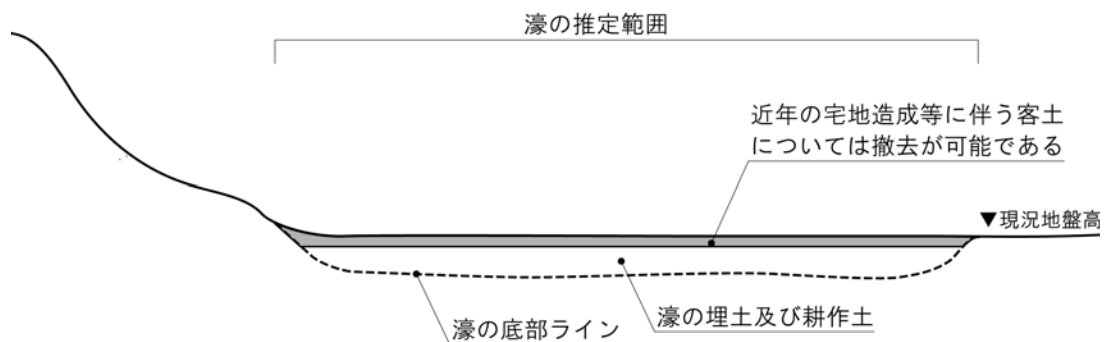


図 7-6: 濠の客土撤去のイメージ



図 7-7: 外濠の推定ライン【写真左: 大野城市側中央エリア 写真右: 東門エリア】

3) 木樋

- ・東門の木樋については、通常時はカバー（砂）を閉めた状態で保存し、定期的にモニタリングのために開放し、保存状況を確認する。
- ・保存環境が整わないと判断された場合には、保存のための最善策を講じる。
- ・木樋の抜き跡が確認される箇所については、必要に応じて部材を取り上げ、保存処理を行う。



図 7-8:木樋の状況【写真左:東門木樋の掃除の様子】写真右:17次調査木樋抜き取り】

4) 門

- ・門に関連する礎石については、当分の間現状にて保存する。
- ・地下遺構については、各種開発に伴いき損することのないよう十分に注意し、整備を図っていくこととする。



図 7-9:東門の状況【写真左:東門礎石 写真右:東門周辺の状況】



図 7-10:西門の状況【写真左:西門礎石 写真右:西門の状況】

(2) 遺構の修理

専門的な視点から調査、診断を行い、その結果を踏まえ、損傷箇所を計画的な修理、修復に取り組む。また、修理・修復後も遺構の損傷、修理の履歴等を把握するカルテ等を作成するなど、遺跡の定期的なモニタリングを行う。

- ・土塁は、遺構き損箇所調査に基づき、き損の原因を調べ、近い将来に崩落が予想される箇所、すでに崩落している箇所、保存活用に必要と考えられる箇所について、修理を行う。
- ・人為的改変に伴う土塁形状の変化がみられる箇所については、総合的な価値を勘案し、修理を行う。
- ・現存する墓地については、移転を目指し対応を図っていく。



図 7-11:西門エリア



図 7-12:東門エリア



図 7-13:中央エリア



図 7-14:御笠川エリア



図 7-15:東門跡周辺



図 7-16:西門エリア

(3) 緑の計画的管理

快適な史跡空間の創出（史跡景観及び見学環境の向上）、水城跡が良好な状態を維持してきた理由（史跡の保存）、緑地資源としてのあり方（地域住民との関係）、過去の整備計画案との整合、現状での管理継続などを総合的に勘案すると、水城跡が目指すべき姿は、土塁復元等の整備を行う場所を除けば、里山的な環境下で管理されることが望ましい。

具体的な数値の目安を挙げると、本数：7～11本/100㎡、幹径：20cm以内、樹高：5～8mとなり、土塁の表面は草本類で覆われた状態である。よって、この状態を史跡整備等によって作り出される基本的な姿とし、これを維持管理していくことで史跡と緑地の関係を継続していく。

ただし、先に記した数値はあくまでも樹木密集地における目安であるため、場所によっても目標とすべき姿は異なる。樹木密集地であっても、これを基に機械的に伐採することは避けなければならない。「多方向あるいはある方向から史跡地を見たときに最も良い史跡景観とは何か。」という問いへの答えとして、巨木を残すことが求められるのであればこれを残すこと、また、往時の土塁形状の理解に供するため、部分的に皆伐を行うことも是認される。

1) 緑地空間形成の視点

こうした考え方にに基づき、平成21年度から本格的な樹木整理を開始した。基本的に、史跡保全と現状の史跡管理を念頭においた方針で、以下の内容にまとめられる。

- ①史跡の雰囲気になじまない外来種や竹、テラス上の植林などを伐採する。
- ②幹枝が密集している場所については、伐採あるいは枝透かしを行う。
- ③周辺部への日照を改善し、林床の明るい樹林地の形成を図る。
- ④遺構に悪影響のある樹木（巨木）は基本的に伐採する。
- ⑤全体的に、市職員や市民ボランティア等で管理できる程度の樹林とする。

①～③は草や落ち葉による土塁保全と史跡雰囲気の保全を目指すもので、④の遺構への影響の考慮、⑤の樹木ボリュームも含め、今までのあり方を踏襲する基本的なものである。

ただ、史跡を見せる、という観点が必ずしも前面に出ているわけではないため、整備の考え方としては十分ではない。特に④の巨木伐採については、早急な伐採は大きな景観変化をもたらす、景観上のバランスを崩すことも予想される。また伐採による劇的な環境変化がかえって周辺低木の枯死をもたらす、裸地が広がることで一時的に土塁に悪影響を及ぼすことも懸念される。巨木は確かに遺構に影響し風倒の懸念もあるが、伐採には十分慎重であるべきと考える。

よって、次の項目を加える。

- ⑥史跡としての水城を見せる上で、樹木の配置・規模など工夫する。
- ⑦一度に大量の樹木を伐採することを避け、長期的な展望のもとで伐採範囲や伐採時期等に関する計画を立てる。それらをローテーションしながら実施し続けていくことで場所や時期に応じた適切な樹木管理を行う。

2) 全体計画

- ・ 樹木と草地の良好なバランスを保つことで、雨水による土塁毀損を阻止する。
- ・ 低木・草を今後の樹林主体と捉え、中木・高木・巨木の除伐について考える。
- ・ なお樹高によって低・中・高の3種に分類する。クスノキなど一部は巨木がある。



図 7-17: 東土塁上の樹木

- ・ 急激かつ局所的な景観変化はなるべく避け、全体的な樹木量の減少を図る。
- ・ 中木を除伐・管理することで、上成土塁天端を遠望できるようにする。
- ・ 上成土塁際の低木を除伐・管理することで、近景から上成土塁天端が見えるようにする。
- ・ 遺跡には場所の特性があり、これに沿った景観配慮を行う。
- ・ 樹木と草地の良好なバランスを保つよう、継続的に草刈・除伐等を行う。
- ・ 伐採した樹木は、法面保護のためのシガラなどに利用する。
- ・ 市民による水城保全活動として、ボランティアの育成を図る。

3) 土塁

- ・現状の樹木については、適切な大きさを保つよう管理を続ける。また、密生し樹林となっている部分については、適切に整理する。

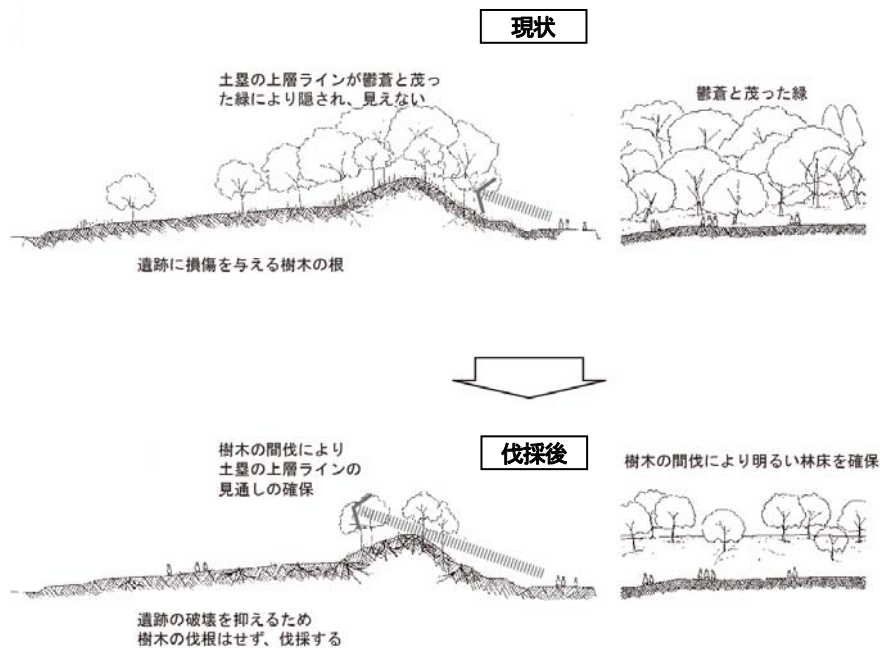


図 7-18:平成 17 年度水城跡に関する環境整備方針における土塁本体の緑の維持管理イメージ

- ・草地は、原則的に現状のまま継続する。
 - ・裸地部分は下草繁茂を図るため、次の手順で樹木整理する。
- ①竹・枯木、直立していない不安定な木は優先的に除く。
 - ②形の悪い木も、以下③～⑤の除伐を行う中で優先順位を上げる。
 - ③樹床を少しずつ明るくすることを念頭に、伐採・剪定を行う。
 - (ア) 中木→高木の順に伐採木を選定する。
 - (イ) 選定したら、近望・遠望し、伐採または剪定を選択する。
 - ④樹床が裸地となった箇所は、数回に分けて間引く。
 - (ア) 周囲の高木が無いと不安定な細長い中高木を除く。
 - (イ) 雨水による毀損を防ぐため、枝葉が傘の役割をしている高木は活用。
 - (ウ) 最初は中木除伐を優先して検討する。
 - ⑤樹床の草地化が進んだら、景観上のバランスが悪い高木・巨木の除伐、ないしは剪定を検討。最終的には伐採する方向でも検討する。
 - ⑥目標とする緑地空間に仕上げ、管理する。
 - ・風倒しないよう、初めは巨木・高木の周囲に風除け樹木を配することを念頭におく。
 - ・雨水による影響を免れるよう、伐採木等を利用した法面保護・植栽等を図る。
 - ・良好な眺望が確保された眺望点から見た時、その景観を阻害する樹木については、専門家の助言を仰ぎながら整理する。

4) 丘陵地

- 東西の丘陵地においては、散策等の利用を想定し、適切な明るさを確保するために、樹木の整理を行う。
- 西側丘陵地については、今後の整備による公園的利用を視野に入れ、市民活動拠点として、緑を一体的に維持管理していく。



図 7-19: 西側丘陵地散策路の現況



図 7-20: 新池(西側広場横)の現況



図 7-21: 整備前の水城ゆめ広場の状況



図 7-22: 西側丘陵地の竹林の状況

3. 遺構の表現

大宰府都城の玄関口として、多くの人々に水城を理解してもらうために、それぞれのエリアや場所において有効な地形や土塁、濠や建物の表現に取り組む。また、表現に際しては、それぞれの遺構がおかれている状況を鑑み、具体的な表現の検討、平面表示、さらには表現を行わないなどのレベル設定を十分に検討した上で慎重に判断しなければならない。

一方で、現時点で解明している情報のみでは、表現手法の検討に際しての十分な条件が整っているとは言い難く、今後も継続的に調査を行うことで、未確認事項を明らかにしていくことが必要である。

その上で、濠の在り方や規模、木樋による導水方法、御笠川との関係等、各施設の機能や関連に基づき、適切な表現を行っていくものとする。

さらに、現地において遺構の位置を示す石碑等を設置する。

なお、近世以降の遺構については、別途ガイダンスで解説を行うことを想定し、ここでは取り上げていない。

(1) 土塁の表現

- ・土塁としての形状を顕在化する場所と、既存の樹林を計画的に管理していく場所を設定する。なお、その場合、その接合部分については違和感を生じさせないように配慮する。
- ・表現にあたっては、遺構への影響を最小限に抑えるべく、土木調査（土質調査等）や発掘調査等の調査結果を踏まえ十分な検討を行い、樹木の伐採、既存の土壌の除去と養生、保護盛土の処置を施す。
- ・土塁の表面は、草本類の植栽を施し緑の連続性にも配慮するとともに、人工の構造物である水城跡であることを理解してもらえよう心がける。
- ・土塁の表現を行う場所については東門の西側及び西門周辺を対象とする。【下図参照】
- ・東門周辺については、大規模に土塁の表現を行うことは、緑の連続性を損なうとも考えられることから、部分的な表現にとどめる。
- ・西門周辺については、門の両側について、緑の連続性に配慮した部分的な表現を行う。
- ・JRの切り通し部については、東側の土塁を一部復元し、版築構造が理解できる展示や解説サインの設置を行う。【下図参照】
- ・御笠川欠堤部の太宰府市側については、今後の調査に基づき範囲を確定させ、土塁の復元を検討する。【下図参照】

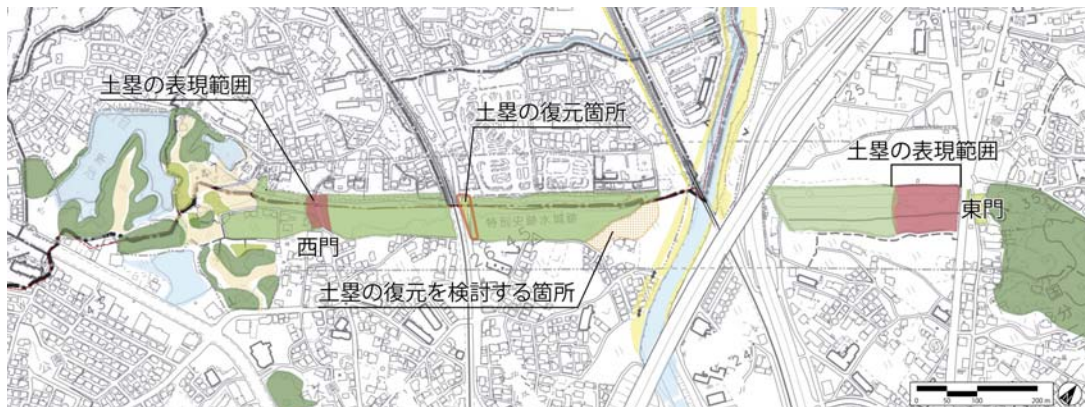


図 7-23: 土塁の表現及び土塁の復元箇所

(2) 濠の表現

- ・実際は水を湛えた施設であった濠であるが、整備に際して実際に水を貯めることは難しいと考えられる。そこで、形状を復元する場合、暫定的に濠の範囲の花などによる表現や、推定ラインの表示などを行う。
- ・東門エリアの外濠については、北側の立ち上がりを示す表示としての土手を整備する。また既存の水田に水を張った風景は、かつて外濠として水を湛えた往時の姿を彷彿とさせることから、現況の土地利用の積極的な保全策を検討する。



図 7-24:水を湛えた水田に映る水城跡の姿



図 7-25:濠の部分に咲く一面の花

- ・中央エリアにおいては、御笠川から自動車学校までの範囲については、濠の部分的復元や平面表示を行う。
- ・自動車学校の範囲においては、現状において整備は難しいことから、当分の間、解説サインやAR^{*}等を用いた表現を検討する。

※ARとは Augmented Reality (拡張現実) の略で、ありのままに知覚される情報に、デジタル合成などによって作られた情報を付加し、人間の現実認識を強化する技術のこと。近年スマートフォン等のタブレット端末を通して見た風景上に、その場所に関する情報が重ねて表示される試み等が実践されている。



図 7-26:【左、中央 福岡市舞鶴公園(福岡城のAR)における検証実験】

【右 難波宮で導入されているARによる建物の表現】

- ・JRから西門までの範囲については、既存建物が建ち並んでおり早期の調査及び整備が難しいことから、推定ラインを示す平面標示や解説サイン等での表現を行う。
- ・内濠については、現時点で不明な点が多く、今後の調査による解明が必要なことから、解説サイン等による濠の存在の表現にとどめる。

(3) 木樋の表現

- ・木樋については基本的に復元を行わないが、東門エリアおよび及び中央エリアのものについては、平面表示及び解説サイン等による表現を検討する。
- ・また、上記以外については、石碑を建て、解説サインを設置する。
- ・ガイダンス施設等での展示を考える。
- ・AR等を活用した表現を検討する。

(4) 門・官道の表現

- ・東門、西門ともに、現道が通っていることから、門の復元については長期間を要することが想定される。そこで、門・官道の表現については、短中期で対応を図っていく内容を検討する。
- ・東門については、現時点でその具体的位置等の確証が得られていないため、解説サイン等による復元イメージの表現を行う。ただし、今後の調査によって、柱の位置等が判明した場合には、平面表示等を検討する。
- ・東門の官道については、現在、県道が通っているため、短期、中期にて官道の位置を確認し、可能な範囲で平面表示を行う。
- ・西門については、短期において解説サインの設置を検討し、門の表現は長期的な視点のもとに検討する。
- ・西門の官道については短・中期整備の中で平面表示や解説サインの設置を検討する。



図 7-27:西門全景



図 7-28:西門前面・官道

(5) 建物の表現

- ・下成土塁上の掘立柱建物については、基本的に平面表示を行う。
- ・西側丘陵地の掘立柱建物（推定望楼跡）については、基本的に平面表示を行う。
- ・その他遺構の表現については平面表示を基本とし、解説板で情報提供を行う。

(6) 地形の表現

- ・土塁が取りつく東側丘陵地は、住宅開発等により従来の地形が失われていると推定されることから、土塁の部分表現と併せ、出来る限り当時の地形への復元を図る。
- ・西側丘陵地については、現状の地形のままでの活用を図り、復元等を行わない。

4. 施設計画

水城跡は、延長 1.2km にも及ぶ長大な史跡であり、また各エリアによって異なる性格や周辺環境との関係性を有していることから、その活用を考える上では、エリアごとの特性に応じた整備の方向性を定めることが必要である。

その上で、来訪者や地域住民を受け入れ、より多くの人々に身近で親しみのある史跡として知ってもらうために、活用の視点を整理し、想定される来訪者とニーズから導入すべき機能の検討を行った。さらに、これらの機能に基づき、必要な施設の体系的な整理を行った。

また、活用に資する整備は、水城跡の保存を第一に考えることは言うまでもなく、遺跡への影響を抑えることが可能な箇所の整備を前提とし、遺構の確認が必要な場合は適宜、確認調査を行うなどの保護措置を確実に実施するものとする。

(1) 活用の視点

本史跡の活用においては、想定される対象者が、何を求めて水城跡を訪れるのか、そしてそのニーズに応じて水城跡の何をみせるのか、どこに滞在してもらうのかといったプログラムも異なることが想定される。

そこで、こうした多様なニーズへの対応と、水城跡として提供すべき活用プログラムとして、ここでは活用に向けた視点として以下のように整理した。

①水城跡の歴史探訪・観光

水城跡を訪れて、様々な歴史的価値を知ってもらうためには、来訪者が選択可能な複数のテーマ設定を行い、滞在時間や目的に応じて選択してもらうことが必要である。以下に想定される3つのテーマと、提供し得るプログラムを示す。

A. 「水城の概要を知ってもらう」：滞在時間1時間程度を想定

全てのエリアにおいて、以下の4つの視点で水城の概略を知ってもらうコースを設定する。

- ・外来者（当時）の視点・外濠の外からの遠望地点の確保
- ・大宰府の人（当時）の視点・下成土塁を歩く
- ・水城をつくった人の視点・土塁観察箇所、濠の観察箇所、木樋観察箇所
- ・大宰府都城の視点・水城の遠望、大宰府史跡の遠望地点の確保

B. 「各エリアの特徴を知ってもらう」：滞在時間2～3時間程度を想定

テーマA+各エリアの特徴を押さえたストーリー性のあるコースを設定

（水城の価値（1）～（3）を明示・提供。滞在時間1～1.5時間）

- ・「東門エリア」・大伴旅人の帰京、菅原道真の入府
- ・「西門エリア」・外国使節を迎えた西門、鴻臚館と大宰府を結ぶ官道、大伴旅人の帰京
- ・「中央エリア」・水を貯える水城（御笠川・木樋・土塁）、JR切り通し部における版築構造

C. 「文化財・文化遺産を詳細に見てもらう」：滞在時間半日程度を想定

テーマA+テーマB+史跡構成要素・文化遺産などを、自由に巡ってもらう

- ・「東門エリア」・木樋取水口、「水城」墨書出土井戸、瓦窯、塞神、水城大堤之碑、（老松神社）
- ・「西門エリア」・外国使節を迎えた西門、鴻臚館と大宰府を結ぶ官道、水城院・思水園など近代遺跡、吉松の文化遺産
- ・「中央エリア」・JR切り通し部における版築構造、外濠、内濠、木樋（水利構造）

②日常的な利用（歴史文化交流拠点機能＋自然環境保全創出機能＋活用サービス機能）

近隣住民は、主に散歩・散策を中心とした日常利用を行っている。また県立太宰府自然公園でもある水城跡の樹木・草花を観察するために訪れる人や団体もある。こうした日常的な利用・関わりによって水城跡と人との良好な関係が保たれ、地元の誇りとなり、遺跡保護につながってきた側面があることから、日常利用のための整備は重要である。

こうした日常的な利用を促進するためには、以下の整備を実現していく。

- ・住宅地周辺からのアクセス園路を確保
- ・御笠川親水空間の整備
- ・維持管理のための園路設置（もしくは仮設路用の空間確保）
- ・緑の環境保全（行政・市民による樹木整理・季節の花による演出）

③イベント利用（レクリエーション機能）

水城跡を顕彰することは、古くから行われているが、その思いは地元住民や市民にも引き継がれている。近年は古都の光など、水城顕彰・情報発信の延長として現地イベントを行うことも増えており、そのための場所・便益の確保が今後必要になってくると考えられる。

- ・イベントに活用できるための場所を設定
- ・トイレの確保

(2) 活用の対象者と導入機能

水城跡への来訪者は、地域住民や太宰府、大野城両市民をはじめとし、広く県内外から海外までを想定したものでなければならない。

ここでは、活用の対象者を以下のように想定し、活用の視点に基づく活用の将来イメージから導入機能の整理を行った。

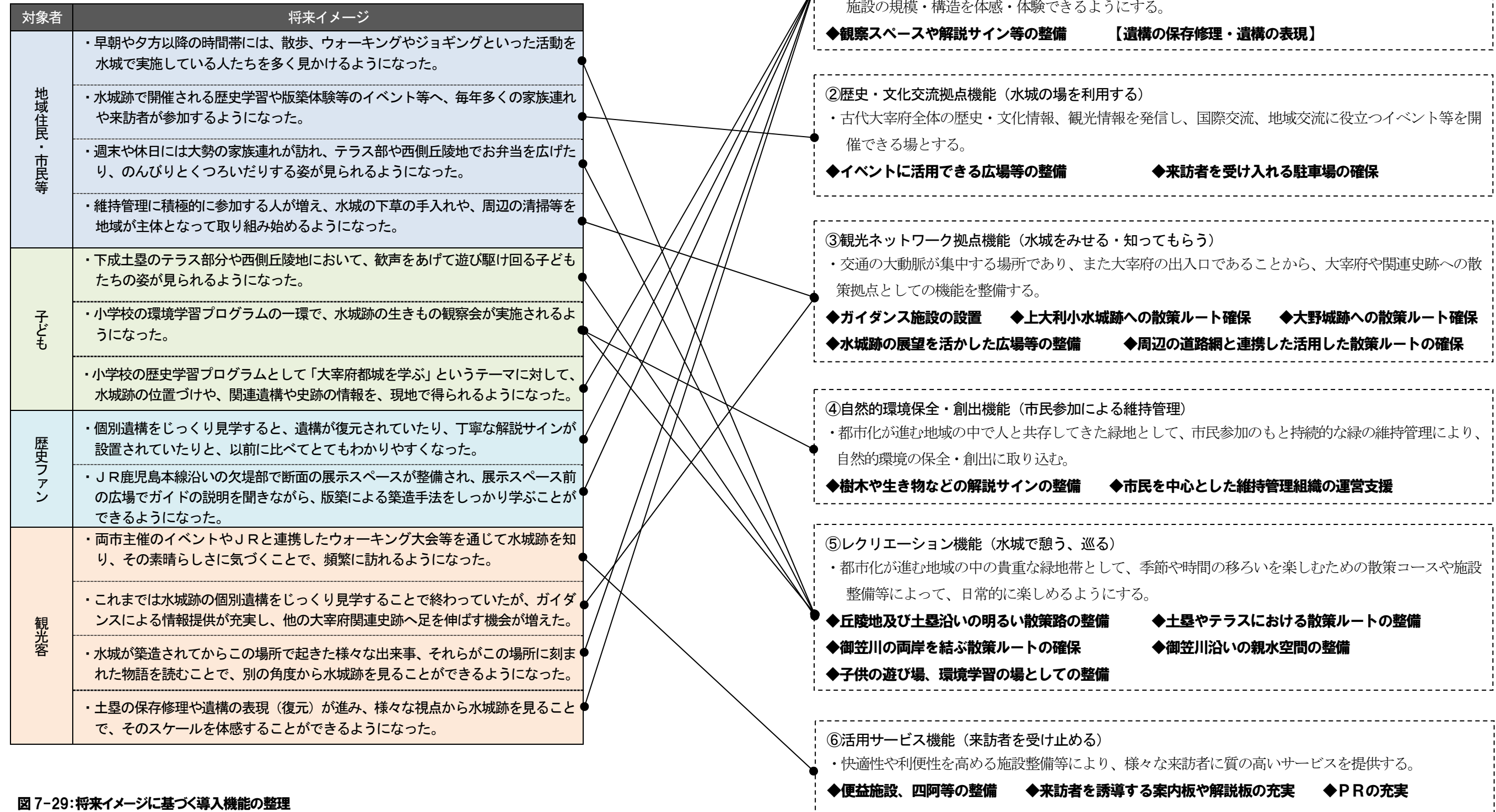


図 7-29: 将来イメージに基づく導入機能の整理

(3) 拠点施設の設定と計画動線

水城跡を訪れた来訪者が水城跡について知り、散策や回遊などを行う際の拠点となる場所には、拠点施設を設置する。拠点施設は各エリアの特性や立地環境に応じた機能を配置し、特に来訪者が水城跡を訪れる際の導入となる拠点施設として、東門エリアについては現在の水城第2広場を隣接する土地に移転する形で「東門第1広場(仮)」とし、中央エリアについては「ふるさと水城跡公園」、西門エリアについては主)福岡筑紫野線沿いに整備した「水城ゆめ広場」を想定する。

また、計画動線として各エリアに所在する拠点(見どころ)を巡る上でのルートを設定した。長期整備においては、水城跡の縦断方向の移動を分断しているJR鹿児島本線と御笠川欠堤部におけるアクセスを確保するという前提に基づき、水城跡全体を巡る長期動線計画を示すものとする。

①西門エリアの回遊動線

- ・西門エリアについては、主) 福岡筑紫野線沿いの水城ゆめ広場を拠点として、西門跡までを巡るルートと、西門から父子嶋まで足を伸ばし、JR切り通し部を経て戻ってくるルートを設定した。
- ・さらには、父子嶋から線路を渡り、中央エリアまで足を伸ばすこともできる。
- ・市民の日常的な利用（自然散策、健康増進のためのウォーキング）ルートとして、拠点から新池の周りを巡るルートを設定した。

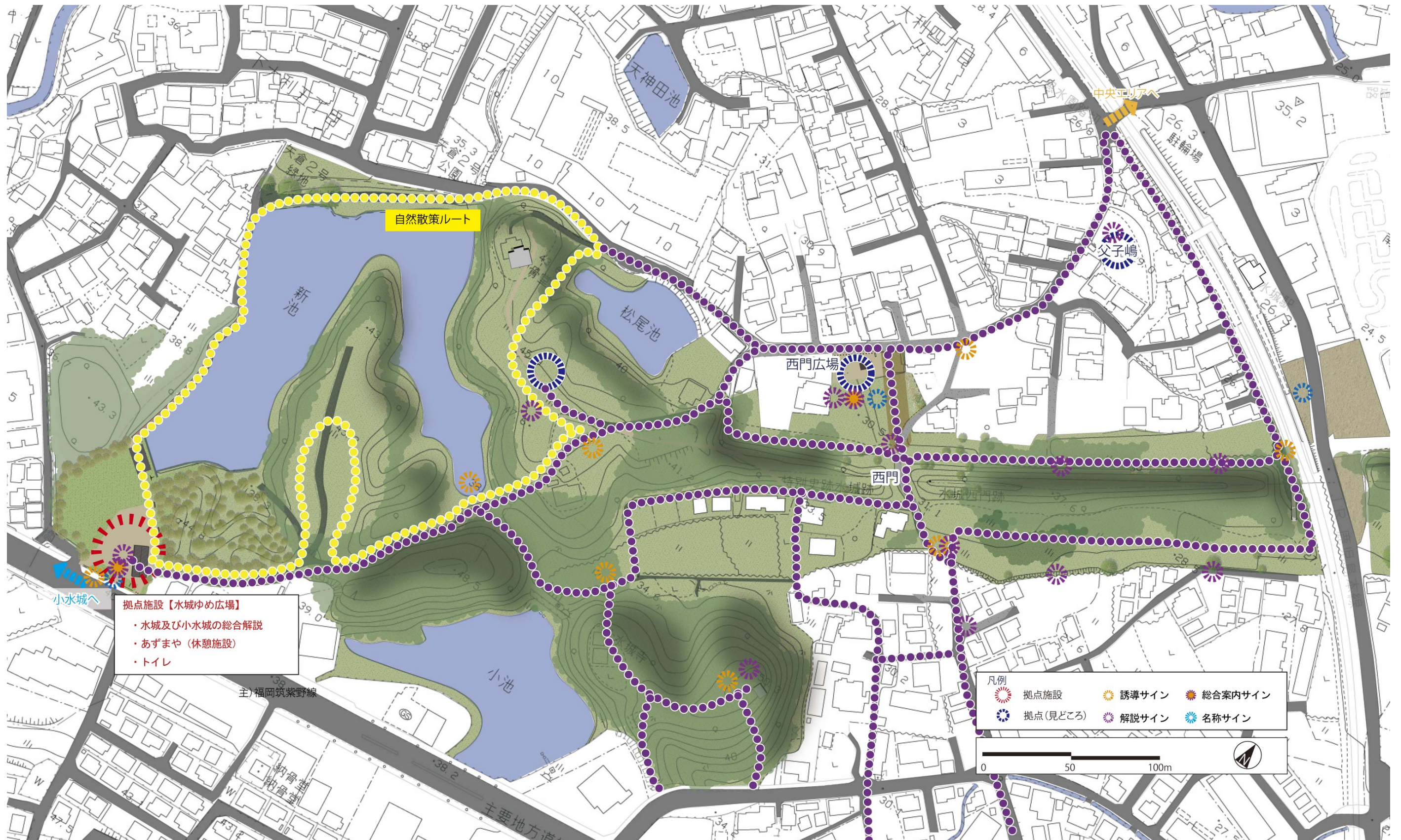


図 7-30:西門エリアの回遊動線

②中央エリアの回遊動線

- ・中央エリアについては、JR水城駅及びふるさと水城跡公園を拠点として、御笠川まで巡るルートを設定した。
- ・本エリアの動線は、土塁上へのアクセスが確保されていること、さらには外濠を体感することのできるサテライト拠点を整備することで、来訪者が自由なルート設定を行い巡ることが可能となっている。
- ・サテライト拠点からは、歩行者専用道路を介して西鉄下大利駅へと繋がる。また、水城駅北側の踏切を渡り西門へ至るルートを設定した。

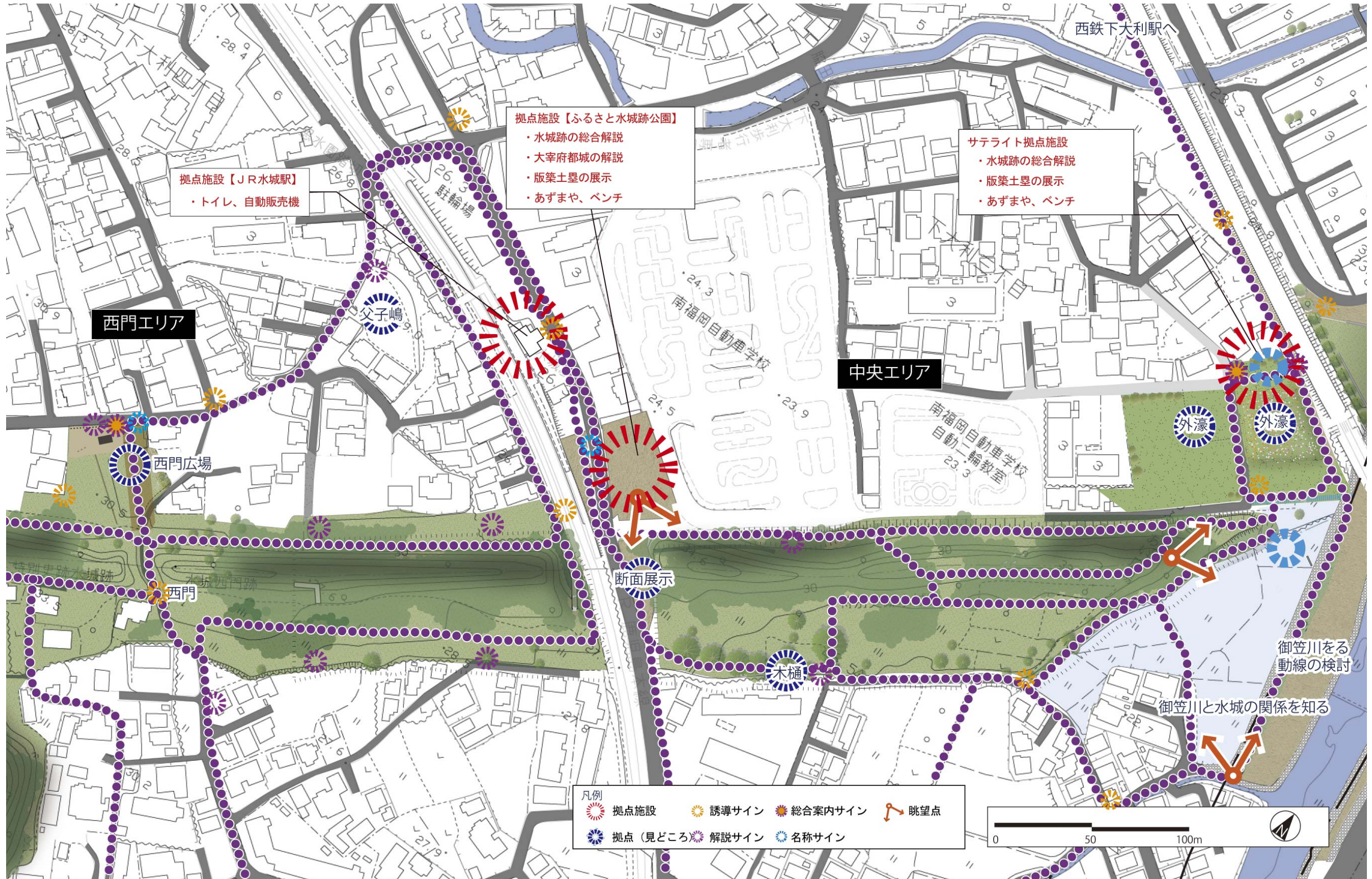


図7-31:中央エリアの回遊動線

③東門エリアの回遊動線

- ・東門エリアについては、水城第2広場を拠点として、外濠の縁から土塁本体、東門周辺から木樋、瓦窯跡等を通り、衣掛神社などの歴史遺産を巡るルートを設定した。
- ・また、東側の展望スペースから水城台展望地点へ誘導するルートを設定する。

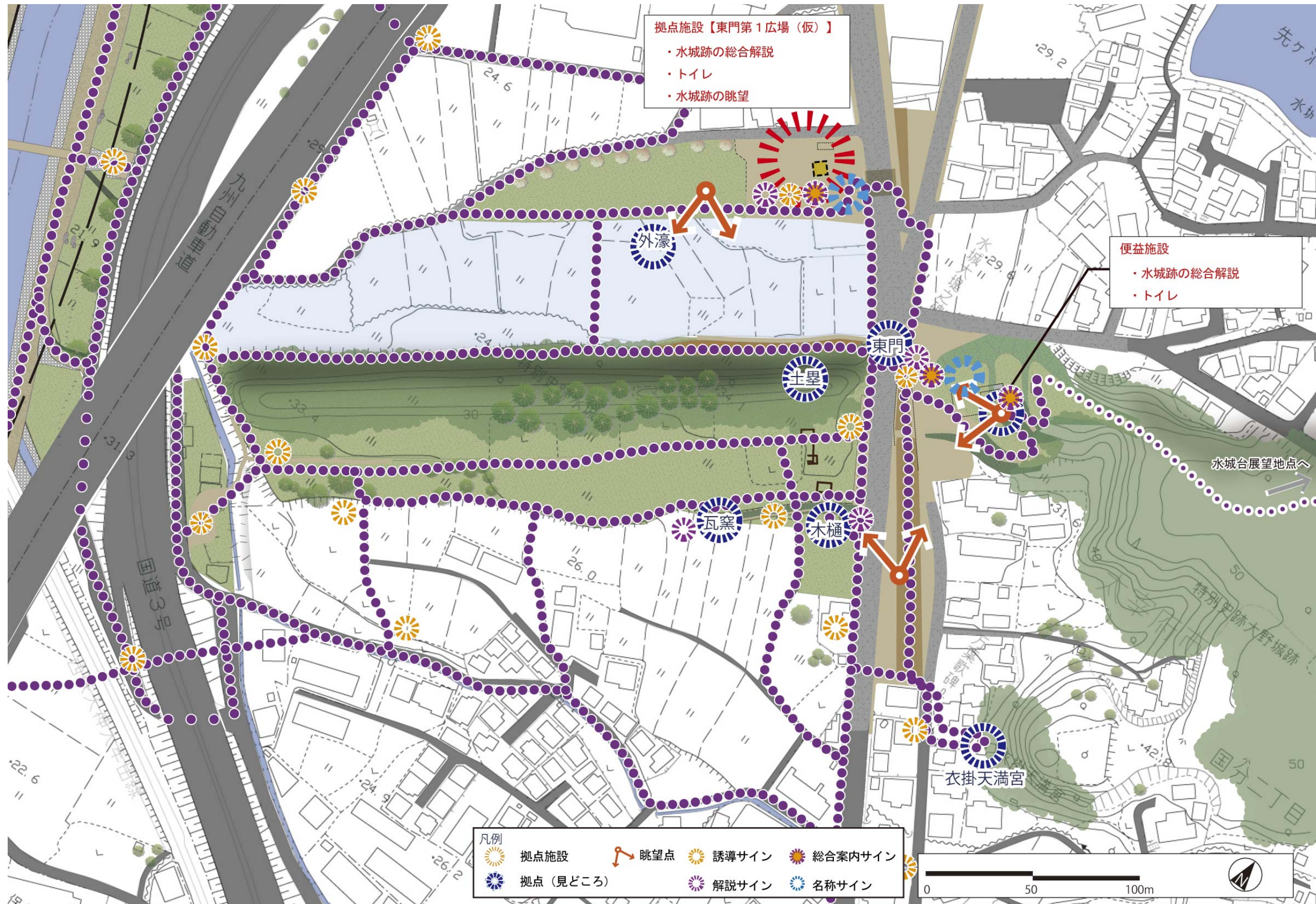


図7-32:東門エリアの回遊動線

④長期整備後の回遊動線

・JR 水城駅の橋上化、河川整備に伴う河川敷遊歩道、架橋、また国道3号線の下をくぐるアンダーパスなど、様々な手法が想定され、今後関係機関との協議に基づき、実現可能な整備手法の検討を継続的に実施していくものとする。

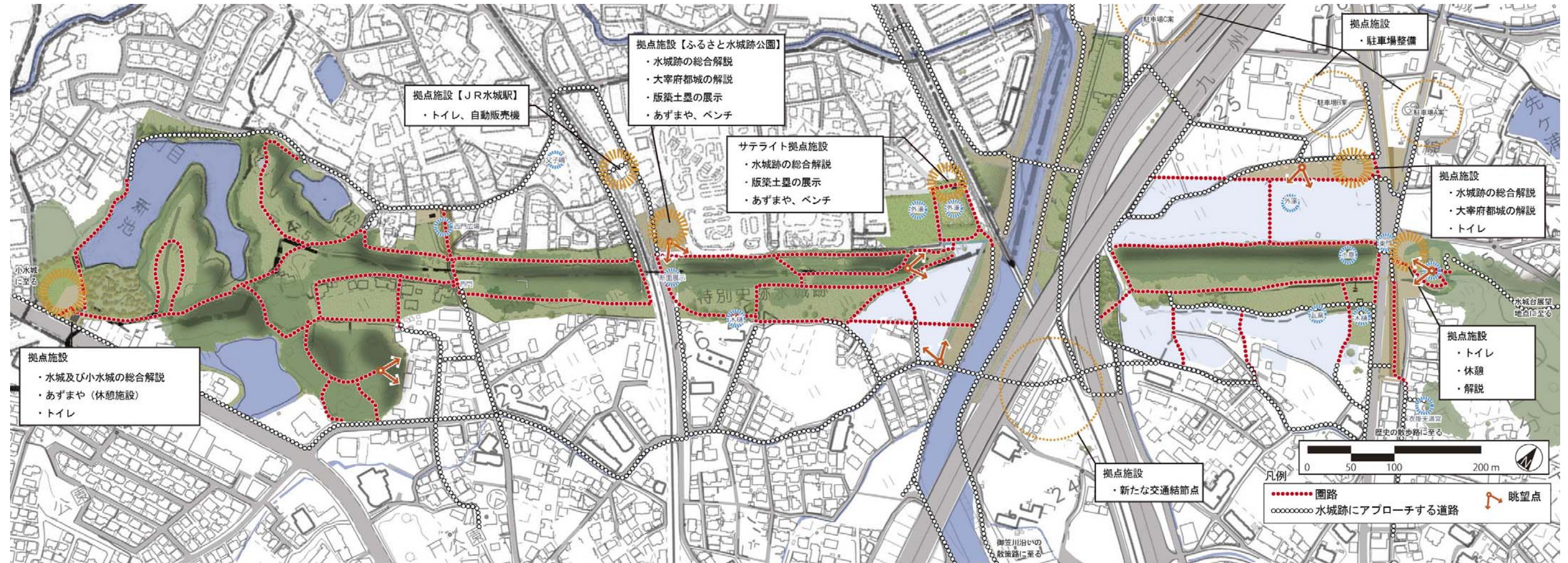


図7-33:長期整備後の回遊動線

5. 整備方針図

前項までの検討に基づき、以下に整備方針図（総括図）を示す。

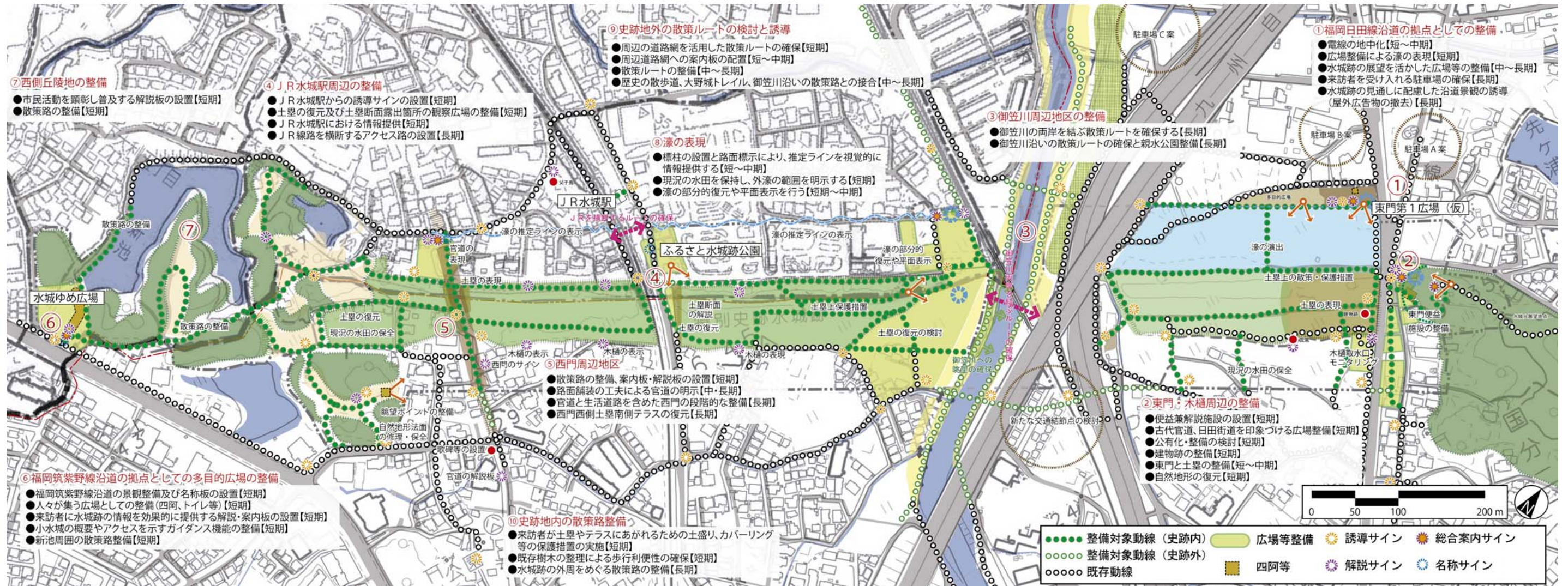


図7-34: 整備方針図

6. 段階的整備の考え方

本史跡は太宰府、大野城両市にわたる長大な範囲に位置していること、さらには、御笠川やJR鹿兒島本線により分断されるなど、その保存整備及び活用整備には、長い時間を要することが予想される。

そこで、前期、後期という2つの段階に区分し、それぞれの段階におけるエリアごとの達成イメージを明確にし、確実に取り組んでいく。

表 7-1：段階的整備の区分

前期（概ね 15 年）			後期 （概ね 15 年以上）
短期	中期	長期	

1) 前期整備の考え方

「水城跡への誘導とエリア内における回遊性の創出」

- ・各エリアの拠点となる場所については、調査から実施設計、工事まで概ね3～5年間を一つの区切りとして順次整備を行っていく。
- ・概ね15年間を想定する前期での整備においては、3つの主要エリア内における回遊動線による散策と、来訪者の水城跡までの誘導を確実なものとしていく。
- ・また、土塁上の動線確保については、樹木の整理を実施したところから優先的に歩かせるような措置をとるものとし、試験的に土塁への影響等を調査しながら、中期以降の散策路整備の可能性を検討する。
- ・東門エリアにおいては、東門周辺の整備を漸次進めていきながら、既設の水城第2広場からの誘導及び御笠川までの回遊性を高めていく。さらに、外濠、内濠ともに、既存の水田を保持しながら、田植えの時期にはかつて水をたたえた濠を彷彿とさせる風景を活かしていく。
- ・中央エリアにおいては、土塁上の動線確保を図ると同時に、公共交通機関での来訪者を確実に水城跡へと誘導するために、西鉄下大利駅からの誘導サインの整備やJR水城駅における情報発信の強化を行う。さらに、切り通し部における土塁断面展示及び広場整備により、既設のふるさと水城跡公園と連携した回遊拠点の形成を図る。
- ・西門エリアにおいては、主) 福岡筑紫野線からのアクセス性を高めるために、多目的広場及びガイダンス施設、回遊ルート of 整備、さらに小水城の解説及び誘導を行う。また、西門については、短期的な整備として、案内板や解説板等の設置の検討を行う。
- ・東門エリアにおいては、東門周辺の整備を漸次進めていきながら、土塁上の散策ルートと水城跡周辺の散策ルートを連携させ、回遊ルートの多様性が創出される整備を図っていく。
- ・中央エリアにおいては、土塁上の移動動線を確実に整備し、御笠川からJRまでの回遊性を、周辺の散策ルートと連携させて強化していく。

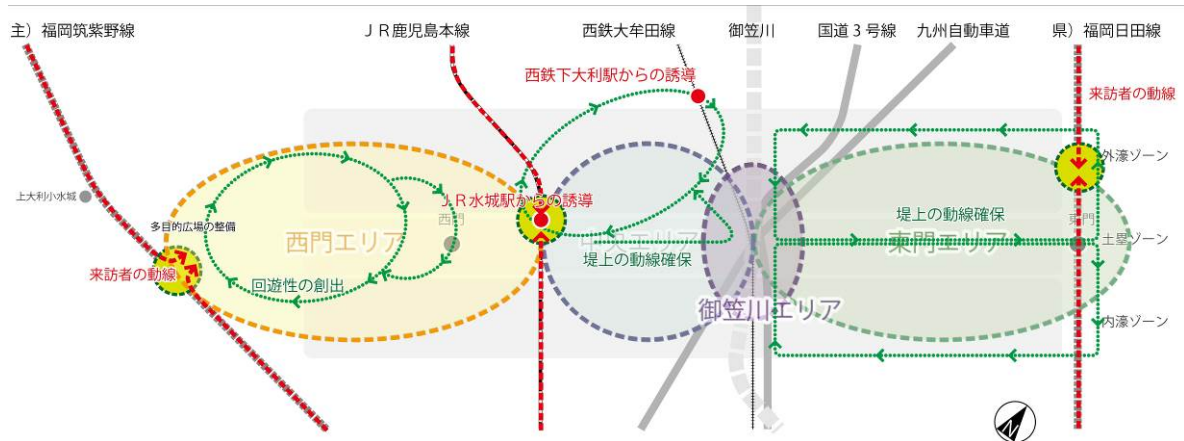


図 7-35: 前期整備のイメージ

2) 後期整備の考え方

「東西方向の回遊動線の連続～一つにつながる水城跡～」

- ・概ね 15 年以上を想定する長期での整備においては、3つのエリアをつなぐ整備を実施し、東門から西門への一体的な散策ルートを確認する。
- ・東門エリアにおいては、史跡地外における駐車場や施設等の整備を図り、来訪者のさらなる利便性を高めていく。
- ・御笠川エリアにおいては、西鉄の高架下、新たな交通結節点の利用や御笠川への架橋等により、東門エリアと中央エリアの回遊連携を図る。
- ・JR線路による分断を解消するため、高架橋等を設け、中央エリアと西門エリアの回遊連携を図る。
- ・西門跡については、調査結果に基づき、具体的な整備を実施する。

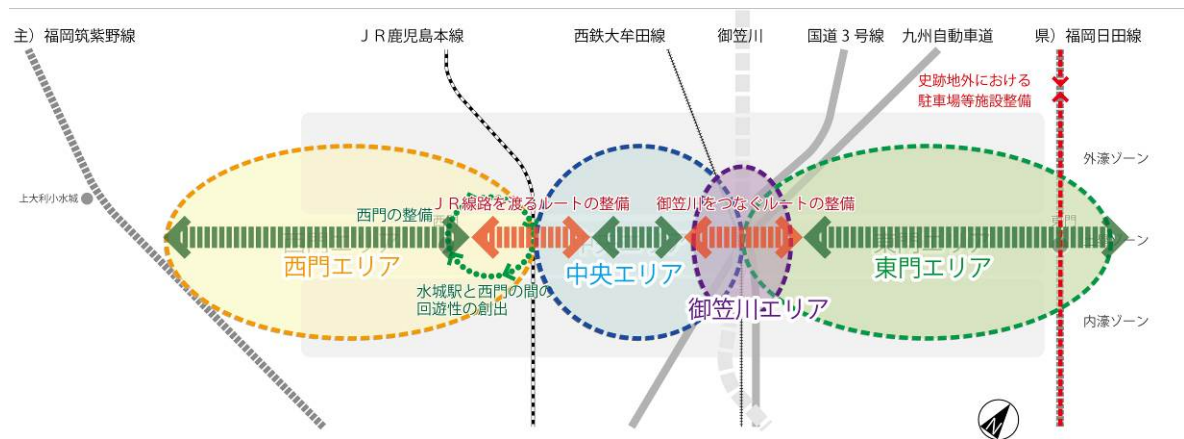


図 7-36: 後期整備イメージ

7. 前期における各部の整備イメージ

(1) 西門エリア

1) 水城ゆめ広場

①考え方

主) 福岡筑紫野線は、鴻臚館や博多のある福岡方面からの幹線道路であり、歴史を巡る来訪者を受け入れる面で利便性が高いが、現状においては史跡地が接しているものの整備が行われておらず当該地が水城跡ということもわかりにくい。来訪者を積極的に受け入れていく上で導入拠点を広域的な回遊ネットワークの一部として捉え、水城跡の存在をアピールする。

来訪者には水城跡本体である土塁を直接見てもらい水城跡の大切さをそれぞれの心に刻んでいただきたいと考える。来訪者が水城跡のことを見てみたいという思いを高めてもらえるような情報をより効果的に提供し、その誘導を図る。また同時に、主) 福岡筑紫野線沿いに所在する小水城への誘導・解説機能も持たせるものとする。

主) 福岡筑紫野線側は緑豊かな丘陵地に接するとともに、北側にはため池を望むことができる。より魅力的な導入拠点の形成に向けて、自然地形を改変しないことを原則としつつ、緑や水辺といった特性の保全活用を図る。

②方針

●主) 福岡筑紫野線沿道の景観整備及び標識の設置

「特別史跡水城跡」にふさわしい玄関口として主) 福岡筑紫野線沿道の景観整備を行う。整備に際しては、沿道と史跡地を分断するのではなく、沿道から史跡地の中が見えるよう配慮する。

主) 福岡筑紫野線沿道から水城跡とわかるよう名称板を設置し、「特別史跡水城跡」ということをアピールする。

●人々が集う広場の整備

展示や体験学習など多目的に利用できる広場、また水城跡の情報を提供する解説施設、そして広場と一体となって活用できるあずまやを設置することにより、利用の幅を広げ、多くの人々が集う広場を形成する。また、トイレ等の便益施設の設置を図る。

解説施設、トイレ、またあずまやの設置に際しては、導入拠点の中心的な施設として、そのデザインや空間形成等に十分留意する。

●来訪者に水城跡の情報を効果的に提供する解説

解説施設での解説や案内板の設置により、水城跡の歴史やその特徴などを解説し来訪者を土塁や西門、また小水城へと誘導する。

解説・案内板の設置にあたっては、来訪者への情報提供を効果的に図るため、ゲート空間としての空間形成を心がける。

●周辺景観への配慮

水城ゆめ広場は周辺を樹木に囲まれており、見通しが悪く薄暗いことから伐採・剪定などを含めた樹木の適正管理を行い、見通しを確保する。

水城ゆめ広場周辺の水と緑に包まれた歴史豊かな環境を活かすため、水辺周辺にウッドデッキによる動線を確保し、来訪者が散策しやすい環境づくりをおこなう。



図7-37:水城ゆめ広場 計画平面図

2) 西門跡周辺

①考え方

鴻臚館と大宰府を結ぶ官道が通っていた西門は、水城跡の中でも特に重要な箇所である。発掘調査の結果を踏まえつつ、官道・西門を明示し、その重要性を多くの市民に理解してもらいたいと考える。併せて、市民が西門や官道の様子をイメージしやすいような工夫を行い、西門と官道の意味とともに、調査の履歴など、その大切さを伝える。

②方針

●官道の表現

官道の存在を明示するよう、官道が通っていた箇所の舗装整備を行う。その際、西門への影響が危惧されることから、法面保護を適切に行う。

●西門の表現

発掘調査の成果を得てはいるが不明な点が多い西門は、現在は、生活道路となっているなど、復元に向けた条件が十分に整っていない。特に、生活道路としては幅員が狭く交通安全上問題も多い。そこで、西門の様子をイメージしやすいサインなどを設置する。

また、段階に応じて地元を中心に道路管理者や警察との協議を行い、必要な追加調査を前提に復元整備に向けての検討を継続する。

●濠の表現

来訪者が濠の範囲を認識しやすいよう、濠の範囲では花の植栽等による演出を行う。

●西門と官道を解説し、来訪者を誘導する解説・案内板の設置

西門や官道等に関する解説板に加え、来訪者を次なる場所へ誘導する案内板を設置する。



図 7-38: 西門跡周辺整備 計画平面図

(2) 中央エリア

1) 土塁断面解説広場

①考え方

中央エリアにおいて重点的に整備すべき遺構等は、土塁・濠・木樋・東門エリアへの眺望などであるが、特に土塁の断面構造解説については、当該エリアにおけるJR切り通し部が最もふさわしい場所であると考えられる。

このエリアでは、JR水城駅並びにふるさと水城跡公園の2か所が拠点施設となり、御笠川近傍部までの回遊が主動線になる。また、西門方面への回遊も可能となっている。

拠点施設では総合解説機能が必要となるが、隣接するふるさと水城跡公園には既に総合解説板が設置されている。また、JR水城駅については、映像機器を使用した解説機能を検討中であり、現時点でJRと協議中である。

以上のことから、土塁断面解説広場においては、その名称が意味する通り、土塁断面構造と築造技術の展示、そこから伝わる古代の英知と苦勞、技術の伝播、歴史的背景、そして、水城を保存しようとした先人達の志などを来訪者が享受しうる整備を行うものとする。

②方針

●求められる機能

断面構造を実物あるいはそれに近い形で展示し、その補足としての解説板を整備する。また、同時に20～30人程度が見学できるスペースを設ける。

断面部が西日を直接受けるという条件下にあることから、土塁断面構造展示物に対する劣化防止機能として、紫外線の影響を最小限にとどめる措置を講じる。

さらに、見学者への暑さ、降雨対策機能として、高木の配置や、公園側から太宰府市側のテラス部へのスムーズな動線を確保するものとする。

●展示の手法

遺構の露出展示を行うことが見学の観点からは最良ではあるが、現実的に困難であることからその代替策として、立体陶板を現地に展示する方法を検討する。



図 7-39:土壘断面解説広場 計画平面図

2) サテライト拠点（外濠復元範囲）

①考え方

現在計画されている西鉄天神大牟田線の高架化にあたっては下大利駅より下大利歩行者専用道路（幅員3m）の整備が都市計画決定され、また御笠川の拡張にあたってはその整備とあわせ御笠川両岸を結ぶルートを検討を進めている。西鉄天神大牟田線沿いに存在する比較的まとまった公有地を活用しJR水城駅側とともに、下大利駅からの来訪者を受け止めるサテライト拠点の形成を図る。

西鉄天神大牟田線に接し、電車からはその背後に水城跡が見通せることから、この立地条件を活かし電車の乗客に対して水城跡に気づいてもらえるよう水城跡をアピールする。

なお、御笠川周辺は御笠川の氾濫原に位置していたと考えられ、欠堤部と呼ばれる。来訪者を受け止めるにあたって、御笠川の欠堤部のことを、広く理解してもらいたいと考える。

②方針

●来訪者を受け止める結節点となる広場の整備

周辺の既存の道路網や計画道路との整合を図り、歩行者の動線が結節する広場を整備する。また、西鉄天神大牟田線を通る電車からの眺めにも十分配慮し、電車の乗客からも見やすい名称板を設置する。

●濠の表現

来訪者が濠の範囲を認識しやすいよう、濠の範囲では花の植栽等による演出を行う。また、土塁と濠を一体的に表現する手法として、暫定的にサイン（歴史ビジョン）を設置する。

●欠堤部の存在やその意味等を伝えるとともに歩行者を誘導する解説・案内板の設置

欠堤部のことを伝えるとともに各方面からの来訪者を誘導する解説・案内板の設置を図る。

歴史ビジョンの事例
(国史跡 下高橋官衙遺跡)



案内サイン
名称サイン(歩行者向け)



植栽による民有地との緩衝帯
ベンチ等の休憩施設の確保

あずまや
あずまやの下に
歴史ビジョン

誘導サイン

花による濠の演出

水田

溝跡

発掘調査後に濠の表現を検討

誘導サイン

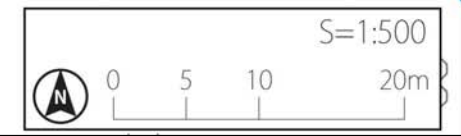


図 7-40: 中央エリアのサテライト拠点(外濠復元範囲) 計画平面図

(3) 東門エリア

1) 東門・木樋周辺

①考え方

東門が置かれたその場所は、古代には官道が通り、近世には日田街道が通るなど、長い歴史の中で極めて重要な交通の要所である。その歴史は、水城跡のみならず、古代の大宰府、そして現在の太宰府を語る上でも重要な場所であったことを示している。

東門は、現在、(県)福岡日田線が通る位置にあったと推定されており、当時の場所への復元は現実的に困難と考えられるが、東門が置かれたその場所の意味、歴史を地域住民や来訪者に広く知ってもらうため、その周辺に解説を備えた便益施設を配置し、古代官道と日田街道が通った歴史を示す整備等に取り組む。

他方、木樋は、水城が水と深く関わりがあったことを示す貴重な遺構である。但し、木樋は木製の遺構であり、地表に露出して常時公開することは困難も予想されることから、定期的なモニタリングと十分な保護措置を検討する。なお、これらの整備にあたっては、調査の成果を踏まえて地形や土塁の部分復元との連携を図り、十分な検討を重ねつつ行うこととする。

②方針

●東門便益施設の設置

トイレ・休憩所など来訪者の便益を図り、かつ東門が置かれた古代の歴史や意味を伝えるため、東門便益施設を設ける。

その整備にあたっては、周辺環境や景観への影響を極力抑えるため、地形の復元や土塁の部分復元のために行う盛土と一体となった整備に取り組んでいく。

●古代官道、日田街道を印象づける整備

古代官道が通り、そして東門があったこと、さらには近世には旧日田街道が通っていた歴史を伝えるため、路面舗装の工夫や解説板等を設置した広場の整備を図る。旧日田街道は現在道路として利用されており、広場整備に際して、一部区間の歩行者専用道にしたうえ、袋小路の形状とする等の措置を、住民協議に基づき検討する。なお、一部に多目的広場を設ける。

●舗装による木樋の表面表示

木樋周辺を多くの来訪者が訪れても遺構に損傷を与えない程度に舗装整備を施し、木樋の埋設箇所は舗装材を用いて木樋の位置の表現を行う。

●水城跡の展望を活かした広場等の整備

水城第2広場を濠の範囲の外に移設し東門第1広場(仮)と位置付ける。さらに、濠の縁堤部に沿った形の広場として整備を行う。既存の水田よりもレベルを上げて、濠の表現を行う。

●建物跡、瓦工房、瓦窯の整備

平面表示と解説サインの設置などを検討する。

●木樋取水口の整備

現在確認されている木樋の中で、最も良好に遺存した木樋が土でカバーされた状態で地下浅くに保存されている。これまで数回状況確認のため露出調査を行っているが、保存管理を目的とした定期的なモニタリングなどは行われていない。

当面は現状のまま地下遺構の保護を図りつつ解説板等で説明を行うが、早期に木樋の状況を確認するための調査を行い、定期的にモニタリングを行うための措置を講ずる。その上で木樋の状態を踏まえた保存のあり方と活用のあり方を検討する。なお保存状態の悪化などで木樋の現地保存が難しいと判断された場合は、木樋を取り上げることも含め保存処置を図る。

木樋の表現については、木樋の状態をみた上で保存に影響を及ぼさない表現方法について検討する。もし木樋を取り上げることになった場合は、調査内容を考慮した上で木樋跡として現地に表現する。

●展望広場の整備

水城跡を横から眺めるビューポイントとして、また大野城跡へと丘陵上を散策する基点として整備を行う。来訪者を隣接する東門ゾーンや官道ゾーンから導くため、一体的な整備をめざす。

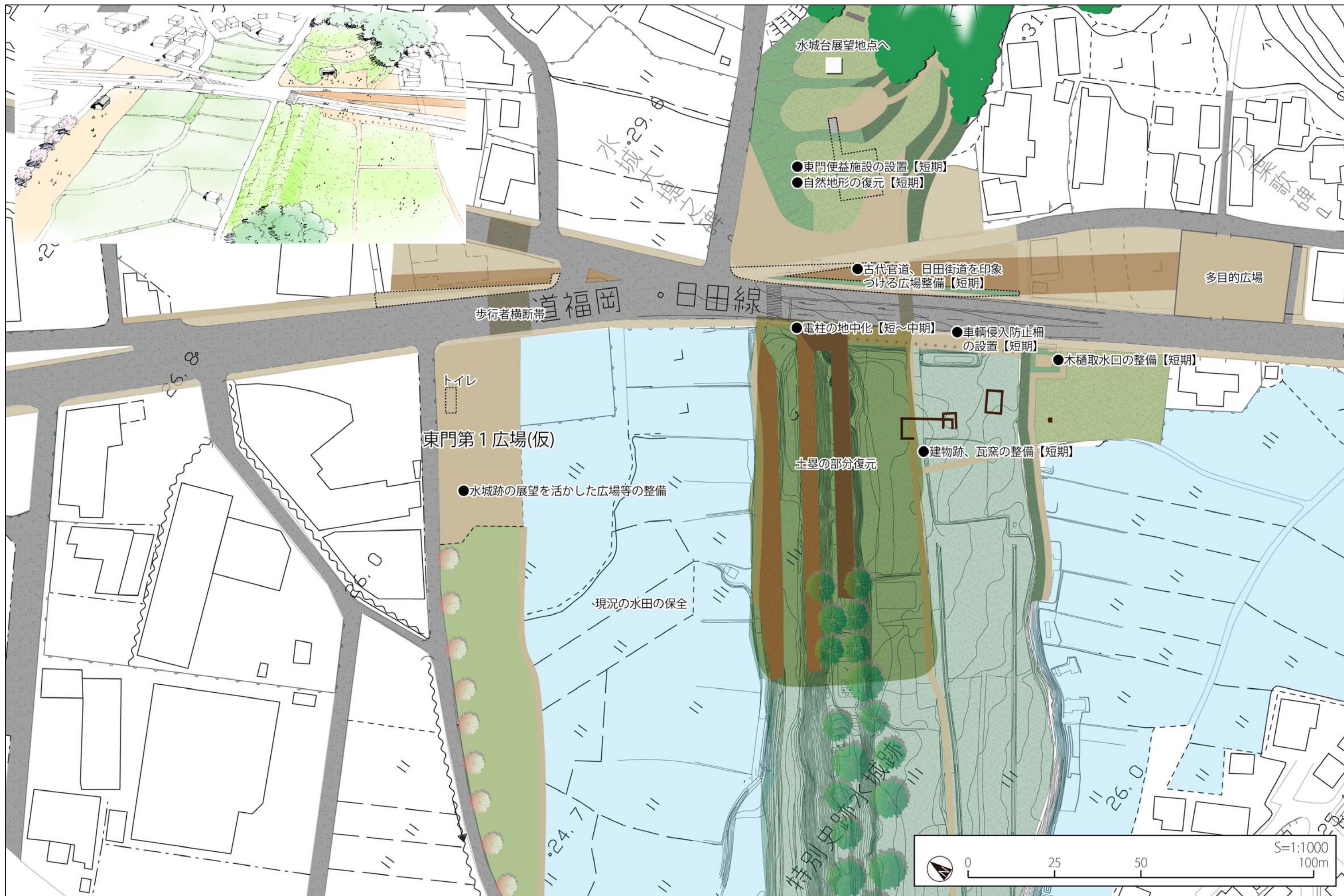


図7-41:東門・木樋周辺地区 計画平面図

8章 基本設計

本章では基本計画に示された前期整備のうち、短・中期に実施予定の整備内容について基本設計を行う。

1. 共通事項

(1) 土塁の保存修理

1) 土塁き損部

土塁は遺構き損箇所調査に基づき、き損の原因を調べ、近い将来に崩落が予測される箇所、既に崩落している箇所、保存活用に必要と考えられる箇所について修理を行う。なお、下図に示す通り現時点でき損が確認される箇所については計画的な修理、復元に取り組むこととする。

保存修理にあたってはき損部分を版築盛土によって修理すると共に天端部分は粘性土盛土を100mm程度敷き均すことで土塁内部への浸透水の軽減を図る。また、保存修理個所の周辺状況に応じて適切な排水方法を検討すると共に土塁表面の保護が必要と考えられる箇所については張芝を行う。



図 8-1: 東門跡周辺の土塁き損部



図 8-2: 土塁の復旧状況(大野城跡太宰府口東方土塁)

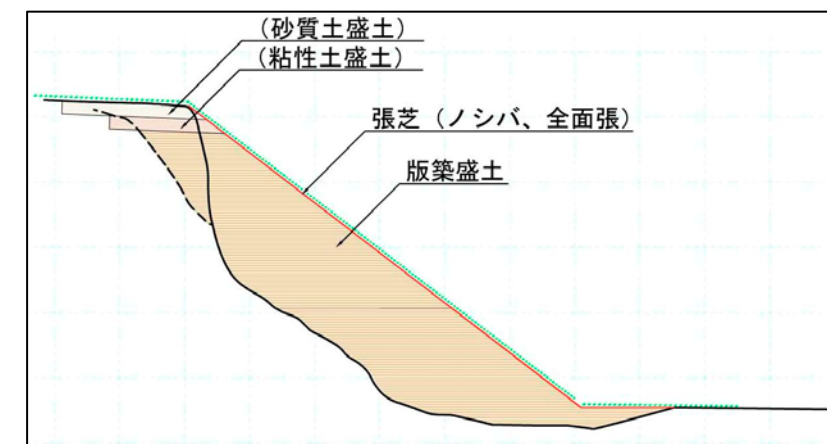


図 8-3: 土塁の保存修理 標準断面図

(平成 21 年度特別史跡水城跡保存修理工事図面をもとに編集)



図 8-4: 土塁の保存修理箇所位置図

2) 階段設置部

土塁上へのアプローチとなる斜面に階段を設ける際には、歩行者の踏圧などによる土塁のき損を防止するため、盛土による保護層を設ける。階段の仕様は緊急修理等で既に史跡地内に設置されている丸太階段を標準とし、設置個所や周辺環境の状況に応じて適切な仕様の検討を行う。



図 8-5: 階段の設置候補箇所
(欠堤部西側東土塁端部)



図 8-6: 階段の設置例(欠堤部外濠広場周辺)

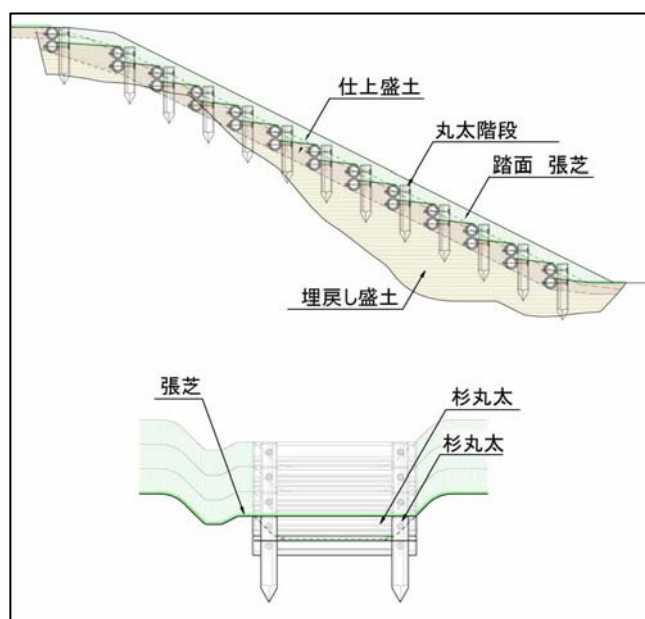


図 8-7: 階段部 標準図

(平成 21 年度特別史跡水城跡保存修理工事図面をもとに編集)

(2) 土塁の表現

土塁の表現にあたって、現状の樹木については適切な大きさを保つよう管理を続ける。また、密生し樹林となっている部分については、適切に整理する。

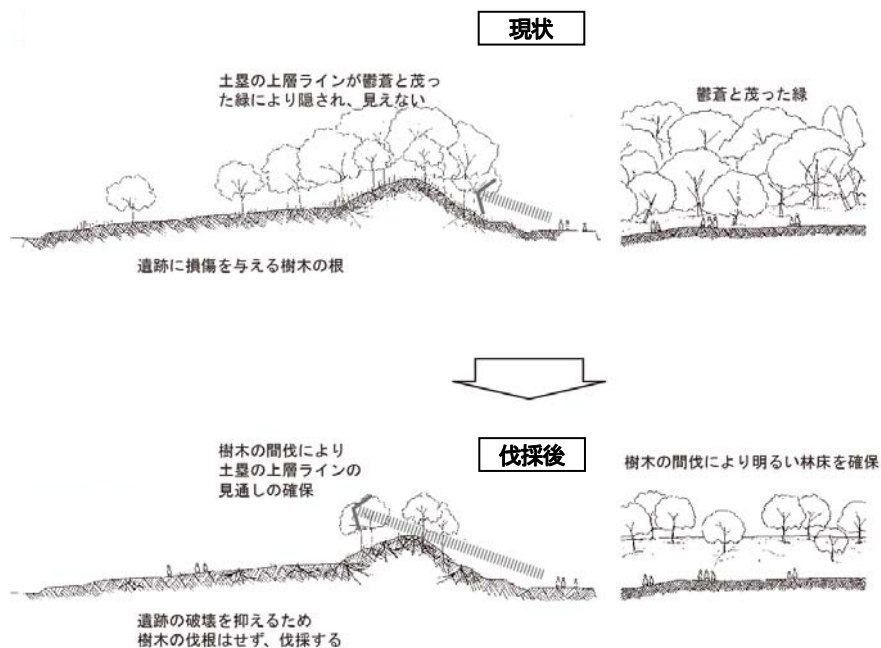


図 8-8:平成 17 年度水城跡に関する環境整備方針における
土塁本体の緑の維持管理イメージ

- ・草地は、原則的に現状のまま継続する。
- ・裸地部分は下草繁茂を図るため、次の手順で樹木整理する。

- ①竹・枯木、直立していない不安定な木は優先的に除く。
 - ②形の悪い木も、以下③～⑤の除伐を行う中で優先順位を上げる。
 - ③樹床を少しずつ明るくすることを念頭に、伐採・剪定を行う。
 - (ア) 中木→高木の順に伐採木を選定する。
 - (イ) 選定したら、近望・遠望し、伐採または剪定を選択する。
 - ④樹床が裸地となった箇所は、数回に分けて間引く。
 - (ア) 周囲の高木が無いと不安定な細長い中高木を除く。
 - (イ) 雨水によるき損を防ぐため、枝葉が傘の役割をしている高木は活用。
 - (ウ) 最初は中木除伐を優先して検討する。
 - ⑤樹床の草地化が進んだら、景観上のバランスが悪い高木・巨木の除伐、ないしは剪定を検討。最終的には伐採する方向でも検討する。
 - ⑥目標とする緑地空間に仕上げ、管理する。
- ・風倒しないよう、初めは巨木・高木の周囲に風除け樹木を配することを念頭におく。
- ・雨水による影響を免れるよう、伐採木等を利用した法面保護・植栽等を図る。
- ・良好な眺望が確保された眺望点から見た時、その景観を阻害する樹木については、専門家の助言を仰ぎながら整理する。

(3) 濠の表現

濠の範囲の表現にあたっては、その範囲を掘込むことで表現を行う。掘込みに際し、近年の宅地造成に伴う盛土や近世以降の客土を撤去する場合は、遺構の包含層でもあるため発掘調査等で濠の埋土上面を把握した上で検討する。

一方で、濠の内部については、水城跡を目的に遠方から訪れた人が濠の範囲を認識しやすいだけでなく、地域の住民の方々にも日常的に親しまれ、愛着を持たれる場所となるよう、季節の花々などによる濠の範囲の表現を行う。花の種類については水城跡全体で統一性をもたせつつ規模や周辺環境等の条件をふまえて適切なものを選定する。複数種類の花々を植えることで、一つの季節だけでなく四季を通じて濠の範囲を認識しやすいよう演出する。また適切な箇所に解説サインなどを設置することで理解を深めやすいように配慮する。



図 8-9: 水城第2広場周辺のコスモス

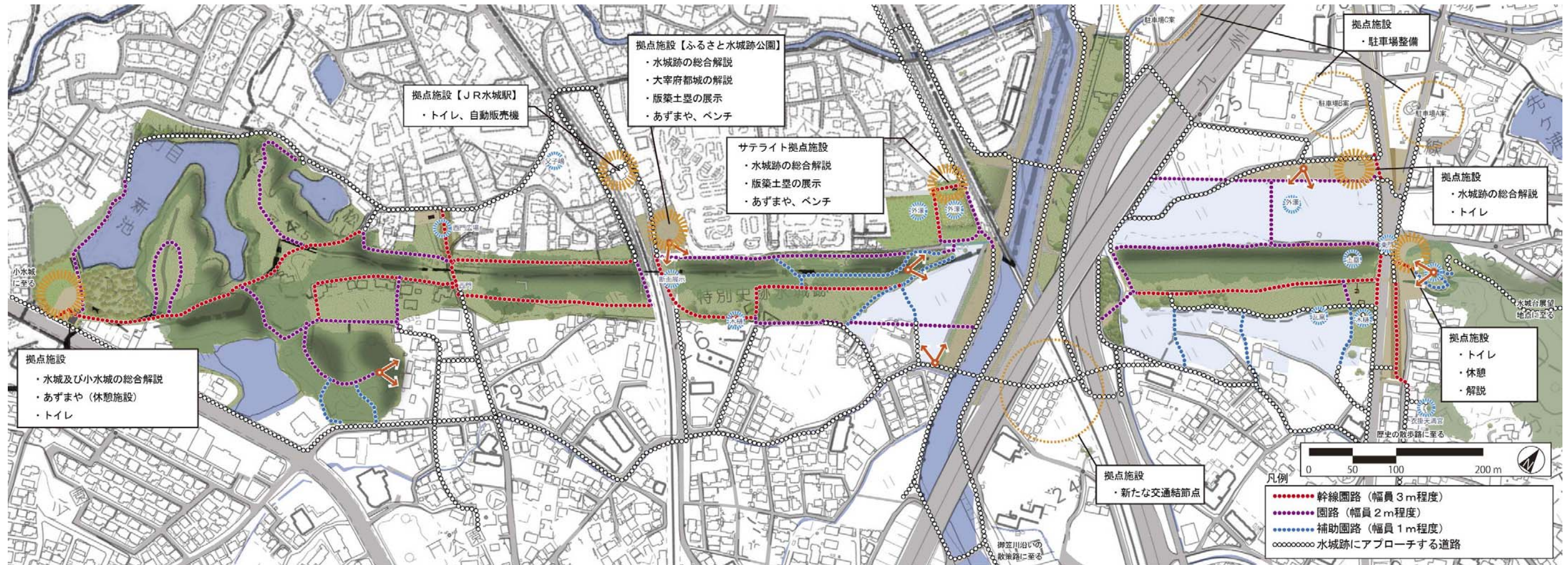


図 8-10: 中央エリア東側欠堤部の菜の花

(4) 園路

1) 園路幅員

園路幅員ごとに幹線園路（幅員3m程度、管理用車両通行可もしくは水城跡の回遊において中心となる比較的広幅員の園路）、園路（幅員2m程度）、補助園路（幅員1m程度）の3種を以下に設定する。



2) 園路舗装

園路の整備については、以下の基本的な考え方にに基づき検討を行うものとする。

◆土塁の確実な保護措置

土塁上に設置する場合は、土塁の確実な保護措置として十分な覆土を行ったうえで、園路を設置する。保護層の厚さについては、既存樹木に対しての影響を鑑み、肉厚な路盤及び表層についてはできる限り避けるものとする。

◆景観に対する配慮

土塁上に園路を設置する場合、特に眺望点から水城跡を眺めた際に違和感が生じることの無いように、素材、色、また経年劣化による変化等を考慮に入れて検討を行う。

◆経年的な維持管理コスト

園路については、来訪者の踏圧による劣化により、5～10年程度のスパンでのきめ細やかなメンテナンスが必要になることが予想されることから、ランニングコストの観点からも十分な検討を行い、持続的に維持管理を行うことのできる仕様とするものとする。

表 8-1 : 舗装等の検討

	木チップ散布【一部施工済】	土系舗装	ウッドデッキ	階段
イメージ				
断面 (使用する製品や材料によって異なります。)	表層：ウッドチップ (30~50)	表層：土系舗装材 (40~70) 路盤：基礎砕石 (100)	表層：床板、根太材 (70程度) 基層：土間コンクリート (100) 路盤：基礎砕石 (100)	
概要	保護盛土を施した上に木材チップを厚さ3~5センチ程度で敷きつめる。緊急修理等で伐採した樹木を原材料とし、基礎を伴わないため土塁本体への影響はほとんどないが、短いスパンでの定期的な散布と、その材料の安定的な供給が必要となる。	自然土（主にまさ土などの砂質土）を主材料とし、セメントや石灰、アスファルトなどの固化材を混合、敷き均し、締め固めたもの。透水性・保水性に優れている。耐用年数は10年以上。	コンクリート基礎の上に根太材を敷き、その上に床材として木材を敷き並べたもの。近年床材としては再生木材が利用されることが多い。耐用年数は木材の加工や種類によって大きく異なる。	現在緊急修理で整備された丸太階段と同等の仕上げとする。
経済性 (1㎡当たりの工事費)	1,000~2,000円程度	4,000~8,000円程度	60,000円程度	
デザイン	・自然の森に近いイメージ	・自然地形・植栽と馴染む ・ローカルな落ち着きが出る	・柔らかい感じが出る	・既存の階段とのデザインの統一を図る
歩行感	・若干歩きにくさがある ・降雨時はジクジクする	・歩きやすい ・転んでも安全 ・降雨時はすべる	・歩きやすい ・転んでも安全	・歩きやすい
メンテナンス	・雨水によりやわらかくなる ・土にかえるため、補充が必要	・不陸なおし、転圧・補充が必要	・適宜再塗装することで、耐用年数が増加	・経年劣化が予想されることから、こまめなメンテナンスが必要。
想定される施工箇所	・上成土塁上 (現在施工済)	・下成土塁上 ・土塁以外の散策園路 ・広場 ・散策用園路 ・管理用車両通行部	・周囲の景観との調和に配慮し、設置しない	・階段設置箇所

(5) サイン

サイン整備に関しては、以下の基本的な考え方にに基づき検討及び整備を図っていくものとする。

◆来訪者の行動パターンに沿った、6種類のサインの設置

1) **車輛向け誘導サイン**：車で目的地を目指す来訪者に、そのルートを示すサイン。矢印と距離表示によって構成される。



2) **各エリアの拠点の位置を示す名称サイン**：来訪者はこの名称サインによって、各拠点へ到着することが可能となる。



3) **総合案内サイン**：エリアのマップと見どころの位置が示されたサイン。来訪者は拠点に設置された総合案内サインで現在地と全体のルート、見どころの位置を確認する。



4) **誘導サイン**：目的地を決めた来訪者に、そのルートを示すサイン。矢印と距離表示によって構成される。



5) **見どころの位置を示す名称サイン**：誘導サインに沿って回遊してきた来訪者に、目的地である見どころ（遺構：西門跡、礎石、木樋等）の位置を示すサイン。



6) **解説サイン**：対象となる遺構等の見どころについての解説を示したサイン。



4) **誘導サイン**：目的地を決めた来訪者に、そのルートを示すサイン。矢印と距離表示によって構成される。



以下4)～6)と繋がっていく。

◆大宰府関連史跡としてのサインデザインの整合を図る

現在、水城跡をはじめとして、大野城跡、大宰府政庁跡など、大宰府関連史跡においては既設のサインが複数所在しており、大宰府関連史跡としてのデザインの統一という観点から、既設サインに準ずるものと、水城跡として新たに検討を行うものを明確にし、タイプごとにその方針を明確に示すものとする。

◆多言語表記

サインはユニバーサルデザインの観点から英語の併記を原則とする。また、中国と韓国からの来訪者が多いことから総合案内サインや解説サインなどは日本語、英語、中国語、韓国語の4ヶ国語表記を基本とする。なお、サインの設置個所や内容に応じて必要性の高い情報のみ4ヶ国語表記を検討するなど、表示が繁雑とならないよう留意する。

1) 車輦向け誘導サイン

車で水城跡を訪れる来訪者を適切に誘導するため、目的地の名称や方向を示す矢印、距離などを示すサイン。道路管理者との協議の上、設置を検討していくものとする。



図 8-12: 車輦向け誘導サインの例

2) 5) 名称サイン

名称サインは、各エリアの拠点施設の位置を示すタイプと、個別の遺構や見どころの位置を示すタイプに分類できる。特に、拠点施設の名称サインについては、比較的遠くからでも視認できることが求められることから、下図に示すように、高さ4m程度のサイズを設置することが望ましいと考えられる。

一方で、個別の遺構や見どころを示す名称サインについては、その対象に応じて、個別に検討を図っていくものとする。

特別史跡水城跡という銘板が水城第2広場に設置されており、西門付近についても同様の銘板サインを設置する。

水城ゆめ広場の名称サインについては、視認性を高めるための高さや幅（文字サイズを含めて）を確保するデザインとする。

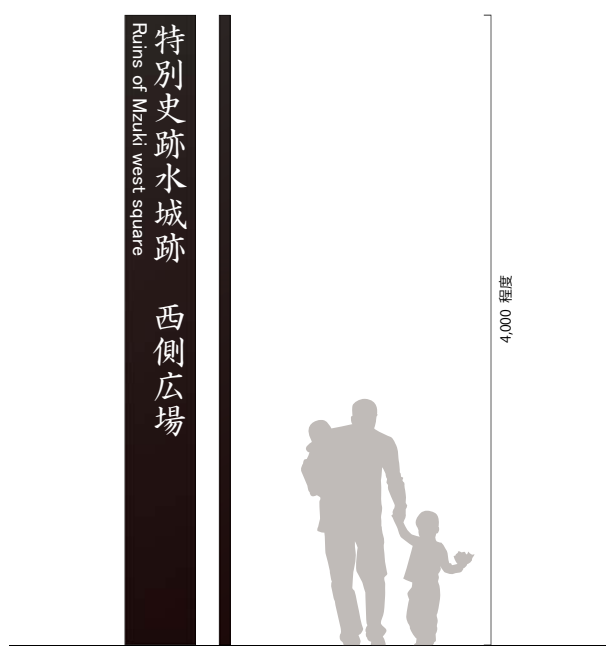


図 8-13: 名称サインのイメージ



図 8-14: 水城第2広場に設置された銘板



図 8-15: 東門跡に設置された名称サイン

3) 6) 総合案内サイン/解説サイン

総合案内サインは水城跡の全体マップ（場合によっては各エリアのマップ）と周辺の見どころ等の位置関係について案内するサインで、各エリアの拠点施設に設置する。

解説サインは、東門、木樋、西門などの遺構や資源について、写真や絵図等を交えた説明文で解説を行うサインであり、各エリアに点在する見どころそれぞれに設置する。

総合案内サイン、解説サインについては、以下の写真に示すように、既に設置されたタイプのデザインに準ずるものとする。

通常は左写真に示すように二脚立て看板タイプのもので、掲載するマップのサイズに合わせ、横幅を変えて対応を図る。また、設置箇所によっては、視界を遮らないように、右写真の様な勾配タイプを設置するものとする。



図 8-16: 東門跡に設置された解説サイン



図 8-17: 水城第2広場に設置された総合案内サイン

総合案内サインと解説サインの表示内容はサインを設置する場所ごとに以下の考え方に基づくものとする。

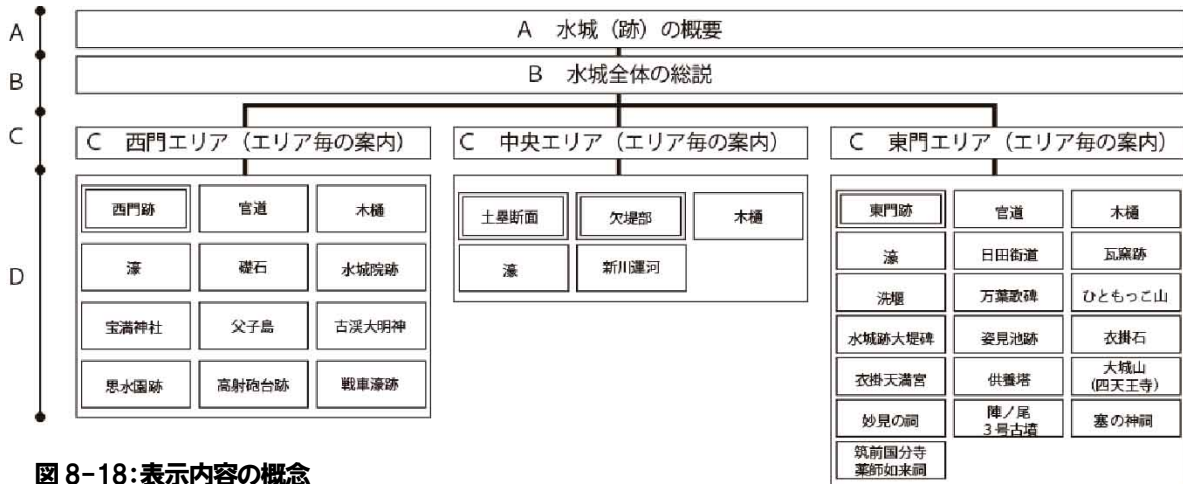


図 8-18: 表示内容の概念

- 導入拠点での表示内容 < A + B + C >
(水城ゆめ広場、ふるさと水城跡公園、東門第1広場(仮))
- 拠点での表示内容 < C + D >
(西門跡周辺広場、土塁断面解説公園、欠堤部外濠広場、東門跡)
- 解説の対象毎の表示内容 < D >
(官道、木樋、濠、礎石 等)

4) 誘導サイン

拠点施設や遺構等の目的地へ適切に誘導するため、目的地の名称や方向を示す矢印、距離などを示し、分岐点に設置する。

誘導サインについては、大野城跡において、福岡県が整備したタイプに準じて、整備を図っていくものとする。



図 8-19:大野城跡に設置された誘導サイン(右写真も同じ)

(6) 建築施設

1) 既設の建築施設の状況

水城跡全体を通して既に設置されている建築施設の特徴を整理し、本計画に基づき新たに設置する建築施設については既設の建築施設との調和に配慮する。

◆東門エリアに設置されているあずまや

丸太の柱を使った木造・方形屋根のシンプルなあずまやで、東門エリアに2棟設置されている。



図 8-20: 東門エリアに設置されているあずまやの様子

◆東門エリアに設置されているトイレ

東門エリアに設置されている2棟のトイレは、白壁風の外壁や切妻の瓦屋根など、日本的な素材を用い和風のイメージを感じさせる外観となっている。



図 8-21: 東門エリアに設置されているトイレの様子

◆ふるさと水城跡公園のあずまや

木造切妻屋根で、壁が設けられていないため、視線が通りやすく広がりを感じやすい形状となっている。



図 8-22: ふるさと水城跡公園のあずまやの様子

2) 建築デザインの考え方

本計画に基づき整備を行う建築施設については以下の考え方を基本とする。水城全体としてのデザインの統一を図ることを前提とした上で、設置する建築施設の場所や機能に応じて適切なデザインの検討を行う。

・素材

水城跡の緑豊かな景観との調和に配慮し、自然素材を用いたデザインとする。

・屋根形状

利用者が見上げる高さについては、背景の空や緑と調和する軽やかなデザインとする。また、屋根形状は、雨が多い日本の風土に適した形式として古くから利用されている勾配屋根とする。

・色彩

過度に明度や輝度が高いものを避け、落ち着いた雰囲気のものを採用する。

2. 西門エリア

古代には西門が設けられ、大宰府と鴻臚館を結ぶ古代官道が通っていた場所であり、門・官道とも発掘調査で確認されている。また平安後期の経塚が見つかるなど、特に築堤後の水城の利用・大宰府の領域観をうかがう上での情報が多く得られている。

また、小水城に最も近く、西側に広がる丘陵地に残された地形や豊かな自然環境が大きな特徴となっており、近年は市民ボランティアによる樹木整理や案内板の設置などが行われており、市民活動の拠点となりつつある。

これらの貴重な歴史を物語る史跡の価値を顕在化すると同時に、豊かな自然環境を市民活動拠点として、水と緑を持続的に維持管理していくことを目指し、西門及びその周辺の復元整備と併せて、来訪者を受け入れる導入拠点の整備や散策ルート、さらには小水城への誘導等の整備を同時に推進するエリアとする。



図 8-23: 西門エリアの整備イメージ

(1) 水城ゆめ広場

1) ゾーニング

水城ゆめ広場が主) 福岡筑紫野線から水城跡への導入拠点となると共に、水と緑豊かな周辺環境を活かして来訪者が憩い、散策できる空間となるよう、下図の通りゾーニングを行う。

主) 福岡筑紫野線から水城ゆめ広場に訪れた人が最初に足を踏み入れる入り口周辺部を中心に「エントランスゾーン」を確保する。また、体験学習やイベントなど多目的に活用できる広場を「広場ゾーン」として確保し、その周辺の緑地や水辺は「後背緑地ゾーン」「水辺の散策ゾーン」として自然を活かした整備を図る。



図 8-24:水城ゆめ広場ゾーニング図

表 8-2 : 各ゾーンの考え方

ゾーン	整備の考え方
エントランスゾーン	福岡筑紫野線沿道から水城跡に訪れた人が最初に足を踏み入れる玄関口として、沿道から水城跡の存在がわかりやすい整備を行うと共に、北東側に広がる水城跡や、南西側の小水城への案内機能の充実を図る。また、導入拠点の中心となるゾーンとして解説施設やトイレなどの便益施設を整備する。
広場ゾーン	体験学習やイベントの開催など、多目的に活用できるシンプルな広場としての整備を行う。水辺の散策ゾーンと重なる部分にはあずまやを設け、来訪者が憩う空間としての整備を図る。
後背緑地ゾーン	水城ゆめ広場の周辺の緑地を後背緑地ゾーンとし、樹木の伐採や剪定などを含めた適切な管理を行うことで、見通しの確保を行う。
水辺の散策ゾーン	水城ゆめ広場の北側の水と緑の豊かな環境を活かし、水城跡を目的とした来訪者だけでなく近隣住民が日常的に散策しやすい環境づくりを行う。

2) 動線計画

・歩行者動線（幹線）

主) 福岡筑紫野線と接道する部分の東側にメインの出入口を設け、西門に向かう歩行者動線や北側に向かう歩行者動線(自然散策ルート)との結節点を通じて周囲に展開する動線の構成とする。また、接道部西側の既存出入口は交差点に隣接しているため、安全性への配慮を行った上で補助的な出入口として位置付ける。

・歩行者動線（自然散策ルート）

歩行者動線（自然散策ルート）は、水城ゆめ広場の北側の豊かな水辺環境を散策できるよう、動線の結節点から水辺沿いに展開する構成とする。

・管理用車両の動線

管理用車両の出入口は安全性に配慮し、歩行者動線とは分けて設定する。



図 8-25:水城ゆめ広場動線計画図

3) 断面図

水城ゆめ広場の平坦な地形を活かして多目的に利用できる芝生広場を設けることとし、現在の地形に対して大規模な造成は行わない。水辺に接する北側の部分と、南西側の道路に接する部分には高低差が見られるため、フェンスや転落防止柵などを設置することにより安全性に配慮する。

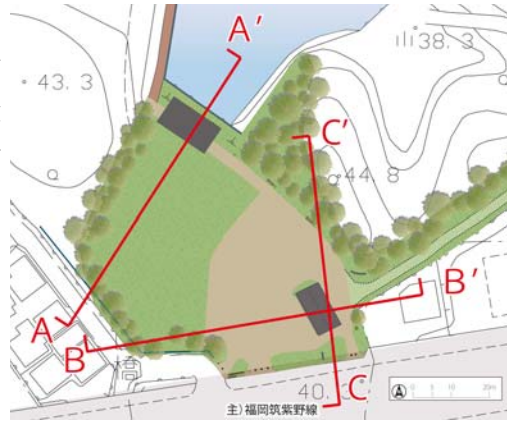


図 8-26:水城ゆめ広場断面位置図

A-A' 断面図



B-B' 断面図



C-C' 断面図

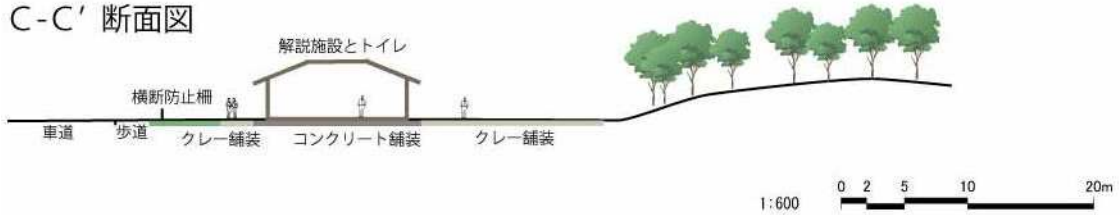


図 8-27:水城ゆめ広場断面イメージ図

4) 園路構成

ゾーニングと動線計画を踏まえ、適正な使われ方をうながす園路構成の考え方を以下に設定する。なお、設定に当たっては快適な歩行者空間創造に向けての利用上の有効幅員を確保することを前提とし、管理車両の進入を考慮したものとする。補助的な位置付けの園路については1人歩きに対応した最低限の有効幅員を確保する。

表 8-3 : 園路の種類別

種別	幅員 (有効)	機能	構成
自然散策園路	2m	<ul style="list-style-type: none"> ・二人組がゆったりと歩ける ・車いす同士のすれ違いができる 	
補助園路	0.8~ 1.0m	<ul style="list-style-type: none"> ・1人歩き対応 ・車椅子でも通行できる 最小幅員 	



図 8-28: 水城ゆめ広場園路構成図

5) 施設計画

ゾーニングや動線計画等に基づき、(1)に示した共通事項以外の施設について計画する。なお、施設の配置にあたっては、水城ゆめ広場に求められるエントランス機能や広場としての機能を踏まえたうえで最低限の施設を配置する。



図 8-29:水城ゆめ広場施設計画図

●管理施設

・横断防止柵 A

車両の進入や歩行者の急な横断を防ぐため、主) 福岡筑紫野線と接道する部分には横断防止柵を設置する。横断の妨げとなる H=600 程度の高さとし、素材は緑に包まれた水城跡の景観と調和しやすく、耐久性のあるものとして、コンクリート擬木のロープ柵を採用する。



図 8-30:横断防止柵 A

・転落防止柵

芝生広場と新池が接する箇所や、ウッドデッキを設置する箇所は高低差があるため、転落防止を目的とした柵を設置する。転落防止機能を持った柵は高さ 1.1m 以上、縦格子間隔 10cm 以下とする基準が適用される。ゆめ広場では、木材の風合いを持ちながら天然木材よりも高い耐久性を持った再生木材をトップビームに利用したものを採用する。



図 8-31: 転落防止柵

・フェンス

ゆめ広場の南西部には擁壁が設置してあり、高低差があるため人の出入りを防止するフェンスを設置する。フェンスの高さは 1.5m 以上で、人がよじ登っても乗り越えることができない構造とする。なお、周囲の景観に配慮したメッシュタイプのものを採用し、色は景観色のダークブラウンとする。



図 8-32: フェンス

・ステンレス車止め A (固定型)、B (上下型)

歩行者は通行できるが、車両の進入を防止する箇所には車止めを設置する。車止めを設置する箇所のうち、常時車の進入を防ぎたい場所には車止め A (固定型)、必要性に応じて車が進入できるようにする場所には車止め B (上下型) を設置する。



図 8-33: ステンレス車止め

● 便益施設

・ベンチ A (背もたれ付き)

芝生広場に付属した休憩箇所として、ベンチを設置する。四季を通じて肌触りがよく、緑豊かな水域の景観と調和しやすいことから、座面は木製とする。また、広場でのアクティビティを眺めながらゆっくりと休憩できるようにするため、ベンチは背もたれ付きのものを採用する。



図 8-34: ベンチ A (背もたれ付き)

・街路灯

周辺の景観や夜間の利用形態に配慮したうえで保安上のみならず景観を強調するものとして西側広場の入り口付近の主要な施設が集中する箇所に、街路灯を設置する。なお街路灯は経済性と環境に配慮し、LED が光源の物を採用する。また、街路灯は高さがあるため、目立つ構造物となりやすいため灯具の厚さが薄くシンプルなデザインのものを設置する。



図 8-35: 街路灯

6) 建築施設

水城ゆめ広場は、水城跡を訪れる来訪者の導入拠点となることから、水城跡をわかりやすく解説し、目的地へ案内するための解説施設を設置する。また、水城跡全体の中で、東門エリアにはトイレが設置されているが、西門エリアや中央エリアにはトイレが無いことから、トイレを設置する。

水城ゆめ広場は文化財としての利用だけでなく、公園的な利用に即する機能も求められる。そのため、散策の途中での休憩機能や広場に付属した休憩機能、展望や鑑賞などの利用に供される機能などに対応した休養施設を設置する。

表 8-4：施設規模

施設の種類	施設規模
解説施設	建物の壁面などを利用し、パネルに水城跡全体地図を大きく表示した案内や、水城や小水城の解説を表示することを想定し、パネルの視距離を考慮して 30 m ² 程度を想定する。
トイレ	<p>利用状況や設置目的が類似する、現在東門エリアに設置されているトイレの規模を参考に、同等程度の規模（男：大1、小1、女：大2、多目的：大1）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">東門跡に設置されたトイレの規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男：大1、小3 ・女：大2 <p style="text-align: center;">水城第2広場に設置されたトイレの規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男：大1、小1 ・女：大1 ・多目的：1 </div>
休養施設	小学生1クラス 40 人が雨天時や環境学習の際に全員建物内に入ることができる面積として、40 人×0.7 m ² /人≒30 m ² 程度の面積を想定する。（小学生1人当たりの原単位を 0.7 m ² /人として設定）

●平面図

求められる施設規模に応じて以下の基本的な考え方に基づき平面的な機能配置の検討を行う。

- ①解説施設部分は、閉鎖的にならないよう、案内や解説などの表示を行う部分以外は開放的な構成とする。
- ②ゆめ広場の入口方向（主）福岡筑紫野線方向）にトイレを設置し、広場側に解説施設部分を設置することで、広場に向けて開放的な構成とする。なお、防犯の観点から男子トイレと女子トイレの入口部には管理用のシャッターを設置する。
- ③解説施設は、団体等の利用にも対応できるよう建物内にはできるだけ壁を設けず汎用性の高い構成とする。
- ④安全性に配慮し、主）福岡筑紫野線から見える位置にトイレの入り口を配置する。

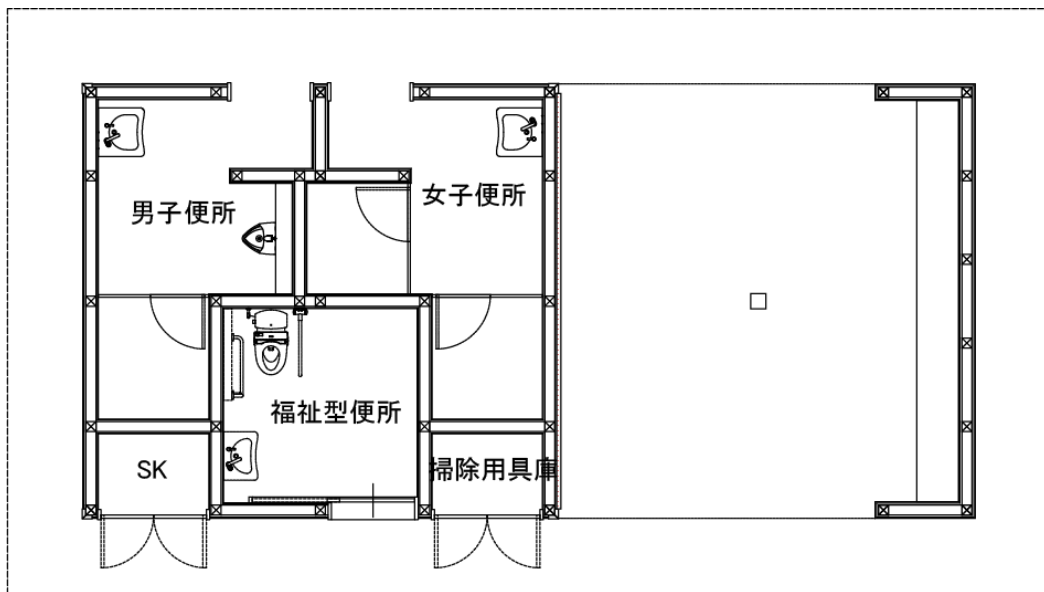


図 8-36:水城ゆめ広場解説施設兼トイレ平面図

●施設デザインのイメージ

本施設では安全性に配慮して外から建物内への見通しを確保しつつ、適度な囲まれ感の中で来訪者が落ち着いて休憩できるよう、格子壁を用いた案を採用する。格子壁は伝統工法の一つであり、構造壁として機能すると共に建物の中と外をゆるやかに区別することができる。一般的な壁と異なり、視線を完全に遮ることなく、通気や採光の機能も併せ持っている。

また、本施設の設置個所は動線が交錯する場所であり、色々な場所や角度から本施設が見えるため、どの方角からも屋根面が美しく見える寄棟屋根を採用する。

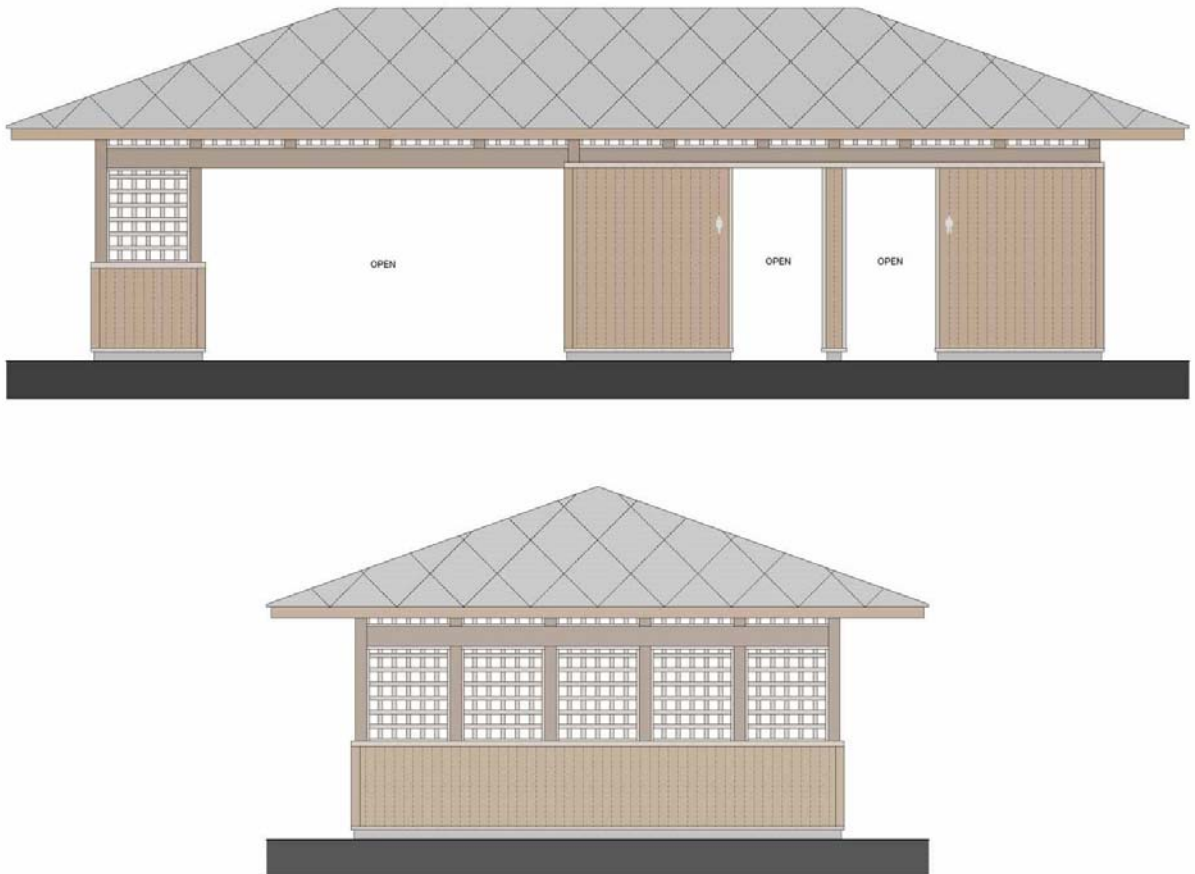


図 8-37:立面イメージ



図8-38:水城ゆめ広場 計画平面図

(2) 西門跡周辺広場

1) ゾーニング

鴻臚館から水城を通して大宰府に至る官道が通っていた西門跡周辺は、官道と西門の表現を行い、来訪者が理解しやすい空間となるようゾーニングを行う。

発掘調査により官道が通っていたとされる範囲を「官道ゾーン」とし、その北東側の濠があったとされる範囲は「濠ゾーン」とする。官道の西側は「広場ゾーン」として位置付け、来訪者や地域の方々が多目的に活用することができる整備を図る。また、土塁の範囲については「土塁ゾーン」とする。



図 8-39:西門跡周辺広場ゾーニング図

表 8-5 : 各ゾーンの考え方

ゾーン	整備の考え方
土塁ゾーン	土塁上に樹木が繁茂して見通しが悪くなっているため、樹木の伐採や剪定など適切な管理を行う。 上成土塁や下成土塁上の動線については遺構面の保存を前提とした上で歩行者が歩きやすいよう園路を確保する。
官道ゾーン	調査によって官道の線形や遺構面の深さ、幅員などを明らかにした上で、舗装材による適切な官道の表現を行う。
濠ゾーン	官道側から北東側に広がる濠ゾーンは、範囲や濠の深さなどについて調査を行い、土地の取得状況に応じた花々による濠の表現を行う。
広場ゾーン	水城跡を訪れた来訪者や地域の方々が多目的に利用できる広場を整備すると共に、水城の案内機能や官道・西門等についての解説機能を併せ持った休憩施設を設置する。

2) 動線計画

・歩行者動線

下成土塁上の動線を主要な動線とし、そこから官道を通じて J R 水城駅方向へ展開する構成を基本とする。

・管理用車両の動線

管理用車両の動線は、西門跡を通過している現道を軸に展開する。大野城市側の下成土塁上を東に伸びる動線には、管理車両が通行できる幅員の園路が確保してあり、今後も管理用車両の動線として活用していく。また、西門跡周辺の広場やあずまやなどの管理のため、官道の平面表示部も施設管理等が必要な際には、管理車両も通行できることを想定した仕様とする。

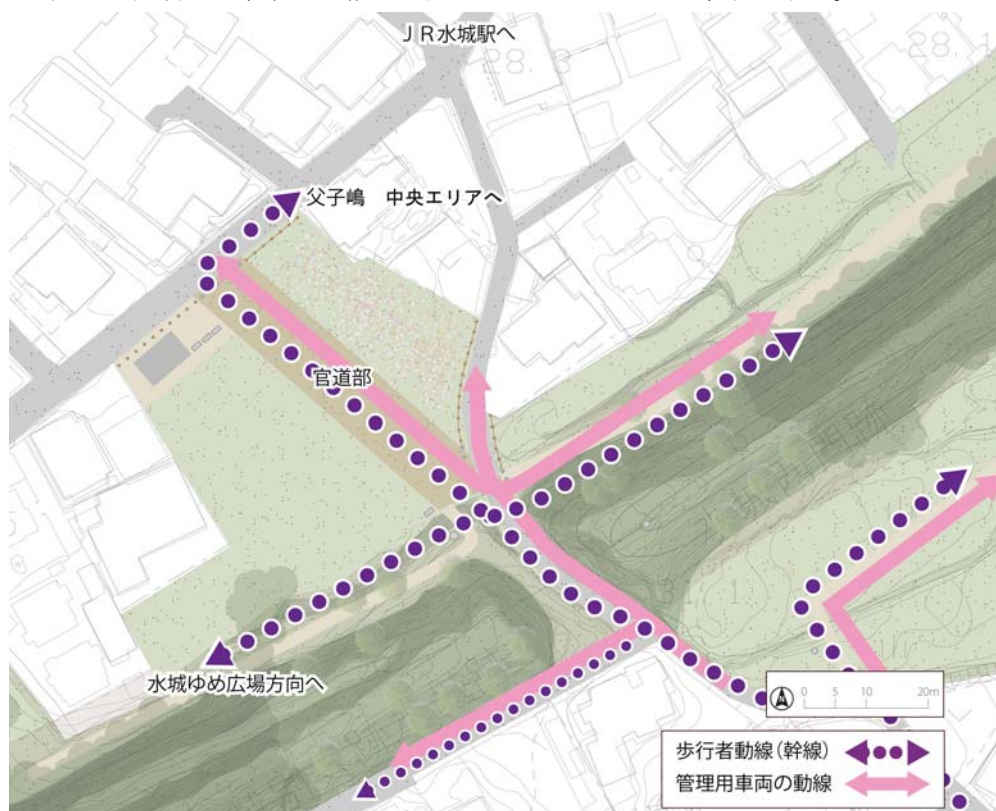


図 8-40:西門跡周辺広場動線計画図

3) 断面図

遺構面に影響を与えないよう、大規模な造成は行わない。ただし、官道の西側には近年の宅地造成に伴って設置されたと考えられる高低差 50cm 程度の擁壁が設置されているため、これについては調査に基づき遺構に影響のない範囲で現況の道路高さに合わせて擁壁の撤去及び盛土の除去を行う。

官道の北東側の外濠の範囲は、土地の取得状況や調査状況により濠を表現できる範囲が狭いため、表現可能な範囲を掘り込んだうえでの花々による演出を検討する。



図 8-41:計画地に設置されている擁壁

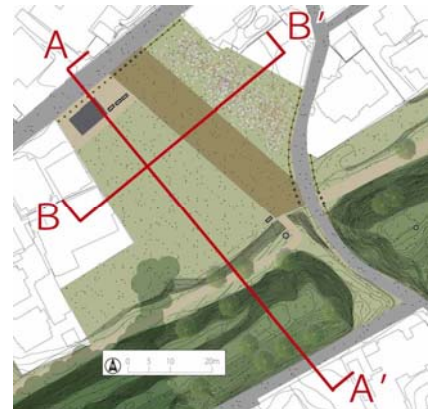


図 8-42:西門跡周辺広場断面位置図

A-A' 断面図



B-B' 断面図

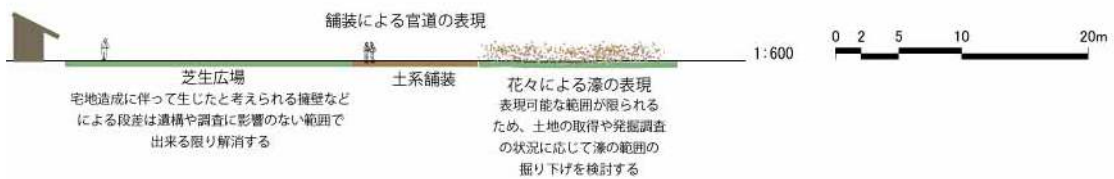
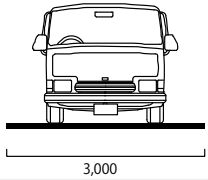



図 8-43:西門跡周辺広場断面イメージ図

4) 園路構成

ゾーニングと動線計画を踏まえ、適正な使われ方をうながす園路構成の考え方を以下に設定する。

表 8-6 : 園路の種別

種別	幅員 (有効)	機能	構成
幹線園路	3m	・管理用車両（2tトラック以上）が入れる。	
園路	2m	・二人組がゆったりと歩ける ・車いす同士のすれ違いができる	

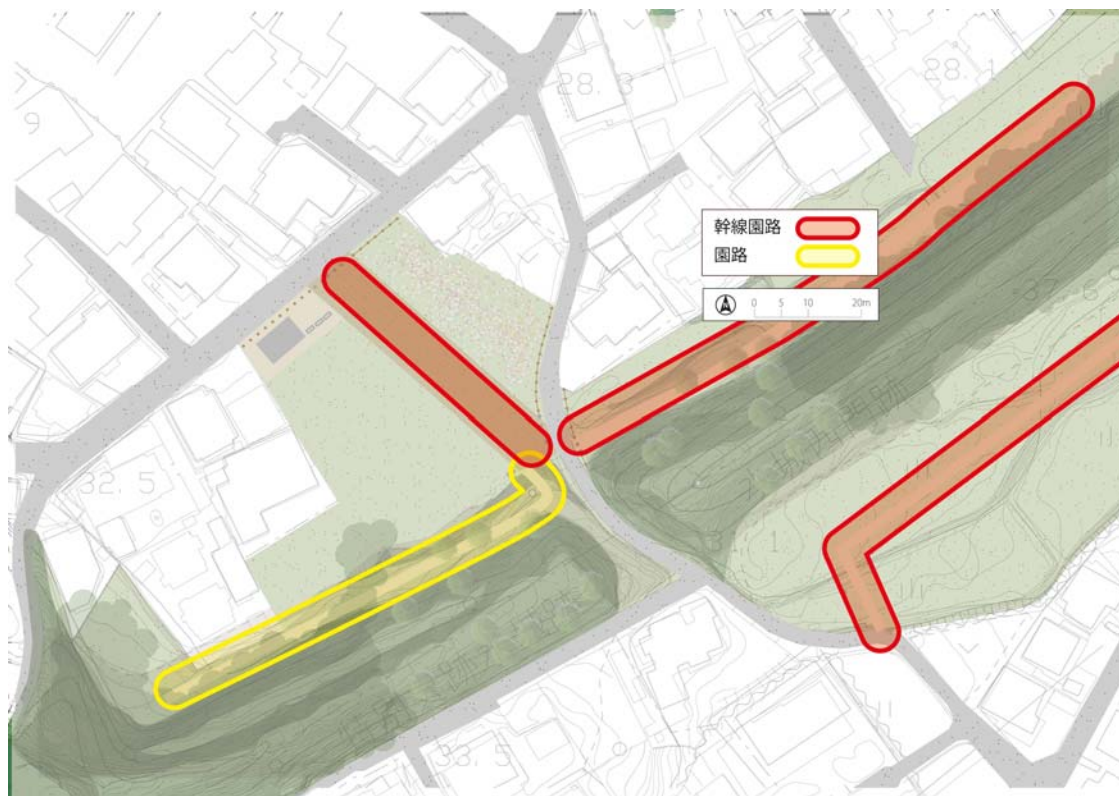


図 8-44: 西門跡周辺広場園路構成図

5) 施設計画

ゾーニングや動線計画等に基づき、(1)に示した共通事項以外の施設について計画する。なお、施設の配置にあたっては、西門周辺に求められる案内・解説機能や広場としての機能を踏まえたうえで最低限の施設を配置する。



図 8-45: 西門跡周辺広場施設計画図

●遺構整備

・西門の表現

西門跡がある水城の欠堤部では生活動線として日常的に利用されている車道が通っており、H鋼と木板により車道への土塁の崩落を防ぐための対策が行われている。西門の表現にあたってはH鋼と木板の撤去と土塁の保存修理等と併せて検討を行い、長期的な視点での整備を検討することとし、短期的には解説サインを設置する。なお、門の位置・構造を表現しやすいのはI期門であるが、官道はII期に敷設された可能性が高い。II期門の表現にあたっては現状不確定な要素が多いため、計画的な発掘調査についても併せて検討していく。



図 8-46: 欠堤部を通る車道と土塁の崩落を防ぐために設置されたH鋼と木板

・官道の表現

官道は、位置や高さなどについて確認したうえで短期、中期整備の中で平面表示や解説サイン等の設置を行う。官道の平面表示にあたっては、土系舗装を基本とするが、園路や散策路として敷設する土系舗装とは土の種類や色を変えるなど、視覚的に区別しやすいよう配慮する。また、官道の範囲をより認識しやすいよう官道の位置を示す舗装の輪郭部にはエッジ材を設置し、範囲を明確に区分する。

表 8-7：官道の側溝の表現比較表

	直接的には表示しない	平面表示	立体表示
イメージ			
側溝の表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・解説サインの活用 ・れぎしビジョンの活用 ・VRの活用 ・パンフレット等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装材の種類を変えて表現する（土系、石、木、As、Co等） ・舗装材の色を変えて表現する ・官道と側溝の範囲を同じ色・同じ舗装で敷設し、官道と側溝の境界部に線をひく（エッジ材、石、木等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂や石灰等の固化剤を用い、土を固めて素掘りの水路を表現する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・解説サインなどの解説媒体を通さなければ、側溝の存在に気付かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装材の種類や色が多くなることで、複雑なイメージになりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の負担が大きい ・表現する側溝の深さによって維持管理の難易度が異なる ・側溝の存在を最も体感しやすい ・高低差が生じるため、公園的な利用の妨げとなりやすい
評価	△	◎	○
	直接的には表現していないため、解説媒体を通さなければ認識できず、最もわかりにくい。	舗装材や舗装の色などの違いにより側溝の深さなどの立体感については認識できないが、範囲は認識できる。維持管理しやすく、公園的な利用の妨げにもなりにくい。	側溝の範囲や立体感など最もわかりやすいが、維持管理の負担が大きく、高低差が公園的な利用の妨げになることが考えられる。

●管理施設

・横断防止柵A

車両の進入や歩行者の急な横断、進入を防ぐため、濠と接道する部分には横断防止柵を設置する。横断の妨げとなるH=600程度の高さとし、素材は緑に包まれた水城跡の景観と調和しやすく、耐久性のあるものとして、コンクリート擬木のロープ柵を採用する。



図 8-47:横断防止柵A

・ステンレス車止めC（脱着型）

歩行者は通行できるが、車両の進入を防止する箇所には車止めを設置する。西門周辺では官道を管理用車両の動線として設定しているため、周囲の道路と官道が接する箇所に設置する。なお、官道上に設置することとなるため、遺構面に影響しないよう上下型よりも埋設深さが浅い脱着型を採用する。



図 8-48:ステンレス車止めC

・コンクリート擬木車止め（固定型）

歩行者は通行できるが、車両の進入を防止する箇所には車止めを設置する。横断防止柵A（コンクリート擬木製ロープ柵）との連続性に配慮した色彩やテクスチャ、形状のものを採用する。



図 8-49:コンクリート擬木車止め

6) 建築施設

西門跡周辺は水城跡を散策する際の拠点となる場所の一つであることから、来訪者が憩い、休憩できる施設が求められるうえ、来訪者が西門や官道などについての理解を深めるための解説施設も必要となることから、休憩機能と解説機能を併せ持ったあずまやを設置する。

表 8-8 : 施設規模

施設の種類	施設規模
あずまや (休憩施設 兼解説施設)	<p>休憩：10人程度が休憩できる面積として $10 \text{人} \times 1.5 \text{m}^2/\text{人} = 15 \text{m}^2$ 程度の面積を確保する。</p> <p>解説：2基程度の案内・解説サインを設置することを想定し、その視距離を考慮して 6m^2 程度の面積を確保する。</p> <p>合計：$15 + 6 = 21 \text{m}^2$ 程度を目安とする。</p>

●平面図

求められる施設規模に応じて以下の基本的な考え方にに基づき平面的な機能配置の検討を行う。

- ①官道や西門など、解説する対象が明確であるため、対象に向けて方向性を持った平面構成とする。
- ②座面の面積を有効に確保するため、壁際にベンチを設置する。
- ③建物内に柱や壁を設置せず、自由度の高い構成とする。

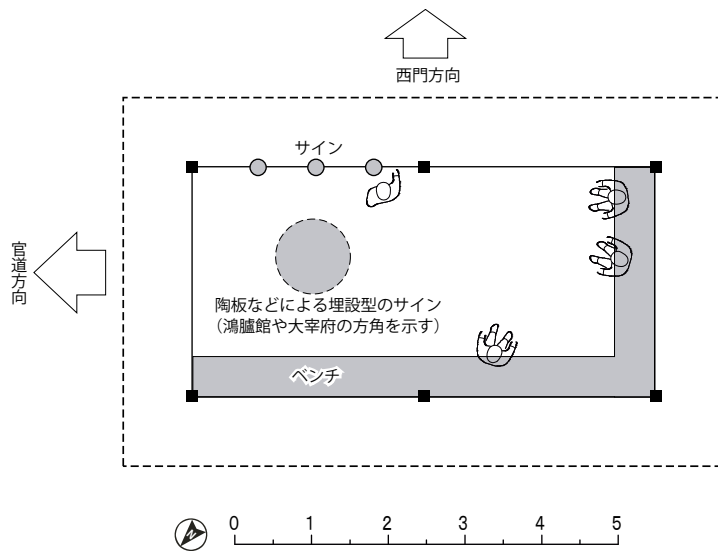


図 8-50: 西門跡周辺広場あずまや平面図

●施設デザインのイメージ

本施設は西門跡や官道跡などの重要な遺構の近傍に位置していることから、遺構への視線を遮りにくいシンプルなデザインが求められる。そこで、ふるさと水城跡公園に設置されているシンプルで視線を遮りにくく開放感のあるあずまやと同様の統一性のある木造・切妻屋根のデザインとする。

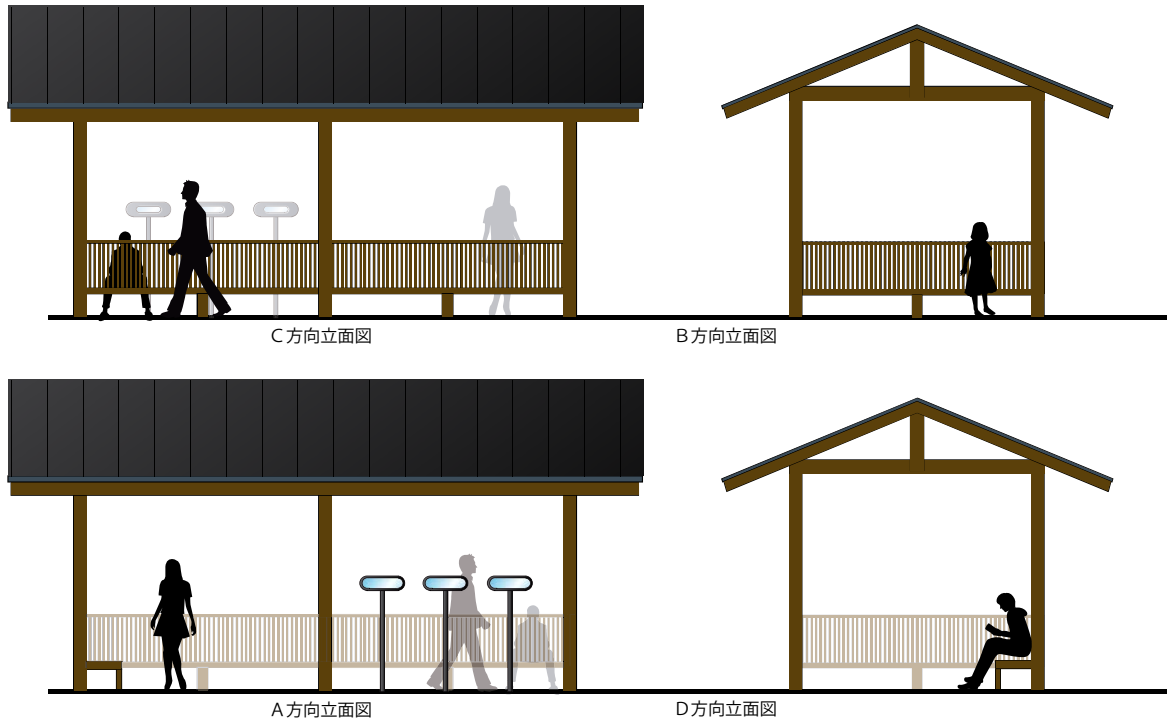


図 8-51:あずまやのデザインイメージ

3. 中央エリア

このエリアでは、水城構築にかかわる情報が多く得られてきたという経緯がある。

旧国鉄鹿兒島本線の線路拡幅によって土塁断面が調査され（大正2年・黒板勝美/中山平次郎）、木樋の調査が行われた（平成2年・太宰府市）。

またエリアの東側を流れる御笠川河岸に立てば、川と水城との関係を知ることもできる。

なお住宅街に近く、近年樹木整理を行ったことで、散策や園児の遊び場として日常的な利用が増えつつある。こうした近隣住民の日常的な憩いの空間としての利用も想定しながら多様な活用を受け入れる基盤づくりを推進するエリアとする。

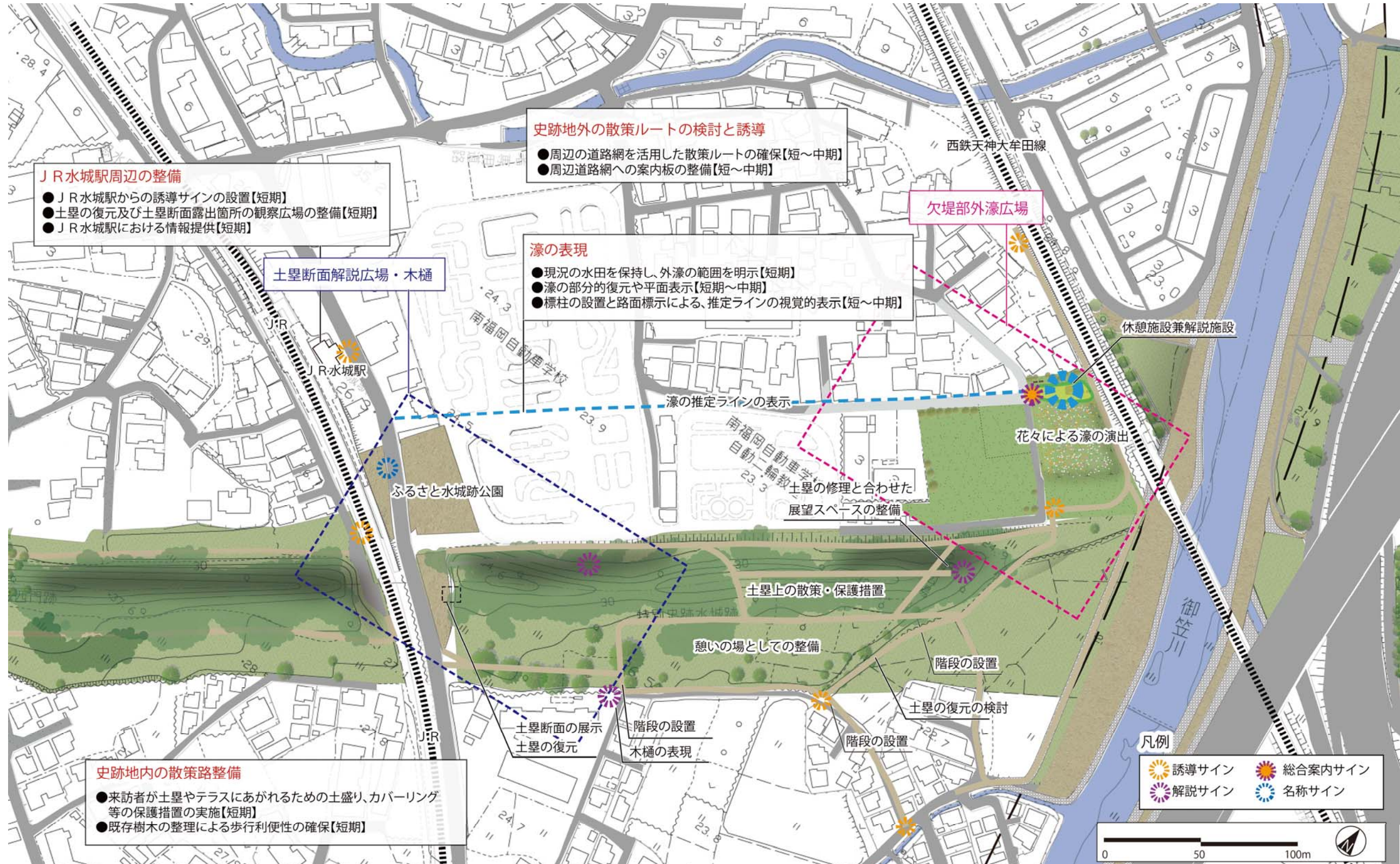


図 8-53: 中央エリアの整備イメージ

(1) 土塁断面解説広場・木樋

1) ゾーニング

J R水城駅からの見え方やアクセス性に配慮し、土塁断面解説広場とふるさと水城跡公園が連携して水城跡への理解を深めることができるようゾーニングを行う。

土塁断面を展示する土塁断面解説広場は中央エリアの拠点の一つとして「土塁展示ゾーン」とする。既存のふるさと水城跡公園は「広場ゾーン」として位置付け、土塁ゾーンとの間にある車道には横断歩道帯の設置を検討し、両広場間のアクセス性の向上を図る。また、土塁の範囲については「土塁ゾーン」とする。



図 8-54:土塁断面解説広場ゾーニング図

表 8-9 : 各ゾーンの考え方

ゾーン	整備の考え方
土塁展示ゾーン	土塁の欠堤部として版築の様子等を窺い知ることができる貴重な場所であることから、土塁断面解説施設を設け、解説サインの設置などと合わせて土塁の構造等について来訪者にわかりやすく解説する整備を行う。土塁について楽しみながら学べる広場とする。
広場ゾーン	土塁展示ゾーンよりも平場の面積を確保できることから、水城跡を訪れた来訪者や地域の方々が多目的に利用できる広場とすると共に、既存の案内サインや解説サインを活用し、J R水城駅から訪れた来訪者の動線の起点として位置付けて更なる活用を図る。
土塁ゾーン	土塁き損部の保存修理を図ると共に、樹木の伐採や剪定が必要だと考えられる箇所については適切な樹木管理を行う。 上成土塁や下成土塁上の動線については遺構面の保存を前提とした上で歩行者が歩きやすいよう園路を確保する。

2) 動線計画

・歩行者動線

J R水城駅から訪れた来訪者がふるさと水城跡公園や土塁断面解説広場に立ち寄りながら、下成土塁上を北東側へ広がっていく動線を基本とする。

・管理用車両の動線

土塁断面解説広場に接道している道路を軸に、下成土塁上を北東側に進むことができる動線を太宰府市側と大野城市側の両方に確保する。ただし、管理車両以外の車両の進入を防ぎたい箇所には上下式や着脱式の車止めを設置するなど、現地の状況に応じた適切な対応を図る。



図 8-55:土塁断面解説広場動線計画図

3) 断面図

土塁断面解説広場周辺では遺構面に影響を与えないよう、大規模な造成は行わない。現在も広場として活用されている地形をいかしたうえで、土塁断面解説施設の設置に合わせて更なる利活用を促す整備を図っていくこととする。

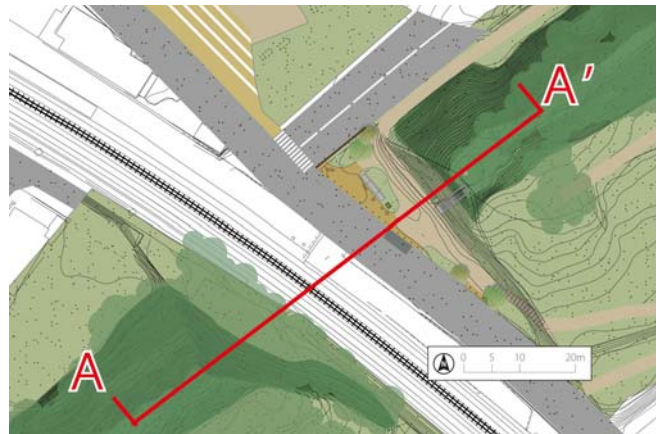


図 8-56: 土塁断面解説広場断面位置図

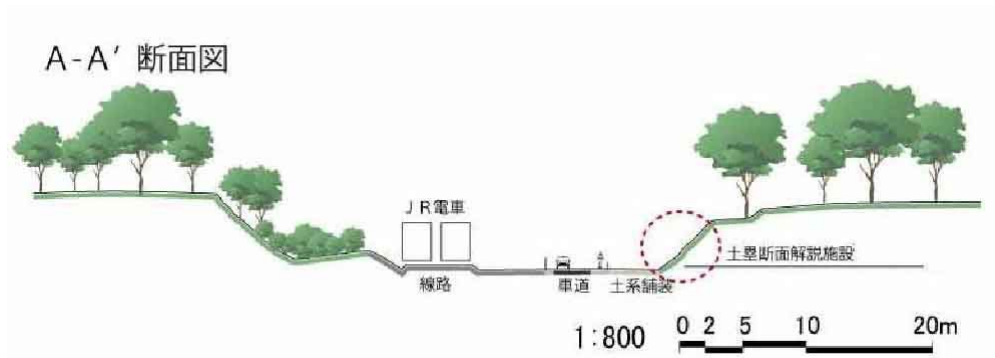
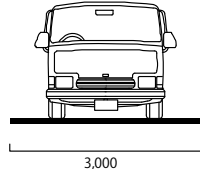
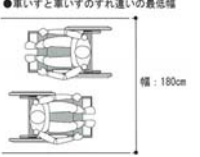
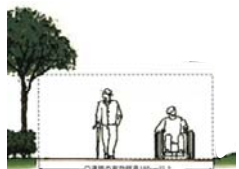



図 8-57: 土塁断面解説広場断面イメージ図

4) 園路構成

ゾーニングと動線計画を踏まえ、適正な使われ方をうながす園路構成の考え方を以下に設定する。

表 8-10 : 園路の種類別

種別	幅員 (有効)	機能	構成
幹線園路	3m	・管理用車両(2tトラック以上)が入れる。	
園路	2m	・二人組がゆったりと歩ける ・車いす同士のすれ違いができる	 
補助園路	0.8~1.0m	・1人歩き対応 ・車椅子でも通行できる 最小幅員	

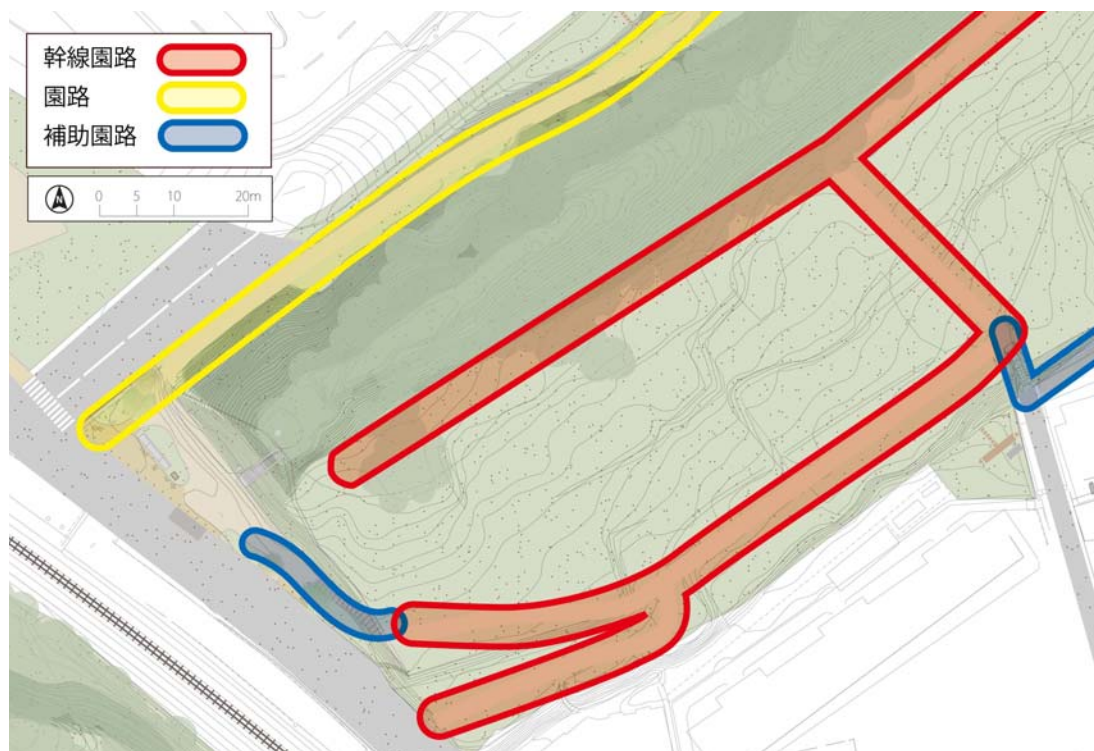


図 8-58: 土壘断面解説広場園路構成図

・土塁の復元

平成 25 年度に実施された発掘調査により露出した土塁断面の保存を図るため、土塁の一部を復元する。復元にあたっては可能な限り往時の工法・土材を再現することに踏襲しつつ、整備を通して現代における文化財修理の考え方の周知に努める。

・木樋の表現

木樋は発掘調査等により位置や形状が明らかなものについてはそれを表現することとする。太宰府市側の取水口は、横樋と縦樋に加え、横樋の先には直径 500mm、高さ 2,000mm 程度の柱を立てて木柱を表現する。

表現の方法は以下の A～D 案の 4 案をもとに検討を行った結果、遺構のわかりやすさや園路との見間違い等に配慮し、B 案を採用する。また、木樋は元々下成土塁の下を通っていたものであるため下成土塁上には表現しない。

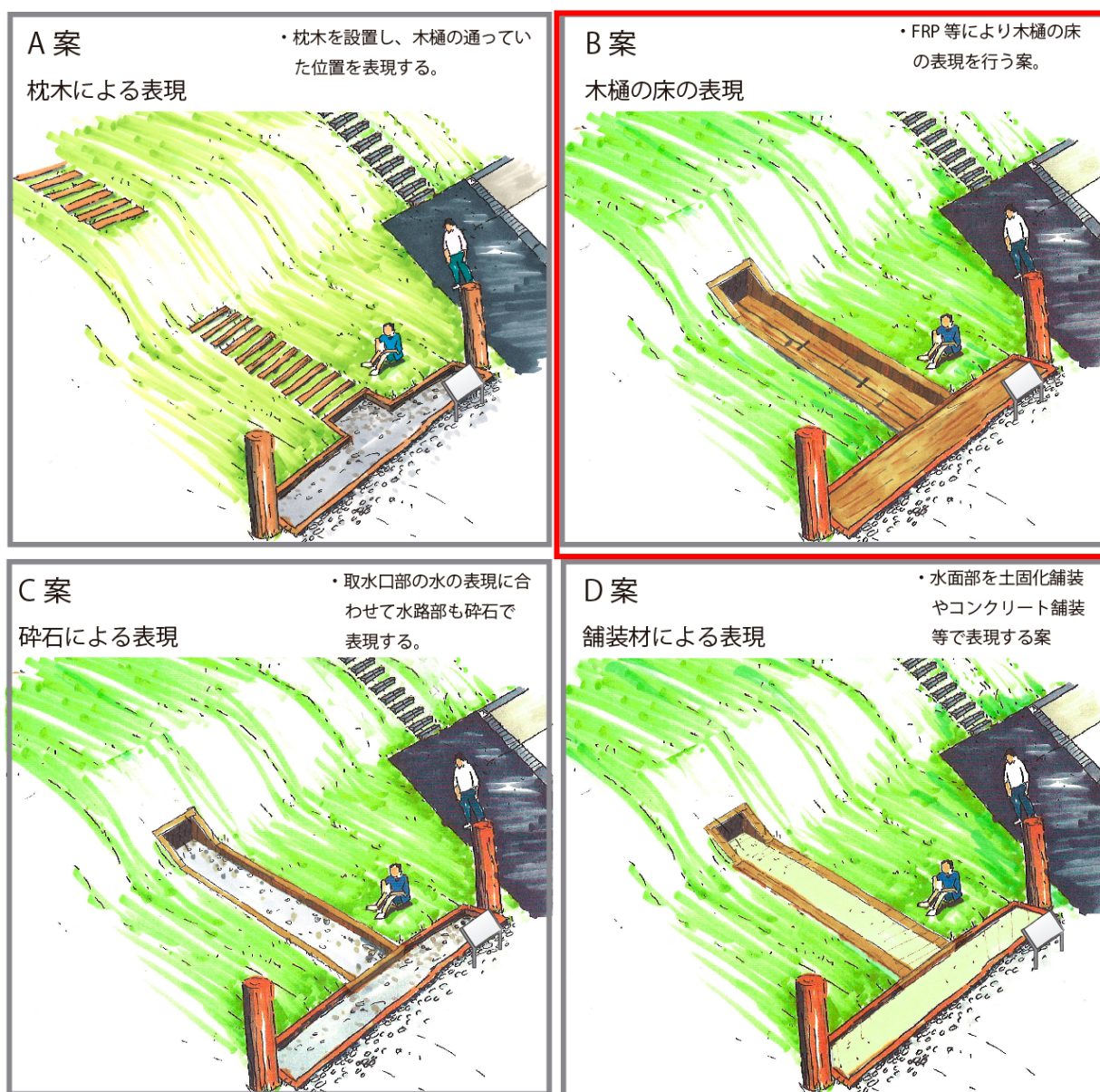


図 8-61:木樋の表現イメージ

表 8-11：木樋の素材比較

	木製	コンクリート製	鋳物製	鋼製	FRP製	GRC製
概要	直径500mm、高さ2,500mm(基礎部分の根入れ深さも含む)程度の丸太を利用し、防腐処理を行った上で設置する。直径が大きいため、木材の確保が難しい。	工場でコンクリート擬木の柱を作成し現地に搬入して設置する。重量が重いので搬入が難しい。	工場で型枠を制作し、鋳物で柱を作って現地に搬入する。軽量で現地へ搬入しやすい。	市場に流通している直径500mm程度の鋼管を利用して柱を制作する。軽量で現地へ搬入しやすい。	繊維と樹脂を用いてプラスチックを補強した素材で、軽量で耐久性が高く、表現の自由度が高い。工場で製作し現地に搬入する。	GRCは、ガラス繊維で補強したセメントで、軽量で耐久性が高く、表現の自由度が高い。工場で製作し現地に搬入する。
表現	○ 木材のもつ本来の見た目や質感を表現できる。	△ 細やかな色や質感を表現することは難しい。	△ 表面の細やかな質感の表現は難しい。	× 表面が平滑になるため、質感の表現は難しい。	○ 本物の丸太から型枠を制作でき、塗装材の種類も豊富にあるため、表現性は高い。	○ 本物の丸太から型枠を制作でき、塗装材の種類も豊富にあるため、表現性は高い。
耐久性	△ 5～10年程度(木材や防腐剤の種類によって左右される。踏圧や風雨による劣化が想定される)	○ 10～20年程度(表面の劣化状況に応じて再塗装が必要となる)	○ 10～20年程度(表面の劣化状況に応じて再塗装が必要となる)	○ 10～20年程度(表面の劣化状況に応じて再塗装が必要となる)	△ 10年程度(5年程度を目処にメンテナンス、再塗装を行うことで耐用年数は向上する)	△ 10年程度(5年程度を目処にメンテナンス、再塗装を行うことで耐用年数は向上する)
経済性	△ 木材自体の確保が難しく、木材の種類やタイミングによって価格が変動する。	△ 型枠の製作費が高価となる。	× 型枠の製作費や材料費(アルミ)が高価となる。	○ 市場に流通している素材を利用できるため安価となる。	○ 比較的安価で型枠の製作が可能。	× 素材自体の価格が高い上、特注品となるため、割高となる。
評価	△	△	△	△	○	△

木樋の表現に使用する素材は、木材本来の見た目や質感の表現を最も重要な比較項目とし、続いて耐久性や経済性についても比較を行った。その結果、屋外での遺構表現の素材としての実績が多く、縦樋と横樋、木柱のそれぞれについて統一感をもって表現が可能であるFRP製を採用することとする。

●管理施設

・横断防止柵A

車両の進入や歩行者の急な横断、進入を防ぐため、濠と接道する部分には横断防止柵を設置する。横断の妨げとなるH=600程度の高さとし、素材は緑に包まれた水城跡の景観と調和しやすく、耐久性のあるものとして、コンクリート擬木のロープ柵を採用する。



図 8-62:横断防止柵A

・ステンレス車止めC (脱着型)

歩行者は通行できるが、車両の進入は防止する箇所には車止めを設置する。西門周辺では官道を管理用車両の動線として設定しているため、周囲の道路と官道が接する箇所に設置する。なお、土塁の遺構面上に設置することとなるため、遺構面に影響しないよう上下型よりも埋設深さが短い脱着型を採用する。



図 8-63:ステンレス車止めC



図 8-64: 土塁断面解説広場及び木樋 計画平面図

(2) 欠堤部外濠広場

1) ゾーニング

欠堤部外濠広場は西鉄下大利駅から線路沿いに都市計画道路が通ることにより、水城跡への重要な入口の一つとなることから、水城跡をわかりやすく案内・解説できるゾーニングを行う。

都市計画道路から欠堤部外濠広場への入り口となる範囲をエントランスゾーンとし、その南東側の濠があったとされる範囲は「濠ゾーン」とする。濠ゾーンの南東側と現道を挟んで南西側は「広場ゾーン」として位置付ける。



図 8-65: 欠堤部外濠広場ゾーニング図

表 8-12 : 各ゾーンの考え方

ゾーン	整備の考え方
エントランスゾーン	西鉄下大利駅から都市計画道路を通過して水城跡を訪れた人が最初に足を踏み入れる玄関口として、休憩や水城跡全体の案内・解説を行うことができる空間として整備する。また、水城跡の欠堤部を確認しやすい場所であることから、欠堤部に関する解説を行う。
濠ゾーン	宅地造成や圃場整備などに伴い近年盛土されたと考えられる土を除去し、濠の深さ近くまで掘り込んだ上で花の植栽等による表現を行う。
広場ゾーン①	土地の取得や発掘調査の進展により濠等の遺構面の範囲が明確になるまで、暫定的に多目的に利用できる広場として整備する。
広場ゾーン②	濠と下成土塁、現道と鉄道に挟まれた空間は広場ゾーンとし、多目的に活用できるシンプルな広場としての整備を行う。

2) 動線計画

・歩行者動線

西鉄下大利駅から設置される都市計画道路を軸に、車両用動線と重ならないよう安全性に配慮して歩行者動線を設定する。また、土塁の欠堤部を認識しやすいよう、欠堤部方向から回り込む動線を設定し、上成土塁上を周回する動線につなげることとする。

・管理用車両の動線

現道を活かして管理車両の動線を設定する。ただし、土地の取得状況や調査の進捗に合わせて適切な動線を検討することとする。



図 8-66: 欠堤部外濠広場動線計画図

3) 断面図

花の植栽等による濠の表現を行う範囲は、調査結果に基づいて近年設置されたと考えられる土を撤去したうえで花々を植えることとする。欠堤部外濠広場の範囲内を北西から南東に通る現道は、現状のまま管理用通路として活用する。また、この現道から南西側の範囲は今後計画的に発掘調査などを行っていくこととし、調査結果に応じて濠の表現について検討する。それまでは水田部分以外は多目的広場として活用できるよう、周囲の現道の高さに合わせてフラットに造成する。



図 8-67: 擁壁と水田の状況

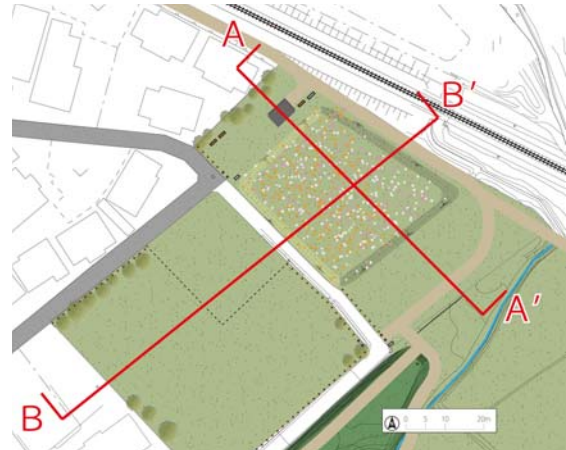


図 8-68: 欠堤部外濠広場断面位置図

A-A' 断面図



B-B' 断面図



図 8-69: 欠堤部外濠広場断面イメージ図

4) 園路構成

西鉄下大利駅から続く都市計画道路と接続する形で幅員 2m の園路を設置する。管理用車両の動線については現道を利用することとする。

表 8-13 : 園路の種類別

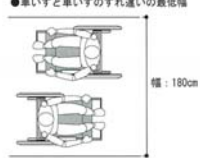

種別	幅員 (有効)	機能	構成
園路	2m	<ul style="list-style-type: none"> ・二人組がゆったりと歩ける ・車いす同士のすれ違いができる 	<p>●車いすと車いすのすれ違いの最低幅</p>  <p>幅：180cm</p>  <p>○通路の有効幅員 180cm以上</p>



図 8-70: 欠堤部外濠広場園路構成図

5) 施設計画

ゾーニングや動線計画等に基づき、(1)に示した共通事項以外の施設について計画する。なお、施設の配置にあたっては、欠堤部外濠広場に求められる案内・解説機能や広場としての機能を踏まえ、えうえで最低限の施設を配置する。



図 8-71: 欠堤部外濠広場施設計画図

●管理施設

・ステンレス車止めB（上下型）

歩行者は通行できるが、車両の進入は防止する箇所には車止めを設置する。欠堤部外濠広場では、必要に応じて管理用車両の進入できる箇所を3か所設定する。維持管理上の利便性を考慮し、上下型を基本とするが、埋設深さを確保すると遺構面に影響があると考えられる場合は脱着型の利用なども検討する。



図 8-72:ステンレス車止めB

・コンクリート擬木車止め（固定型）

歩行者は通行できるが、車両の進入は防止する箇所には車止めを設置する。ここでは道路際の敷地境界付近に設置する。



図 8-73:コンクリート擬木車止め

●便益施設

・ベンチA（背もたれ付き）

四季を通じて肌触りがよく、緑豊かな水城の景観と調和しやすいことから、座面は木製とする。また、濠が表現された花々や水城の欠堤部などを眺めながらゆっくりと休憩できるようにするため、ベンチは背もたれ付きのものを採用する。



図 8-74:ベンチA(背もたれ付き)

6) 建築施設

西鉄下大利駅から水城跡を訪れる人々の散策の拠点として休憩機能と、水城の欠堤部についての理解を深めるための解説機能をあわせ持ったあずまやを設置する。

このあずまやは、設置理由や求められる機能、周囲の環境などが西門跡周辺に設置するあずまやと似ていることや、水城跡の施設全体を通してデザインの統一感を演出する観点から、西門跡周辺に設置するあずまやと同一のものを基本として設置する。

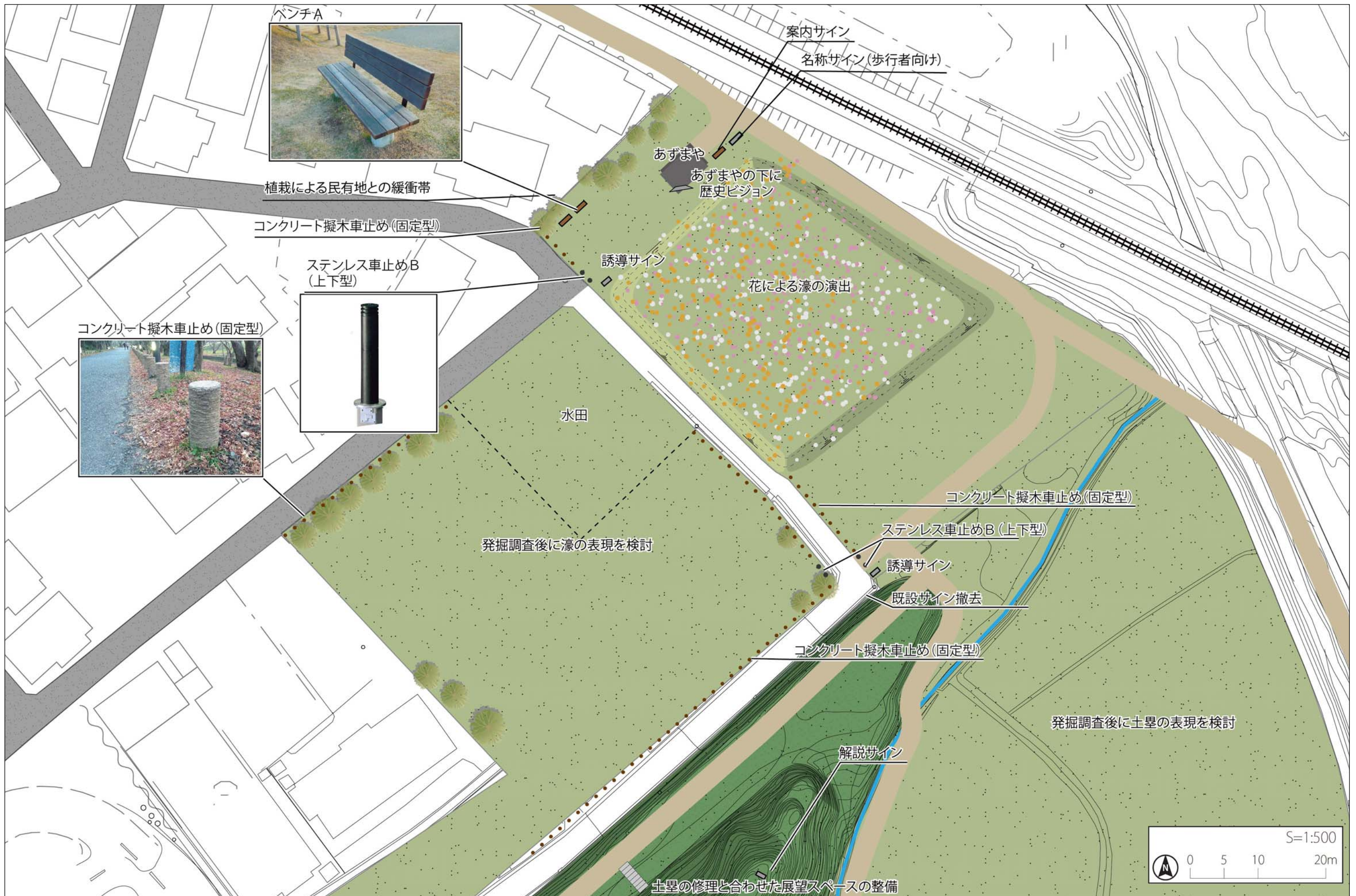


図 8-75: 欠堤部外濠広場 計画平面図

4. 東門エリア

古代には東門が設けられ、大宰府から博多へ向かう古代官道が通っており、その後近世の幸府往還・日田街道へと続く、長い歴史の中でも重要な交通の要所である。現在も都市部から太宰府へ向かうルート上でもあるため、観光客が特に多く、近年では、春・秋と季節の花を求めて訪れる方も多し。また、水城の濠を視覚的に実感することができるエリアであり、過去には調査によって木樋の存在も明らかになっている。一方、このエリアは、水城と大宰府を直接結ぶ地点であるため、水城跡にかかわる史料・伝承・文化遺産も多く残されており、歴史文献史料からみた水城を物語ることができる特徴をそなえる。

積極的に来訪者を受け入れるための基盤づくりを推進するエリアとする。

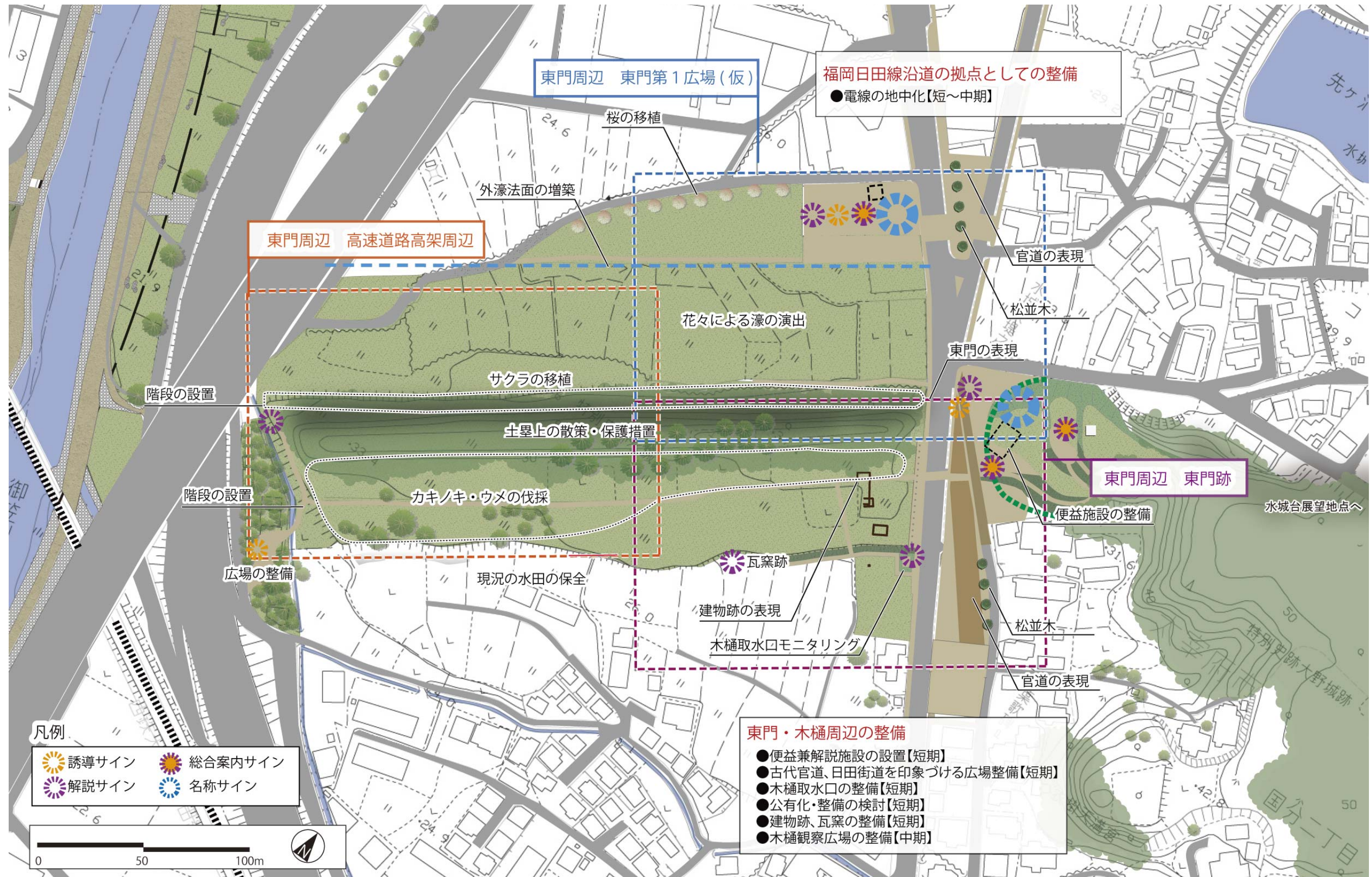


図8-76:東門エリアの整備イメージ

(1) 東門エリアの全体設計

1) ゾーニング

大宰府と博多を結ぶ官道が通っていた東門エリア周辺は、土塁に加えて官道や東門、木樋等の重要な遺構が集積する場所となっている。ここでは来訪者がそれらの遺構について理解しやすい空間となるようゾーニングを行う。

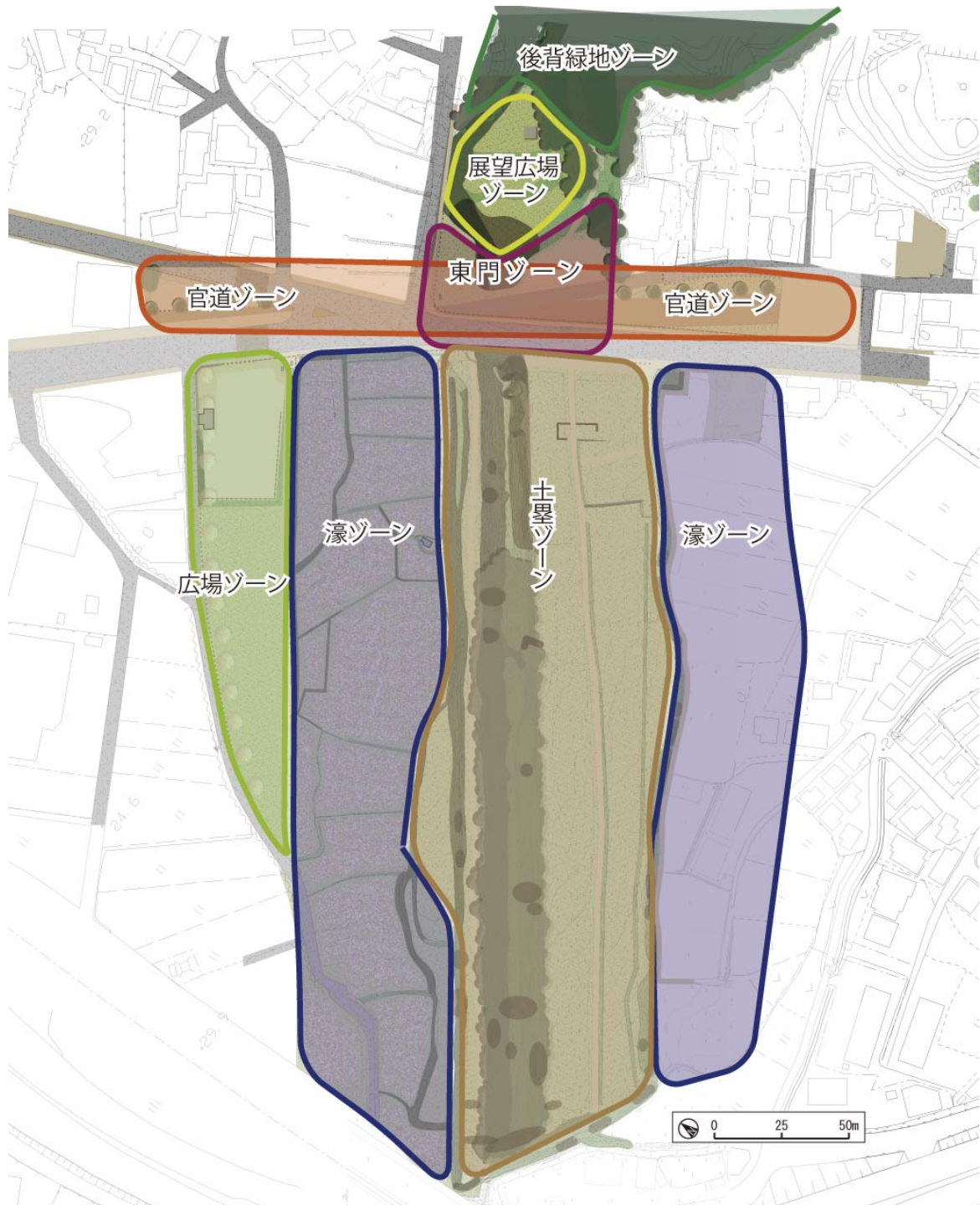


図 8-77:東門エリアゾーニング図

表 8-14 : 各ゾーンの考え方

ゾーン	整備の考え方
官道ゾーン	調査によって官道の線形や遺構面の深さ、幅員などを明らかにした上で、舗装材による適切な官道の表現を行う。また、一部に多目的広場を設ける。
広場ゾーン	<p>水城跡東門エリアに訪れる際の主要な動線である(県)福岡日田線(県道112号線)に接道し、外濠越しに水城跡を眺めることができる場所であり来訪者を最初にもてなす空間として広場ゾーンとする。現在設置されている広場はトイレや解説などの機能を保持しつつ、濠の表現を行う範囲を踏まえた上で敷地形状について再度検討する。</p> <p>またゾーンの西側は外濠越しに水城を眺めながら歩くことができる立地を活かした園路整備を行うと共に、体験学習やイベントの開催など、多目的に活用できるシンプルな広場としての整備を行う。</p>
濠ゾーン	土塁から北西に広がる幅約60mの外濠範囲と南東に広がる幅約50mの内濠範囲を濠ゾーンとし、土地の取得状況に応じて花の植栽等による濠の表現を行う。
後背緑地ゾーン	東門エリアの北東部、大野城へとつながる丘状地を後背緑地ゾーンとする。東門エリアから水城台展望地点へとつながる散策路があり、来訪者が安全に安心して散策できるよう適切な樹木管理を行う。
展望広場ゾーン	水城跡を展望することができる東門エリアの北東側の丘状地は、展望広場ゾーンと位置づけ、水城跡への視線の確保や既存あずまの活用など、展望を活かした整備を行う。また、古代にはこの丘状地は東門を通じて土塁と連続していたと考えられることから、範囲や形状などについて検討を行った上で盛土により古代の地形の復元を行う。
東門ゾーン	東門が設置されていたと考えられる範囲を東門ゾーンとし、水城跡散策の拠点として、既存の名称サインや石碑などを活用すると共に、東門を表現しトイレや案内、解説の機能を備えた便益施設を新たに設置する。
土塁ゾーン	<p>土塁上に樹木が繁茂して見通しが悪くなっているため、樹木の伐採や剪定など適切な管理を行う。また土塁の欠損が見られる箇所は詳細な状況や原因を把握した上で、修理・復元を検討する。</p> <p>さらに、建物跡や木樋跡、瓦窯跡などの遺構の適切な整備を図ると共に、来訪者が散策しやすいよう遺構の保護を前提とした園路整備を行う。</p>

2) 動線計画

・歩行者動線

土塁と平行に伸びる下成土塁上の二つの動線と外濠の北西端沿いの動線が、県) 福岡日田線 (県道 112 号線) を通じてつながる構成を動線の基本とする。

東門エリアの歩行者動線は、県) 福岡日田線 (県道 112 号線) によって北東側と南西側が分断されているため、信号機の追加や横断歩道の移設など歩行者が安全に行き来しやすい環境づくりを行う。

・管理用車両の動線

東門エリアを南北に通る抜ける県道 112 号線 (福岡日田線) から、管理が必要と考えられるそれぞれのゾーンに管理用車両が入ることができるよう動線を設定する。ただし、管理車両以外の車両の進入を防ぎたい箇所には上下式や脱着型の車止めを設置するなど、現地の状況に応じた適切な対応を図る。

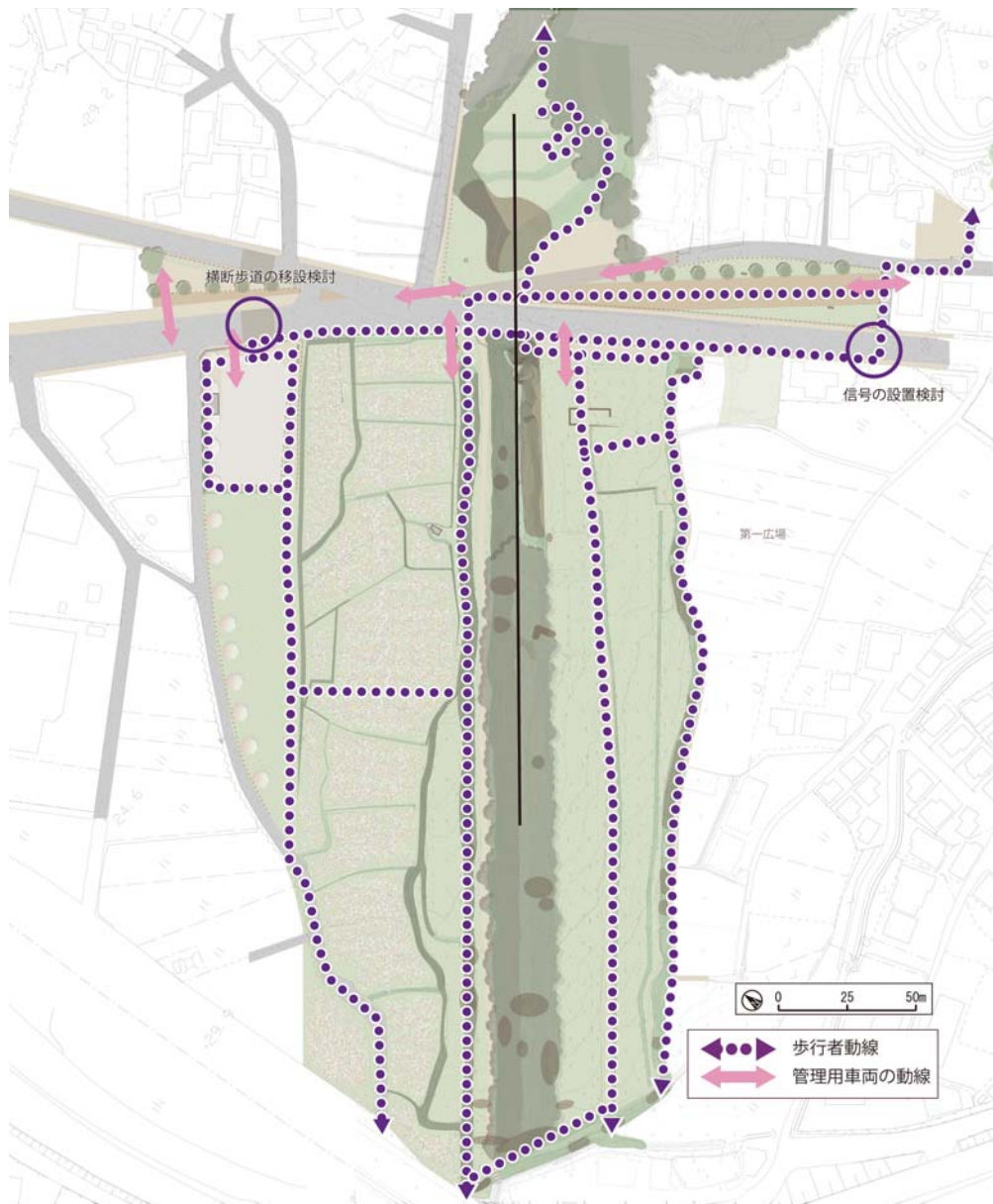


図 8-78: 東門エリア動線計画図

3) 断面図

古代、東門の欠提部の範囲は現在よりも狭く、丘陵地側の地形がもっと土塁側にせり出していたことから、(県) 福岡日田線 (県道 112 号線) を通る車輛や歩行者に影響の出ない範囲で地形の復元を行う。また、県道 112 号線 (福岡日田線) 側の土塁の端部周辺の表面が崩落している箇所や、削り取られている箇所については復元・修理を行う。

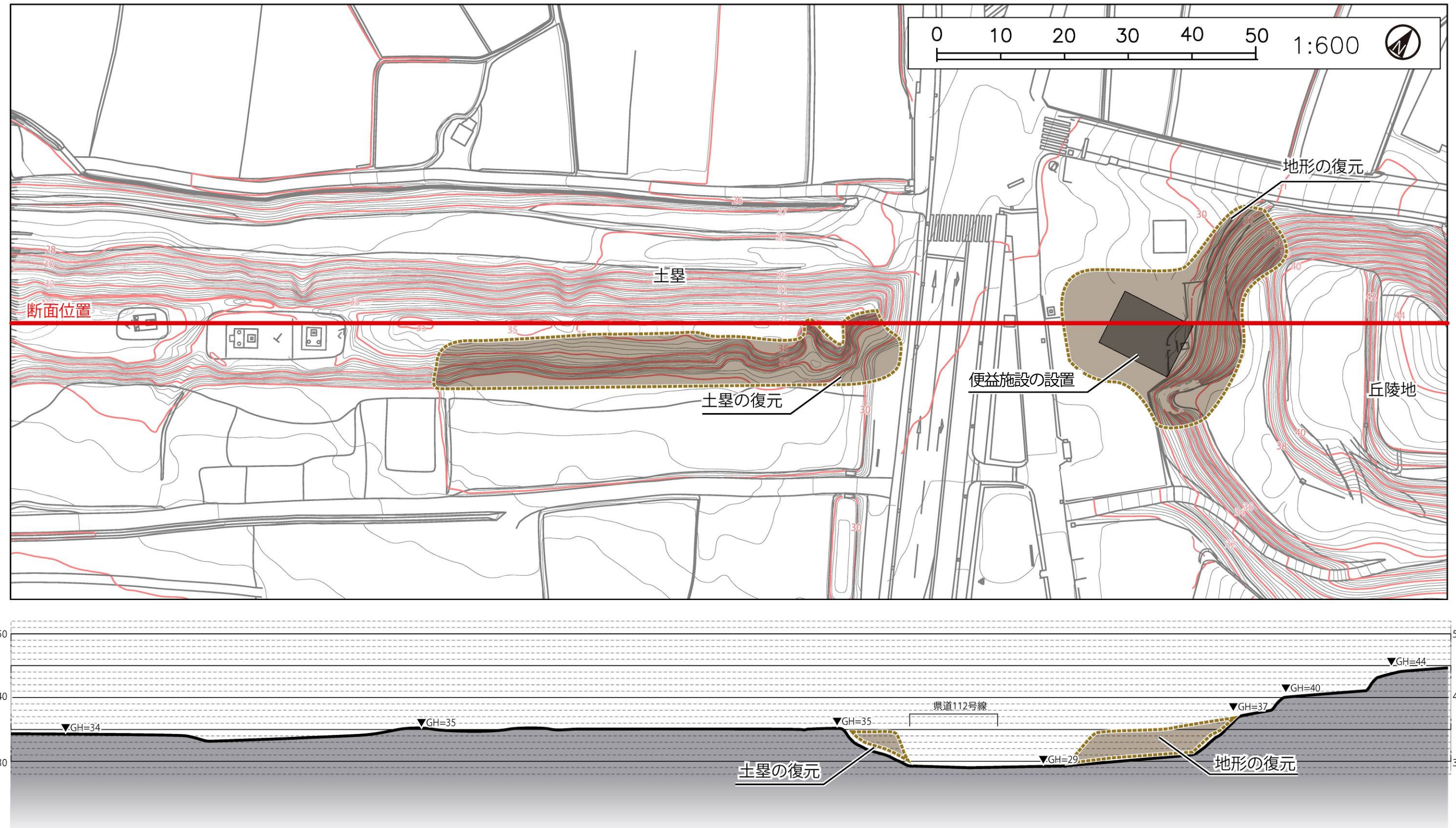


図 8-79: 東門エリア土塁断面図

4) 園路構成

ゾーニングと動線計画を踏まえ、適正な使われ方をうながす園路構成の考え方を以下に設定する。

表 8-15：園路の種類別

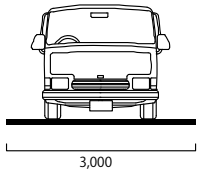
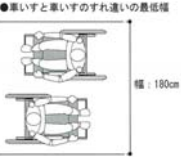

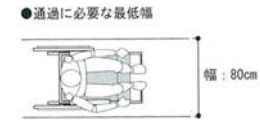
種別	幅員 (有効)	機能	構成
幹線園路	3m	・管理用車両（2tトラック以上）が入れる。	
園路	2m	・二人組がゆったりと歩ける ・車いす同士のすれ違いができる	 
補助園路	0.8～1.0m	・1人歩き対応 ・車椅子でも通行できる 最小幅員	



図 8-80:東門エリア園路構想図

(2) 場所ごとの設計

1) 東門跡



図 8-81:東門跡 計画平面図

●遺構整備

・東門の表現

東門の正確な位置はわかっていないが、東門があったと考えられる範囲を明示することで来訪者が東門の存在に気づきやすくする。範囲の表現にあたっては、砂と粘土を突き固めて盛り土して基壇をつくるなど表現を検討する。なお、(県)福岡日田線(県道112号線)及び官道と重なる範囲は基壇を設けない。

・官道の表現

官道の位置や高さなどについて確認したうえで短期、中期整備の中で平面表示や解説サイン等の設置を行う。官道の平面表示にあたっては、土系舗装を基本とするが、園路や散策路として敷設する土系舗装とは土の種類や色を変えるなど、視覚的に区別しやすいよう配慮する。また、官道の範囲をより認識しやすいよう、官道の位置を示す舗装の輪郭部にはエッジ材を設置し、範囲を明確に区分する。官道に付随する側溝の表現については今後の調査結果を踏まえて再度検討する。

また、昭和4年に東門周辺を撮影した写真には松が植えられているが、この姿は、江戸時代に書かれた絵にもみられるものである。菅原道真入府の際、来ていた衣を松の枝にかけた、という衣掛天満宮の伝承もあり、東門と松とはかかわりが深い。このため官道沿いに日田街道の表現として松並木を植栽する。



図 8-82:官道の表現イメージ



図 8-83:昭和4年の周辺の様子

・地形の復元

古代において、(県)福岡日田線(県道112号線)を挟んで北東側の自然丘状地と南西側の土塁は、東門を挟むように連続していたと考えられている。当時と比べ、現在は自然丘状地側が大きく欠損していることから、(県)福岡日田線(県道112号線)を通る車両や歩行者に影響のない範囲で盛り土し、地形の復元を図る。

・木樋取水口のモニタリング

通常時はカバーを閉めた状態で保存し、定期的にモニタリングのために開放し、保存状況を確認する。保存状況に応じて対策が必要だと考えられる場合には、遺構保存のための整備を検討する。

・土塁の部分復元

上成土塁の南東側は防空壕が掘られた跡をはじめとして土塁を掘削して造成を行ったと思われる箇所が見られる。そのため、本来の土塁の形状について調査を実施したうえで、県道などの現在の土地利用に影響を与えない範囲で復元を行う。

・建物跡の平面表示

調査によって柱穴跡などが発見され、建物が建っていたことが分かった範囲では、舗装材を用いて建物跡の範囲の平面表示を行う。なお使用する舗装材は、園路に用いているものとは色違いのものや、異なる素材のものを採用する。

・瓦窯跡の解説

解説サインを設置し、瓦窯の解説を行う。

●管理施設

・横断防止柵A

車両の進入や歩行者の急な横断、進入を防ぐため、接道する部分には横断防止柵を設置する。横断の妨げとなる H=600 程度の高さとし、素材は緑に包まれた水城跡の景観と調和しやすく、耐久性のあるものとして、コンクリート擬木のロープ柵を採用する。



図 8-84:横断防止柵A

・ステンレス車止めC (脱着型)

歩行者は通行できるが、車両の進入は防止する箇所には車止めを設置する。西門周辺では官道を管理用車両の動線として設定しているため、周囲の道路と官道が接する箇所に設置する。なお、官道上に設置する箇所もあるため、遺構面に影響しないよう上下型よりも埋設深さが短い脱着型を採用する。



図 8-85:ステンレス車止めC

・コンクリート擬木車止め (固定型)

歩行者は通行できるが、車両の進入は防止する箇所には車止めを設置する。ここでは交通量が比較的小さい道路際に設置する。



図 8-86:コンクリート擬木車止め

●便益施設

・ベンチA (背もたれ付き)

四季を通じて肌触りがよく、緑豊かな水城の景観と調和しやすいことから、座面は木製とする。また、濠が表現された花々や水城の欠堤部などを眺めながらゆっくりと休憩できるようにするため、ベンチは背もたれ付きのものを採用する。



図 8-87:ベンチA(背もたれ付き)

●建築施設

東門跡周辺は、水城跡を訪れる来訪者の導入拠点となることから、来訪者の便益を図り、かつ水城跡をわかりやすく解説し、目的地へ案内するための施設を設置する。また、日常的に水城跡の管理を行っていくために管理者が常駐できる管理室を設けることとする。現在東門跡周辺に設置されている既存のトイレは官道の遺構上に位置していることから撤去し、便益施設内に新たに設置する。

表 8-16：便宜施設の施設規模

施設の種類	施設規模
トイレ	現在東門跡周辺に設置されているトイレを撤去して、便益施設と併せて設置することから、既存のトイレと同等規模（男：大1、小1、女：大2、）とする（20 m ² 程度）。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 東門跡周辺に設置されたトイレの規模 ・男：大1、小3 ・女：大2 </div>
管理施設	管理者1名が常駐する管理室と倉庫の面積を合わせて10 m ² 程度を想定する
解説施設	水城跡全体を示す模型（2 m ² を想定）を中心に周囲の壁を利用して1 m×1 mのパネル20枚程度に、水城跡全体地図を大きく表示した案内や、解説を表示することを想定し、パネルの視距離を考慮して40 m ² 程度を想定する。
研修室	水城跡に関する小規模な研修や打合せができる空間として10 m ² 程度を想定する
倉庫	10 m ² 程度

便宜施設の規模 合計90 m²程度（建築面積）

●施設デザインのイメージ

便宜施設の配置予定地は、水城の土塁と自然丘陵が接続していたと考えられる場所だが、現在は自然丘陵が一部削られており、接続していない。便宜施設は削られた自然丘陵地の地形復元に併せて地形の中に埋め込むように設置することで、地形復元された丘陵の地下空間を有効活用すると共に、東門周辺の景観への影響に配慮する。

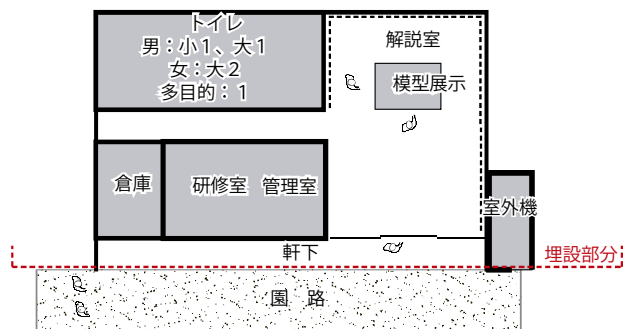
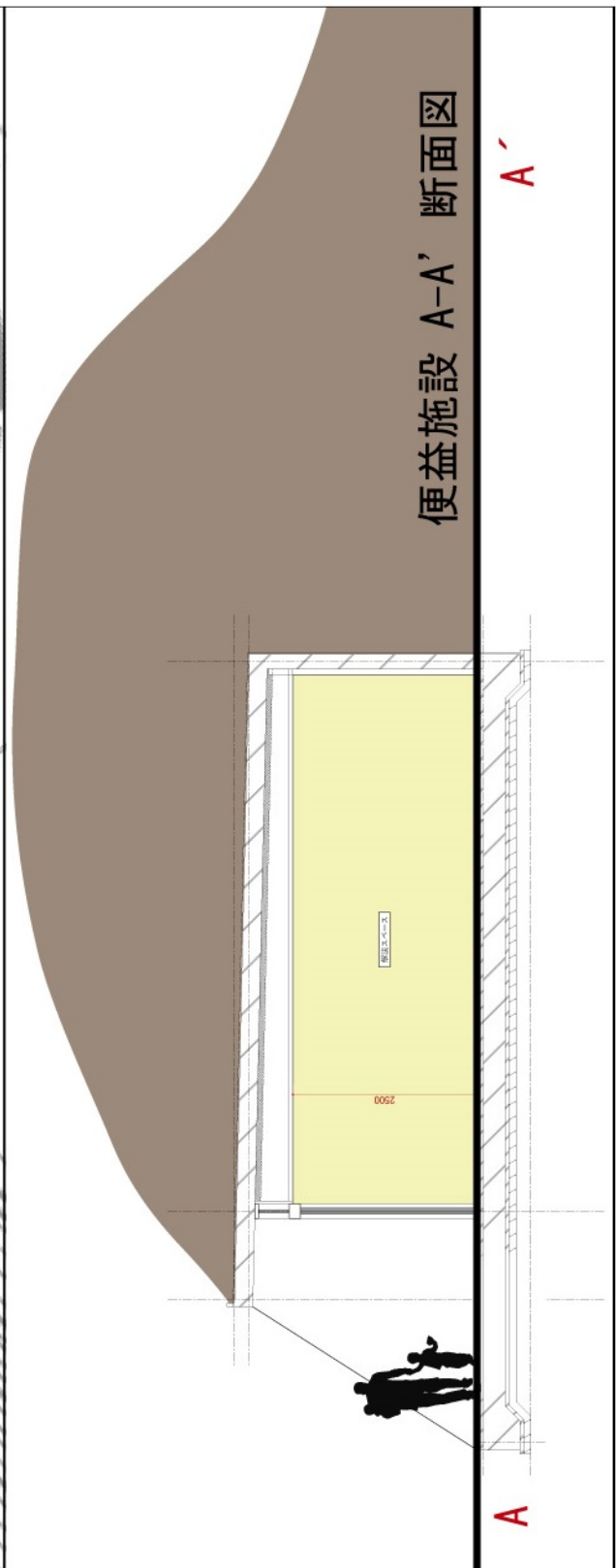
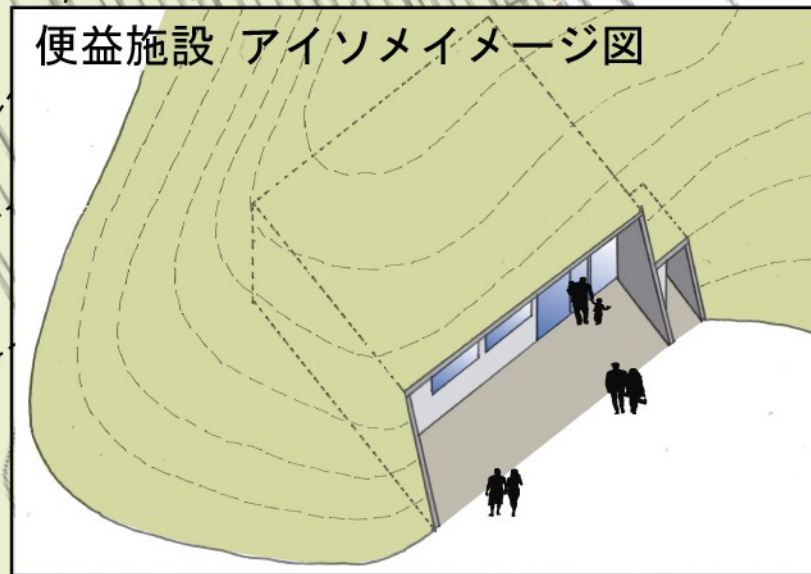
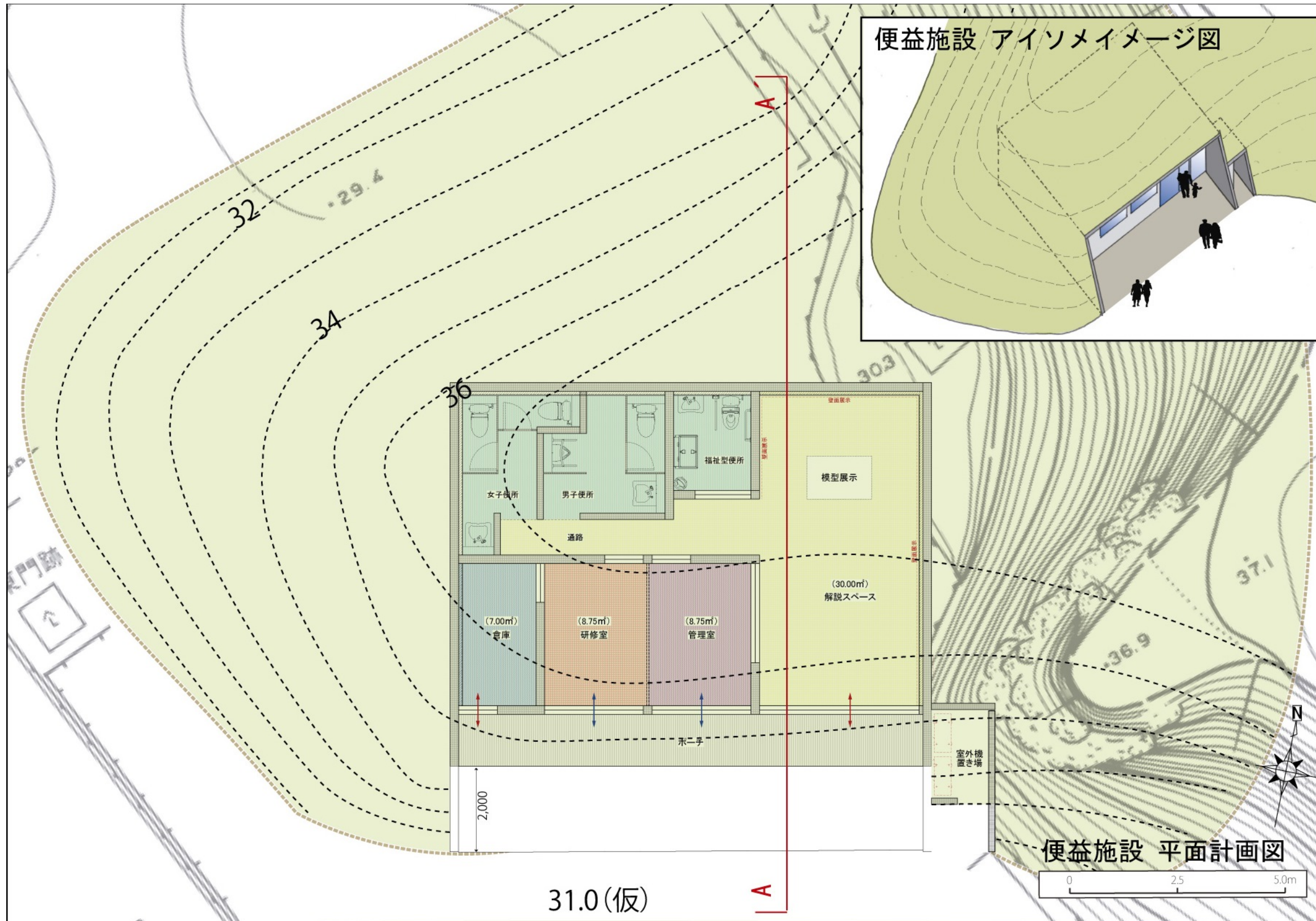


図 8-88：便宜施設のイメージ



便益施設
 平面計画図 S=1:00
 便益施設正面図 S=1:100
 便益施設A-A'断面図 S=1:100

便益施設 正面図

図 8-89: 便宜施設設計計画図

2) 東門第1広場(仮)



図 8-90: 東門第1広場(仮) 計画平面図

●遺構整備

・官道の表現

官道の位置や高さなどについて確認したうえで短期、中期整備の中で平面表示や解説サイン等の設置を行う。官道の平面表示にあたっては、土系舗装を基本とするが、園路や散策路として敷設する土系舗装とは土の種類や色を変えるなど、視覚的に区別しやすいよう配慮する。また、官道の範囲をより認識しやすいよう、官道の位置を示す舗装の輪郭部にはエッジ材を設置し、範囲を明確に区分する。

また、昭和4年に東門周辺を撮影した写真には松が植えられているが、この姿は江戸時代に書かれた絵にもみられるものである。菅原道真入府の際、来ていた衣を松の枝にかけた、という衣掛天満宮の伝承もあり、東門と松とはかかわりが深い。このため官道沿いに日田街道の表現として松並木を植栽する。



図 8-91:官道の表現イメージ



図 8-92:昭和4年の周辺の様子

・吐水口の表示

正確な吐水口の位置や形状がわかっていないため調査を行った上で表示・表現について検討する。

●管理施設

・横断防止柵A

車両の進入や歩行者の急な横断、進入を防ぐため、接道する部分には横断防止柵を設置する。横断の妨げとなる H=600 程度の高さとし、素材は緑に包まれた水城跡の景観と調和しやすく、耐久性のあるものとして、コンクリート擬木のロープ柵を採用する。



図 8-93:横断防止柵A

・ステンレス車止めB（上下型） C（脱着型）

歩行者は通行できるが、車両の進入を防止する箇所には上下型の車止めを設置する。なお、官道付近については遺構面に影響しないよう上下型よりも埋設深さが浅い脱着型を採用する。



図 8-94:ステンレス車止め

・コンクリート擬木車止め（固定型）

歩行者は通行できるが、車両の進入を防止する箇所には車止めを設置する。ここでは道路際の敷地境界付近に設置する。



図 8-95:コンクリート擬木車止め

3) 高速道路高架周辺



図 8-96: 東門高速道路高架周辺 計画平面図

●遺構の整備

・欠提部の解説

解説サインを設置し、欠提部の解説を行う。

・透水管による排水処理

昭和 50 年代の県の仮整備の際に設けられた排水路が現在機能していないと考えられるため、排水機能を復活する。ただし必要ないもの、遺構へ影響がある場合などは、撤去・埋戻しも検討する

5. 整備スケジュール

(1) 追加調査計画

表 8-17：前期整備の調査計画

エリア	位置	目的	これまでの調査		前期整備											
					短期					中期					長期	
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
西門エリア	西門跡周辺広場	西門官道の位置確認														
	西門跡周辺広場	西門官道西側の状況確認														
	西側丘陵部	望楼跡周辺確認														
	西側丘陵部	丘陵取り付き部周辺確認														
	西門東側	下成土塁の状況確認														
	西側丘陵部	思水園文献確認、聞き取り														
	西側丘陵部	思水園関連建造物の調査・保存検討														
	西側丘陵部	思水園関係地形改変部確認														
	西側丘陵部	新池・松尾池周辺確認														
	西門東側	外濠博多湾側確認														
中央エリア	欠堤部西側	下成土塁の範囲確認														
	木樋取水	モニタリング、状況確認														
	欠堤部外濠広場	欠堤部外濠広場の状況確認														
	自動車学校横	吐水部確認														
	土塁断面解説広場	土塁断面の確認														
東門エリア	東門	東門の位置確認														
	官道東門ルート(太宰府側)	位置確認														
	官道東門ルート(博多側)	位置確認														
	東土塁	上成土塁状況確認														
	東土塁	下成土塁状況確認														
	木樋取水口	モニタリング、状況確認														
	欠堤部東側	下成土塁の状況確認														
	(東土塁・上成土塁上)	(墓地撤去に伴う)														

福岡県 太宰府市 大野城市

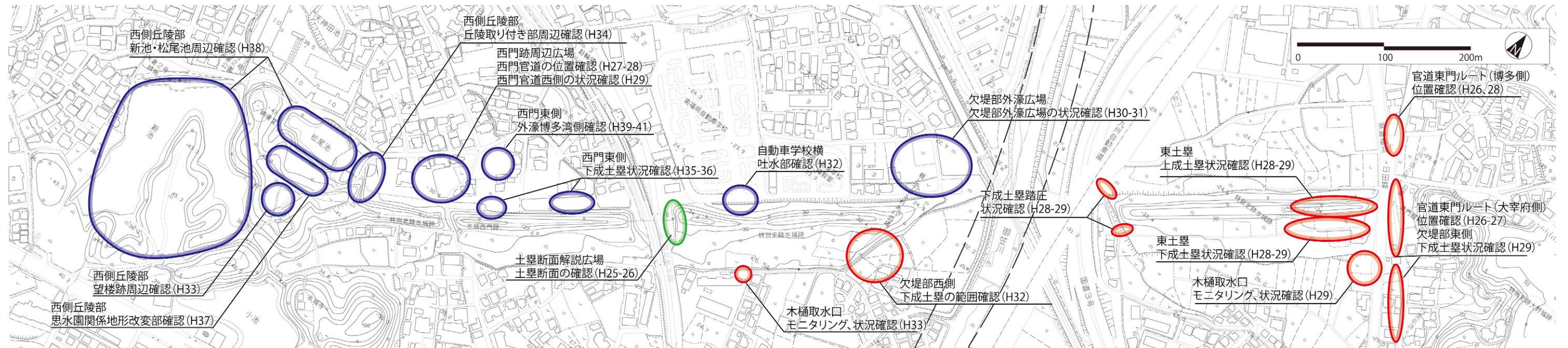


図 8-97:追加調査の位置

(2) 事業スケジュール

表 8-18 : 前期整備計画

エリア	位置	項目	これまでの整備		前期整備											
					短期					中期				長期		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
西門エリア	西門東側 (園路整理、樹木整理)	調査														
		実施設計														
		工事														
	西側丘陵部 (園路整理、樹木整理)	調査														
		実施設計														
		工事														
	西側広場 (園路整備、樹木整理)	樹木調査														
		実施設計														
		工事														
	中ノ島広場～望楼跡周辺 (園路整備、樹木整理)	樹木調査														
		実施設計														
		工事														
西門跡周辺広場 (広場整備、園路整備、樹木整理)	発掘調査															
	実施設計															
	工事															
西側丘陵部 (望楼跡整備、園路整理)	発掘調査															
	実施設計															
	工事															
西門東側西半部 (樹木整理)	樹木調査															
	実施設計															
	工事															
西門東側東半部 (樹木整理)	樹木調査															
	実施設計															
	工事															
中央エリア	欠堤部 (遺構整備(下成土壘))	調査														
		実施設計														
		工事														
	木桶取水口 (遺構整備(取水口))	調査														
		実施設計														
		工事														
	ふるさと水城跡公園周辺 (公園整備、園路整備)	調査														
		実施設計														
		工事														
	欠堤部外濠広場 (広場整備、樹木整理)	発掘調査														
		実施設計														
		工事														
自動車学校横 (遺構整備(吐水口)、樹木整理)	発掘調査															
	実施設計															
	工事															
土壘断面解説広場周辺 (広場整備、解説施設整備 他)	調査															
	実施設計															
	工事															
東門エリア	東門東側 (広場整備、便益施設整備 他)	調査														
		実施設計														
		工事														
	門跡・官道・園路 (遺構整備、園路整備 他)	調査														
		実施設計														
		工事														
	土壘・テラス・取水口など (遺構整備)	調査														
		実施設計														
		工事														
	水城第2広場移転など (広場整備、園路整備 他)	調査														
		実施設計														
		工事														
測 量					東門エリア	西門エリア			中央エリア							
全体	整備基本計画・基本設計															
												福岡県	太宰府市	大野城市		

事業スケジュール対象地位位置図

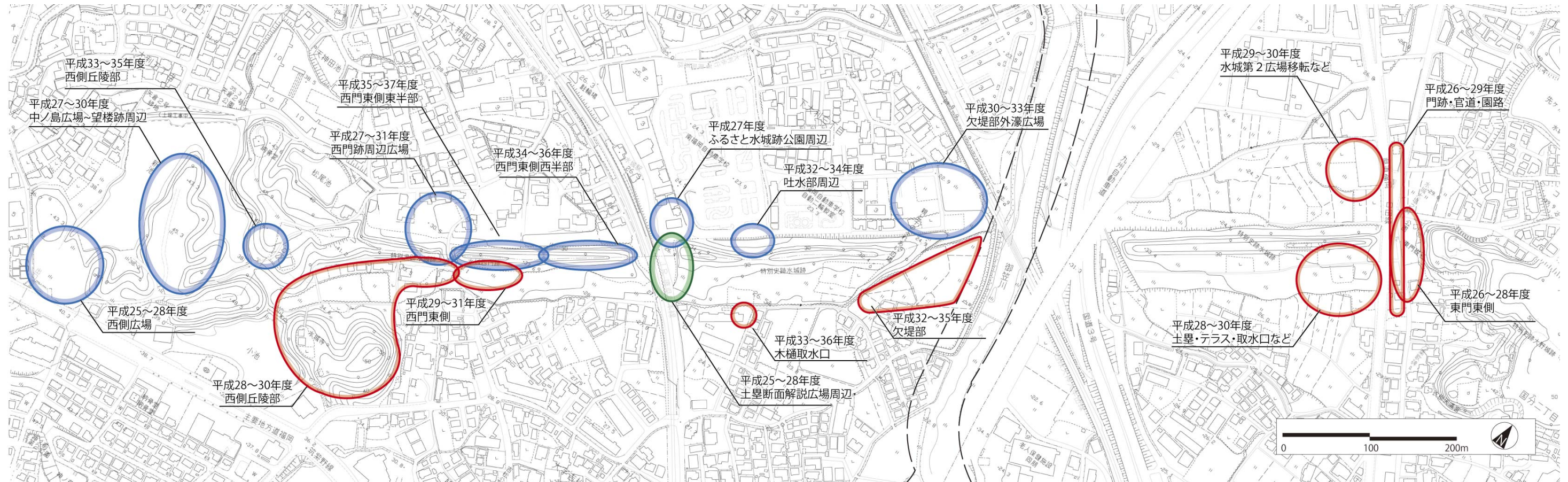


図 8-98: 主な事業の実施位置

特別史跡水城跡の整備は、前期整備で概ね15年間を想定しており、それ以降は後期整備と位置づけている。

しかし、本計画において検討を行った基本設計の内容は前期整備を対象としており、後期整備の実施に向けては、長期に亘る発掘調査・研究、分断されたエリア間をつないでいくための関連事業との調整、関係機関との協議、また、市民とのさらなる連携強化等、対応を図るべき事項が多岐に亘ることが想定される。

そのため、後期整備における整備計画の具体化及び事業推進を確実なものとするためには、長期的な展望の中で想定される課題を把握し、時間の経過にもなって変化していく様々な状況に柔軟に対応しながら、関係機関が一体となって住みよいまちづくりの一環としても事業を継続していかねばならない。

以上のことから、今後の水城跡整備に向けて取り組むべき課題を、以下のように整理した。

1. 継続的な調査に基づく復元考察の推進

水城跡は、長さ1.2kmにおよぶ大規模な史跡であり、九州歴史資料館・太宰府市教育委員会・大野城市教育委員会などによって50次を越える発掘調査が行われているが、調査できているのはごく一部であることから、水城跡の復元整備を実施していく上で、各遺構の所見が揃っているとは言い難い。

このため、これまでの調査成果を共有しながら整備に向けた復元考察を目的とした発掘調査を計画的に継続していく必要がある。また、調査にあたっては大宰府史跡調査研究指導委員会・大宰府史跡整備指導委員会・文化庁などの指導・助言を得ながら進めることが求められる。

2. 保全のための継続的な修理・管理

水城跡は、長年にわたる降雨や踏圧・耕作などにより、様々な箇所ですり減りや土壌のき損が進行している。また里山として管理されなくなった樹木は、密生化あるいは巨木化することによって、景観的に悪影響をもたらすだけでなく、倒木等のリスクが高まり、土壌の損傷や隣地への人的・物的被害が懸念される。

このため、継続的な修理や管理が行われてきたが今後もより一層の取り組みが求められることとなる。また、き損箇所の調査診断、植生調査などを適切に実施し、効果的な修理・管理、予防措置を検討する必要がある。

3. 整備に向けた公有化の推進

水城跡は、地権者の理解を得ながら史跡の保護と活用を目的として、継続的に公有化を進めている。しかし、公有化された箇所は点的であり、未指定地もまだ多い。

このような水城跡の一体的な整備を行うためには、継続的に公有化を行うことが求められる。また、公有化にあたっては、地権者の理解を得ながら進めるとともに、水城跡の将来像について、地域住民に対し丁寧な説明を行う必要がある。

4. 活用にむけた協働

水城跡は1350年の間地域に密着し、守り伝えられてきたことから地域住民にとっても身近な存在となっている。水城跡が持つ記録や記憶は、地域を理解する上で必要なものであるだけでなく、大宰府や九州・日本の国際的な理解を行う上でも重要といえる。

こうした水城跡の整備活用に関しては、広域のかつ多様な視点が重要であり、調査研究成果の共有、整備活用に関する関係機関の連携が求められる。事業を通して生活環境の向上を図りつつ、地域住民の理解や愛着を深めてもらうことが重要で、整備活用・管理等の活動に幅広く参画を呼びかけていくことも検討していく必要がある。

5. 一体的な動線の確保

水城跡は、御笠川や県) 福岡日田線・国道3号線・九州自動車道・西鉄線路・JR線路などで分断されており、東門エリアから西門エリアまで巡るには迂回せざるをえない箇所が多い。

このため、水城跡全体をつないで安全に巡ることができる一体的な動線整備を促進する必要があり、太宰府市・大野城市・福岡県が共同で、より詳細な動線計画について検討し、他の史跡や市街地からの回遊性を高める観点からも関係部局・関係機関と協議を行うことが求められる。

(1) 御笠川を渡る動線の検討

御笠川を渡る方法を検討するためには、御笠川および周辺の調査が重要であり、安全性が高く、景観的にも違和感のない施設の設置場所や内容などの検討を進める必要がある。また、調査・検討にあたっては、太宰府市・大野城市・福岡県が連携し、道路・河川管理者並びに地域住民と十分な協議を行っていくことが極めて重要である。

(2) 西門跡周辺の動線の検討

西門跡は、生活動線として日常的に利用されている車道が通っているため、現時点での整備が難しい状況にある。西門跡周辺の整備を推進していくためには、計画的な発掘調査等により西門跡を表現するための情報を収集すると共に、公有化を進めるなど、長期的な視点に立った対応が求められる。

また、西門跡を通る車道については、今後の検討協議の進捗と併せて取り扱いを検討する必要があるものの、短中期的には利用者の生活動線としての機能を保持するものとする。検討にあたっては、太宰府市・大野城市・福岡県が道路管理者、地域住民と十分な協議を行っていくことが極めて重要である。

(3) JR鹿児島本線を渡る動線の検討

西門エリアと中央エリアを行き来する際、その間にJR鹿児島本線が通っているため大きく迂回せざるをえない状況となっている。水城跡の一体的な動線を確保するためには、JRや周辺の土地所有者との協議が必要であり、JR水城駅の駅舎の改築に合わせた通行方法の検討等、長期的な視点に立った対応が求められる。

(4) 小水城との動線のつながりの確保

小水城は、水城背後の平野を大陸からの脅威から守るために築かれた水城と一体的な施設であるが、水城と小水城間をつなぐ動線の整備や、誘導サイン、案内サインの整備が十分になされていない状況となっている。今後は水城と距離の近い上大利小水城をはじめとし、水城と小水城を一体的につなぐことができるような動線の検討が求められる。

特別史跡水城跡 保存整備基本設計

発行日／平成 27 年 3 月

編集・発行／太宰府市教育委員会文化財課

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

TEL 092-921-2121

FAX 092-921-1601